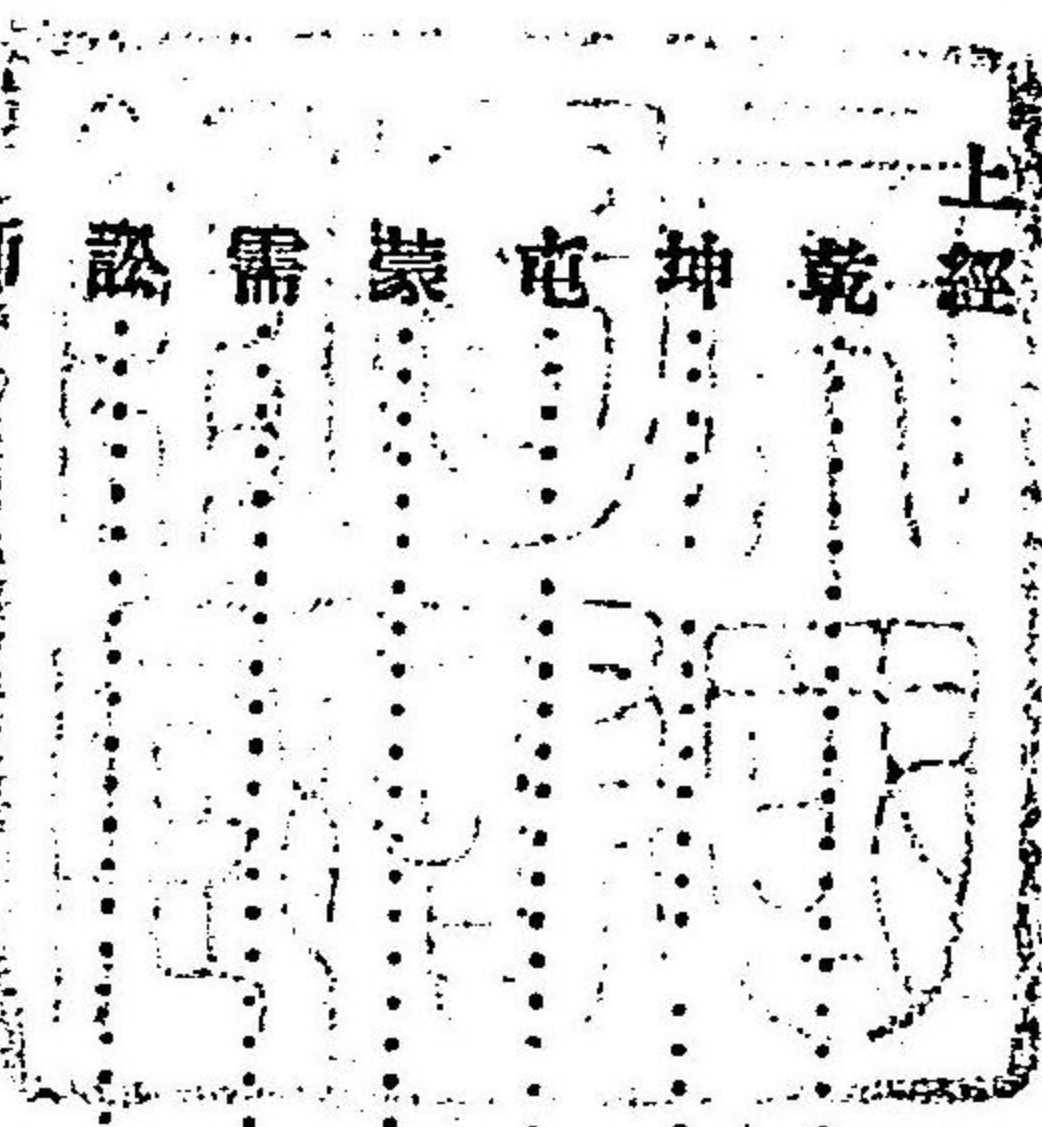


周易目次

周易目次

上經

象	謙	大有	同人	否	泰	履	小畜	比	師	訟	需	蒙	屯	坤	乾
.....
一六一	一五四	一五〇	一四三	一三八	一二八	一一〇	一〇三	一〇五	九八	九〇	八一	七三	六二	四〇	一



下經

遯	恒	咸	離	坎	大過	頤	大畜	无妄	復	剝	賁	噬嗑	觀	臨	蠱	隨
.....
二七四	二六六	二五九	二五二	二四五	二三七	二三〇	二二三	二一七	二〇九	二〇一	一九五	一八九	一八三	一七八	一七二	一六七



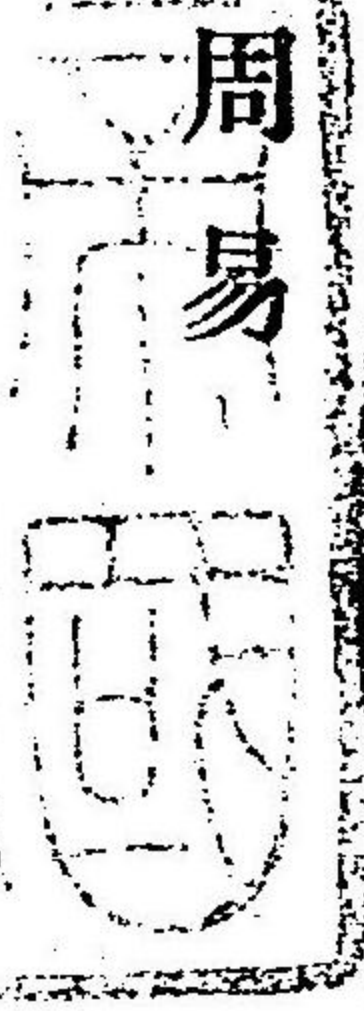
周易目次

大壯	二八〇
晉	二八六
明夷	二九二
家人	三〇〇
睽	三〇八
蹇	三一七
解	三二三
損	三三一
益	三三八
夬	三四五
姤	三五三
萃	三五九
升	三六七
困	三七三
井	三八二
革	三八八
鼎	三九六
震	四〇四

周易目次終

艮	四一一
漸	四一七
歸妹	四二六
豐	四三四
旅	四四四
巽	四五一
兌	四五九
渙	四六五
節	四七二
中孚	四八〇
小過	四八八
既濟	四九七
未濟	五〇五

周易



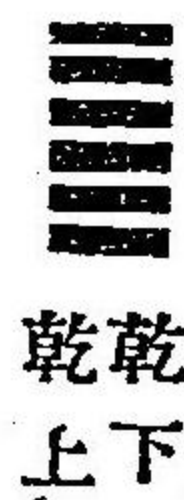
柳田幾作講述

易の字、日に从ひ、月に従ふ、陰陽に象るなり、易は圓神變動の名、難からざるを易と曰ひ、又定まらざるをも易と曰ふ、難からざるものは圓にして神なり、定まらざるものは、動きて變ずるなり、古へ伏羲氏始めて卦を畫し、以て天地人三才の變に象とて、之れを命じて易と曰ふ、夏殷の世、聖人常に發揮する所あり、周に至り、文王更に順序を定め、卦を逐ひ、彖辭を繫け、上下二篇に分つ、周公之れに因り、爻を逐ひて、爻辭を繫く、易、周に至りて、始めて備はる、故に周易と曰ふ、孔子に至り、傳を作りて、經を釋し、以て文王周公の意を發明す、之れを十翼と謂ふ、上象傳、下象傳、上象傳、下象傳、上繫辭傳、下繫辭傳、說卦傳、文言傳、雜卦傳、是れなり

上經

上經の卦三十、乾坤に始まり、坎離に終る、乾坤は、陰陽の本始にして、萬物の祖宗なり、故に上經の首と爲す、離は日なり、坎は月なり、日月の道は、陰陽の經にして、萬物を始終する所以なり、故に上經の終りと爲す、

繫辭傳に、一陰一陽之れを道と謂ふと見え、易の序卦、乾坤を以て始まるものは、一陰一陽を以て始まるなり、既濟未濟を以て終るものは、亦一陰一陽を以て、終るなり、其の一陰一陽たる、乾坤は卦を以て大、既濟未濟は爻を以て小、天下の道、小大異なりと雖も、一陰一陽在らざることをなきを視るなり、而して其の間、乾坤六子、陰陽交錯し、或は變對、或は反對、兩々相序し、六十四卦、三十二對を成す、上經十五對、下經十七對、皆二卦一對を以て次序を爲すものは、一陰一陽變化窮りなきの義に取り、道を卦畫變反次序の間に寓するなり、



乾下
乾上

此れ伏羲の作る所、六奇の卦、名つけて乾と曰ふものなり、乾下乾上は、伏羲八卦を錯ふるの法、即ち乾を以て乾に錯ふるなり、他卦之れに倣ふ、伏羲始めて一を畫して奇と爲し、其の一を兩にして二偶と爲し、奇偶の數相倚りて三を生ず、三奇を乾と爲し、三偶を坤と爲す、乾坤の二卦、互に往來して、震坎艮巽離兌の六卦を生じ、乾坤の二卦を合せて、之れを八卦と謂ふ、往來とは、乾の初爻、坤の初爻と交りて、震と爲り、坤の初爻、乾の初爻と交りて、巽と爲るを謂ふ、後の四卦、之れに倣ふ、

乾元亨利貞。

周禮に之れを經卦と謂ふ、八卦は、天地雷風山澤水火に象どりて其の變窮りなし、故に八卦の上、各八卦を錯へ、以て三才の變を盡す、卦皆六爻あり、周禮に之れを別卦と謂ふ、而して經卦三畫の義は、別卦六畫の中に統べ、復經卦を列せず、獨り別卦を列するものは、其の成を以て言ふなり、

乾は息まざるの意、所謂る健なり、元亨利貞は、文王繫くる所の辭、一卦の義を斷ずるもの、彖辭是れなり、元は大と始との義を兼ね、大は以て其の禮を贊し、始は以て其の功を言ふ、亨は通なり、通ずれば則ち美なり、亨の字、獻享の享と同く、人の百物を備へて、鬼神を享するが如し、故に之れを亨と謂ふ、利は宜なり、刀を以て禾を刈ること順にして、便なるが如し、貞は正と固との二義を兼ね、木の植幹の正しくして固きが如し、四徳元に統ぶ、元は生々の本なり、其の生機の啓達するを亨と謂ひ、生機の充盈するを利と曰ひ、生機の凝固するを貞と曰ふ、而して元實に之れを胎するなり、言ふこゝろは乾の徳たる、全體眞陽、統一にして、雜はらず、故に其の占、元亨利貞、盛徳の至りにして、善慶の集まるものと爲す、元亨利貞の四字、他の諸卦に

(四)
在りては、或は其の一二を擧げ、或は悉く之れを擧ぐるも、他事を兼ねたり、唯乾の卦のみ、純ら此の四字を擧ぐるものは、天徳名つけ難く、極めて其の盛を賛して、諸卦の統と爲すなり、天に元亨利貞あれば、人も亦元亨利貞あり、宇宙間の事物、各元亨利貞あらざるなし、而して或は失して悔吝凶咎と爲るものは、其の元亨利貞の乾たる所を失へばなり、故に聖人天下後世を愛ひ、象を設け辭を繫けて、詳らかに吉凶悔吝を示し、人をして其の元亨利貞たらしめんことを欲するのみ、元亨利貞にして、天下餘事なく、易餘道なし、故に乾は六十四卦の首、元亨利貞は六十四卦の通用、凡そ六十四卦の元亨利貞たるものは、皆乾の道に體するものなり、悔吝凶咎となるものは、皆其の乾たる道を失ふものたり、乾の卦に元亨利貞なる所以を言はず、而して六十四卦の元亨利貞たるものは、乾に非ざるはなきなり、夫れ乾、諸卦の首たり、文王首として四字を繫け、易道の綱領と爲し、萬象を包含す、他卦各元亨利貞ありと雖も、編全純駁同じからず、然れども亦乾の元亨利貞を以て、他卦の元亨利貞と異なりと謂ふ可らざるなり、

乾に統宗會元の象あり、欣暢和動の象あり、強直順遂の象あり、完固堅實の象あり、

文王四字を以て之れに象し、元亨利貞と曰ふ此の四字、乾の象を盡せりと謂ふべし、道に在りては天道とし、徳に在りては聖徳とし、事に在りては、大事とし、人に在りては、大人とし、君父とし、尊貴とし、君子とし、物に在りては、龍とし、馬とし、諸陽壯の物とし、事に在りては、動作とし、諸善事とし、心に在りては、神明とす、一念の天理は、即ち乾なり、一念の人欲あれば、即ち乾の體を虧くなり、一事の精明は、即ち乾なり、一事の昏惰なるは、即ち乾の用を損するなり、細微に推測するとき、は宇宙造化、乾に非ざるはなく、天下の事物、乾あらざるはなし、神にして之れを明かにすれば、六十四象、惟乾のみにして足る、曰はく、是くの如くなれば、則ち乾至れりと謂ふべし、乾を反して坤と爲す、則ち坤は善ならざるか、曰はく、否、坤に乾なく、乾に坤なきに非ず、故に一陰一陽之れを道と謂ふ、乾、九を以てして、而して位六、是れ陽を以て陰に乗するなり、奇一を以て九を御す、是れ靜を以て動を制するなり、九用にして純一、是れ動、未だ始めより靜を離れず、陽、未だ始めより陰を離れず、故に乾元用九は、則ち天則を見ると云へり、坤は乾に倣ふものなり、六爻純偶にして、雜はることなく、乾と徳を合す、月の日に於けるが如く、其の魄を陰と爲し、其の魂を陽と爲す、

彖傳曰。大哉。乾元。萬物資始。乃統天。雲行雨施。品物流形。大明終始。六位時成。時乘六龍。以御天。乾道變化。各正性命。保合大和。乃利貞。首出庶物。萬國咸寧。

故に坤は乾を承くるものなり、乾に反するものに非ず、焉んぞ乾を以て坤を病ましむることを得ん、坤をして乾に反せしめば、則ち孤陰と爲り、乾亦陰に反して孤陽と爲る、故に天の道を立て、陰と陽と曰ひ、地の道を立て、剛と柔と曰ふと云ひ、一は兩を含みて、一と爲すなり、此れ易の變を爲す所以にして、神に方なき所以なり、

此れ皆孔子の辭、文王彖辭の義を發明するものなり、彖は斷なり、一卦の吉凶を斷ずるなり、伏羲の卦を畫せしとき、名ありて辭なし、文王之れに彖し、乾の卦に繫くるに元亨利貞を以てす、孔子此の義を釋して曰はく、大哉云々、乾は元陽の體、元は乾の生氣、乾の徳、生より大なるはなし、故に乾元と曰ふ、萬物の生ずる、皆元氣に資りて始めを爲す、人の形を母に成す、氣を受くるは則ち父に取るが如し、天は万物の統なり、而して天の天たる所以、亦惟元氣周流して、終始息まず、故に乃ち天に統

ぶと曰ふ、乾の義、天を以て盡す可らず、乃ち天の理にして、元亦乾の神理なり、何をか元と謂ふ、最下の一畫是れなり、陽氣始めて動く、万物の始まる所なり、此れ氣を言ひて形を言はず、若し形に涉れば、便ち是れ坤の資りて生ずるなり、統は括なり、猶一言にして盡すと言ふがごとし、乾元の徳、乃ち天道の運行を統紀す、而して伏位の坎、雲と爲り、雨と爲る、乃ち雲行き雨施すなり、伏位の離、日と爲り、晴と爲り、晴雨時に若ひ、万品の物始めて其の形を成し、天下に流布す、此れ則ち乾始の亨る所以なり、初を始めと爲し、上を終りと爲す、卦に上下あるは大に其の終りて復始するの理を明かにして人に示すなり、初より上に至るの六位、時を以て成り、春あり、夏あり、秋あり、冬あり、而して時に依りて、六爻の陽氣に乗駕して、以て天體を控御す、上下の定位を以て言へば、之れを六位と謂ひ、陽氣の變化を以て言へば、之れを六龍と謂ふ、天を御すとは、猶天此れを得て始めて其の天たることを爲すと云ふがごとし、變は化の漸にして、化は變の成るなり、物の受くる所を性と爲し、天の賦する所を命と爲す、乾道變化して其の澤を降し、是を以て萬物各其の所を得て、天賦の性命を正し、陰陽の大和を其の身に保合す、大和は則ち元氣の生々するもの

なり、此れ則ち万物の貞に利しき所以なり、君子此に従事すれば、則ち首として天下庶物の上に出で、天下の王たるべく、万国亦咸く従ひて安寧なり、万国は猶天下と曰ふがごとし、

易は象に非ざることなし、豕の言たる豚なり、古く肴に豕を用ゐ、之れを豚解と謂ふ、肴は分ち薦むと雖も、豚の體本一なり、故に全卦の體を豕と曰ひ、六爻の位を爻と曰ふ、爻は即ち古への肴の字、後世肉を加へて以て卦爻に別つ、元は生意なり、天時として生ぜざることなし、秋冬も亦生ず、亨利貞皆生意の運なり、四時の氣、春に稟け、而して夏と秋冬と、皆春氣の運なり、故に元は四徳を統ぶ、人に在りては、乍ち見はるゝ、惻隱の一念と爲す、即ち所謂の仁なり、此の念之れを羞惡に發すれば、即ち義、之れを恭敬に發すれば、即ち禮、之れを是非に發すれば、即ち智なり、仁には則ち義、禮智皆有り、不仁なれば、則ち義禮智皆なし、草木の萌芽あるが如く、千枝万葉、總べて勾芒に在り、禽鳥の胎卵あるが如く、羽毛骨肉、總へて、孚殼に在り、一元の生意にして、亨利貞皆其の中に在り、故に乾元と曰ふ、聖人は天と體を同くす、庸衆は昏迷して時を失ひ、行ひ天と違ふ、惟聰明睿知の者、能く大明普く照し、條理洞徹して終々始々、純一二ならず、時に因りて順成することを爲す、所謂の潜見飛躍、六爻の運に乗じ、裁成輔相して、以て化育の不足を賛け、天を御して行ひ、造化我れよりするなり、聖人は天の心、聖人の天を御するは、猶ほ心志の五官を御するがごとし、詩に云はく、不識、不知、順帝之則と、乃ち所謂の元亨なり、乾道變化して、各性命を正しくすとば、生理の各得るを謂ふ、例へば、梅は自ら梅、李は自ら李なるが如く、又稷を種うれば、稷と爲り、黍を種うれば、黍と成るが如く、一粒を種うれば、百粒と爲り、再び百粒を種うとも、仍自ら完全にして、黍は常に黍、稷は常に稷、千万年も變易せざるなり、

象傳曰。天行健。君子以自彊不息。

此れ孔子作る所の象傳にして、此の一節は、所謂大象なり、他卦之れに倣ふ、大象は一卦の象なり、孔子、伏羲八卦、天地風雷山澤水火の象に因りて傳を作り、以て重卦の義を申明するものなり、小象は逐爻の象、周公繫くる所、三百八十四爻の象に因り、傳を作りて、以て周公爻辭の義を申明するものなり、象は像なり、其の意に倣ひ象とりて、之れを通するを謂ふ、天は乾に非ず、而して乾を以て天に象とる、天の運

行剛健にして息まず、一、日の間斷あることなし、古へより今に至るまで此くの如く、其の健なるを以て、天行健と曰ふ、健は即ち乾なり、亦猶地勢に坤と言ふがごとし、乾體六爻純陽にして息まず、故に天行を以て象と爲す、乾と曰はずして健と曰ふものは、乾状す可からず、健を以て之れに名づく、名づく可きは則ち乾に非らず、乾を尊ぶこと、他卦に異なる所以なり、君子此の象を見て、反て之れを身に求め、學問徳業、常に忠信を主とし、憂勤惕厲、存々亡せざれば、則ち至誠息むことなく、天行の健我れに在り、聖人乾を畫し、象を取り、以て人の道に體せんことを責むるなり、以は用なり、君子の乾を用ゐる所以なり、君子は即ち九三終日乾々の君子にして、成を人に責むるなり、六十四卦の大象みな以の字を用ゐるものは、易の象を玩びて、之れを用ゐることを言ふ、乃ち易を讀みて之れを用ゐるの道を示されたるなり、

象は南方の大獸、古へ未だ其の形を識らず、但其の像を見る、故に名つけて象と曰ふ、王制に南方に象と曰ふとあり、周禮に象胥あり、即ち今の通譯官にして、四夷の語を通ずるものを謂ふ、亦其の意に像どりて之れを通ずればなり、

初九潜龍勿用。○象傳曰：潜龍勿用。陽在下也。

此れ周公繫くる所の爻辭にして、一爻の義を斷ずるものなり、凡そ爻此れに倣ふ、初九は卦下陽爻の名、凡そ卦を畫する、下よりして上る、故に下爻を以て初と爲す、第一位を初と言へば、第六位を終と言ふべきなれども、第六位は上と言ふ、第六位を上と言へば、第一位を下と言ふべきなれども、皆然らざるものは、下に初と言へば、上に末の義あり、故に大過の彖傳に、棟撓本末弱也と云ふ、是れ上に末の義あるなり、六に上と言へば、初に下の義あり、故に乾の小象に、潜龍勿用、陽在下也と云ふ、九は陽數の全なり、陽に九と稱するものは、乾體に三畫あり、坤體に六畫あり、陽は陰を兼ねることを得、故に其の數を九とす、陰は陽を兼ねることを得ず、故に其の數を六とす、又一説に、三天兩地の數に倚ると云ふ、曰はく、一三五參はりて、九と爲る、故に陽に九と稱す、二四兩つにして六と爲る、故に陰に六と稱すと、未だ其の孰れか是なることを知らず、潜龍は初九の象、伏羲畫を設けて以て易に象どり、周公象を設けて以て畫を明かにす、易道至變にして、質と爲す可らず、故に但之れか象を爲すのみ、物の至りて變ずるもの、龍に如くはなし、靜かにして善く動く、故に以

て乾に象どる。乾の初九を元陽と爲す。陽氣始めて萌す。龍の九淵に蟄するか如く、變化の靈を合むる。其の時未だ至らざれば、宜く安靜にして怡養すべし。故に勿用と曰ふ。勿とは保護の意なり。凡そ乾に體する者此の時に遇ひ、此の位に居れば皆當に此の象を推して、其の意を得べし。然るときは則ち躁動の咎なし。此の爻天に在りては、首春とし、人に在りては、童男とし、物にありては、胎萌とし、事に在りては、始めを謀るとし、仕に在りては、始めて進むとし、學に在りては、志を立つるとし、身にありては、下體とし、心にありては、未發とす。推して之れを廣むれば、勝けて窮む可らず。凡そ卦爻皆類を以て推すべきなり。

陽氣根底に藏れ、靜極寧固なれば、則ち飛躍の神全たし。故に潜龍は以て潜まざる可らず。龍にして潜まざれば、則ち其龍たる所以を失ふ。亢すれば、則ち悔あり。獨り初九のみに非らず。故に六畫皆一を離れず。六龍皆未だ潜を忘れず。是を以て二の謹信閑存文言に三の惕、四の疑皆潜の意なり。五に至りて神力始めて全たし。然れども亢即ち之れに隨ふ。安んぞ潜まざる可けんや。故に之れを戒めて、用ゐる勿れと云ふ。用ゐるも亦首なし。之れを用九見群龍无首吉と謂ふ。六龍首なければ、則ち

六龍皆潜なり。故に乾は六十四卦の統にして、乾の初九は又乾の統、三百八十四爻の根なり。

龍は凝寒極靜の物。陽神にして陰質なり。乾は純陽にして象を陰物に取るは、元陽陰を包む所以にして、聖人象を設くるの精意なり。陽の能く群動を制するものは、惟其の靜なるが故なり。王者の能く庶物を總攬するは、惟其の無爲なるが故なり。陽をして剛を好み、躁擾にして卑賤を勞役せしめば、何を以て乾たらん。龍陰極まりて陽に乗れば、則ち其の力猛なり。乾九を用ゐて、六に乗れば、則ち其の用神なり。陽陰を含み、陰陽を載す。乃ち變化を成すなり。坤の馬に象どるも、亦馬柔にして質剛なればなり。

象傳の意、陽は九を謂ひ、下は初を謂ふ。惟龍なり。故に龍と稱す。惟下なり。故に潜と稱す。此れ人に示すに辭を象に玩ぶの則を以てするなり。龍の徳、地に伏する千年にして、始めて其の天全を見る。人の積む所、亦厚からざれば、精神漏洩し易く、以て天徳に達するに足らず。小象乾に於ては、陽在下也と曰ひ、坤に於ては、陰始凝也と曰ふ。陰陽の稱、此に始まる。蓋し六十四卦、陰陽の初爻即ち太極生ずる所、兩儀の一

なるを以て、掲げて諸卦の通例と爲すなり、陰陽の名一たび立ちて、動靜健順剛柔奇偶小大尊卑變化進退往來の稱亦是れに由りて著はるゝなり、易は變易を取る、故に爻の辭變象多し、乾の初九動けば則ち變じて姤となる、故に爻辭に勿用と云ふ、姤の勿用と同じ、

九二見龍在田、利見大人。○象傳曰、見龍在田、德施普也。

二は下よりして上り、第二爻を謂ふ、後此れに倣ふ、二三四五之れを中爻と謂ふ、左氏二より四に至るを以て一卦と爲なし、三より五に至るを以て一卦となし、皆名けて互體と曰ふ、此の爻、中正の位に當る、故に其の德を中と爲す、德性中なり、故に言法とる可く、行ひ則とる可く、天下德を觀て之を宗ぶ、故に其の象を見龍と爲す、潛を出で、隱を離るゝの謂ひに非らず、六畫卦を以て之れを言へば、初二を地道と爲し、三四を人道と爲し、五上を天道と爲す、二は初の上に在り、故に田と稱す、龍は淵にあらざれば則ち天に在り、焉んぞ田に居らんや、見龍田に在りと云ふものは、龍淵を出で、雲雨を興し、農田に施す、是の田は、乃ち普く德を施すの地なり、此爻變すれば離と爲る、離を目と爲す、故に見るに利しと曰ふ、三畫卦を以て言へば

初四を地道と爲し、二五を人道と爲し、三上を天道と爲す、陽畫を大と稱す、故に本卦二五皆大人と稱す、二爻君位に非ずして、大人と曰ふものは、位、在らずして、德、在ればなり、天下の此の大人を見るに利しきこと、九五を見ると同じ、然るに九二より九五の大人を見るに利しとするものは非なり、象傳の意、初爻の陽、下に在るものは陽氣潛伏して、いまだ地を出でず、二爻の德、施す普きものは、陽氣地上に著見して、普く物に及ぶの謂ひなり、德は即ち剛健中正の德、大人の已に出で、世に見はるゝが如き未だ君たらずと雖も、其の德の施す所、已に普し、然れども其の普きもの、初九の用ゐる、勿れに比すれば、是れ普しと雖も、若し九三に比すれば、則ち猶狹きなり、

見るに利しと云ふものは、此の卦此の爻に據り、其の宜く大人を見るべきの象たるを斷ず、後凡そ利と言ひ、貞悔吝吉凶と言ふの類、各本爻の時位理數に因り、其の當に然るべきを斷ず、皆所謂る占なり、聖人物を聞き務めを成すの意、見るべし、豈著策を待ちて後に占と成さんや、

九三君子終日乾乾、夕惕若厲、无咎。○象傳曰、終日乾乾、反復道也。

初二は地位なり、故に二に在田と曰ふ、五上は天位なり、故に五に在天と曰ふ、三四
 は人位なり、龍の據る所に非ず、故に三に龍と稱せずして君子と稱す、君子は徳あ
 り位ある者の通稱なり、此の爻變すれば、互卦に離あり、離を日と爲し、三を人間と
 爲し、二を地上と爲す、日、人間を照し、將に地に至らんとす、日の將に移らんとする
 時なり、故に終と曰ふ、兩乾の間に介す、故に乾々と曰ふ、乾々とは猶競々と曰ふが
 ごとし、此の爻、六十四卦人道の首に居る、聖人尤も意を致す、此れ他爻乾を言はず
 して、而して、三のみ獨り乾々と言ふ所以なり、日既に終れば、則ち夕と爲る、惕は敬
 懼なり、即ち乾々の意、若は助辭なり、厲は危なり、下卦の上に在り、高きに登り、深き
 に臨むが如し、聖人惟ふに此の爻下體の上に立ち、上體の下に居り、不中の位に在
 り、重剛の險を履み、上み、天に在らざれば、未だ以て、其の尊きに安んず可らず、下も
 田に在らざれば、未だ以て、其の居に寧んず可らず、徳望日に隆く、衆且疑ひて之れ
 を忌む、此の時に當り、之れを遁るるも不可なり、之れを遂ぐるも不可なり、委蛇し
 て以て自ら全くするも亦不可なり、惟終日乾々、進修して懈らず、夕に至ると雖も、
 惕若として敬懼す、故に危地に居ると雖も、咎なしと云ふ、凡そ无咎と云ふものは、

九四、或躍在淵、无咎。○象傳曰、或躍在淵、進无咎也。

憂の中に在りて過ちを補ふことを喜ぶの義なり、象傳反復の道とは、道を行ふこ
 と已に竟り、又還りて已に行ふ道に復り、再ひ之れを行ふ、一乾既に終り、一乾又始
 まるの義なり、此れ乾々の二字を釋するなり、

此の爻、下を離れて上る、乾道革まるの時なり、或とは疑ひて之れを審かにするの
 意なり、躍とは縁る所なくして、地を絶ち、未だ飛ばざるなり、在とは未だ處ること
 を忘れざるなり、龍と曰はざるものは上の文を蒙ればなり、云ふことゝろは、陽氣漸
 く進み、龍の飛ばんと欲して、猶疑ふに似たるなり、其の躍るは、未だ淵よりせざる
 ものあらず、躍れば則ち未だ飛ばずと雖も、其の飛ぶこと久しからず、淵は初を指
 す、言ふは四と初と相應するなり、凡そ卦、初と四と應じ、二と五と應じ、三と上と應
 ず、後此れに倣ふ、夫れ徳と時と宜く躍るべし、而して猶之れに或するの心を懐く、
 或せざれば、則ち忌憚なきものと等しきのみ、進めば則ち武王と爲り、退けば、則ち
 文王と爲る、聖人毫も己れの意を用るず、之れを天命人心に權るのみ、此爻變ずれ
 ば、巽と爲る、巽を進退と爲し、不果と爲す、或は躍るの象なり、象傳の意此の如くに

九五、飛龍在天。利見大人。○象傳曰：飛龍在天，大人造也。

此の爻三才に於て天道と爲す、變ずれば離と爲る、飛ぶの象あり、見るの象あり、大人は九五を指す、易の最も尊きものは乾にして、乾の最も尊きものは九五なり、此れ乾道の極盛なり、堯舜に非ざれば、之れに當るものあらず、剛健中正、九五に至りて、威く備はり、至徳を以て盛位に居る、聖功既に就り、萬物既く覩る、故に大人を見るに利しと曰ふ、占者其の徳なければ當に凶なるべし、此爻變ずれば、大明天に中し、卦大有と爲り、尊位を得て上下之れに應ずるの象あり、互卦兌を悦と爲す、皆飛龍見るに利しきの象なり、龍の潜と亢とは、其中を得ざればなり、中を過ぐれば、則ち惕中に及ばざれば、則ち躍る、二五其中なるを以て、見るに利しきの吉あるなり、象傳大人造也とは、惟大人能く之れを成就するを謂ふなり、蓋し九五の大人は、即ち九二の大人なり、大人は龍の字を釋し、造の字は天に在るを釋するなり、

上九、亢龍有悔。○象傳曰：亢龍有悔，盈不可久也。

上は最上一爻の名なり、此の爻、實際の極に居る、乃ち龍の杳冥に居て、雨を爲す能はざるものなり、故に之れを名つけて、亢龍と曰ふ、亢は高なり、悔は變なり、凡そ爻に悔と曰ふものは皆變に従ふ、龍の物たる、始めにして潜、繼きて見、中にして躍、終にして飛、既に天に飛び、秋分に至れば、又蟄して淵に潜む、變化測るなきの物なり、亢して能く悔ゆ、龍たる所以なり、此の爻、乾の主爻たり、故に悔ありとて以て之れを終ふ、亦下文用九の意なり、象傳の意、陽極まれば、則ち陰生ずるを謂ひ、盈は亢を釋し、不可久は悔あるを釋するなり、

易は造化人事の理、奇偶乗除の數、盈虛消長の幾のみ、造化に必然あり、人事に當然あり、是れ理の違ふ可らざる也、奇、乘して、偶となり、偶、除して、奇と爲る、是れ數の逃る可らざるなり、盈つれば、則ち必ず虚く、消すれば、則ち必ず長ず、是れ幾の豫せざるものは數なり、上、亢して五に兆するものは幾なり、聖人乾の上九に於て、亢龍の戒めを發す、六十四卦、吉凶悔吝の大端たる所以なり、いま文言に即きて、以て六爻を占へば、二の見るに利しき所以は、初の憂危不抜なるに由り、三の能く咎なき所以は、二の謹信伐らざるに由り、四の咎なき所以は、三の憂惕に由り、五の見るに利

しき所以は、四の疑ひ審かにするに由る、故に功を積み、行ひを累ねて、之れを成す。は天に在り、見るに利しきの業、五に至りて、潜躍の神已に竭き、憂疑の慮已に銷す、思ふこと無く、爲ること無く、惟聲應じ、氣求むることあるのみ、則ち上九の悔、豈上を待ちて而して後に見んや、此れ所謂る理違ふ可らず、數逃る可らず、幾豫せざる可らざるものなり、聖人卦を畫し、爻を分ちて以て之れに示し、象を設け、辭を繫けて、以て之れを明かにし、丁寧反復、以て之を告戒す、人をして悔吝凶咎の途を免れ、元亨利貞たる所の者を求めしめんと欲するに非ざるなきのみ、夫れ易は變のみ、一乾なり、天と爲し、聖と爲し、君子と爲し、龍と爲し、潜と爲し、見と爲し、躍と爲し、飛と爲し、亢と爲し、元亨利貞と爲し、吉と爲し、又厲と爲し、咎なしと爲し、又悔と爲す、易を知る者は千變惟一なり、易を知らざる者は、龍は則ち宜く亢あるべからず、聖人は則ち當に悔あるべからずと謂ふ、夫れ易豈徒らに天と聖人との爲めに設けんや、是れ株を守るの見なり、夫れ乾之れに躄すれば、則ち大人と爲り、君子と爲り、之れに恃れば、則ち庸愚と爲り、剛愎と爲る、何の常か之れ有らん、其の悔を銷して、其の咎を防ぎ、其の過ぐるを制して、其の盈るを損す、乃ち元亨利

貞たる所以なり

用九見群龍无首吉。○象傳曰。用九天德不可爲首也。

用九とは六爻皆變ずるを謂ふ、乾坤二卦のみ、獨り用九用六と言ふものは、乾坤は其の九六に純なるを以てなり、乾變じて坤と爲り、坤變じて乾と爲る、若し變卦を以て占へば、則ち天地君臣位を易ふるものなり、豈可ならんや、故に聖人之れが義を爲して、群龍首なしと曰ふ、群龍は潜より飛に至るの龍を謂ふ、蓋し爻位の異なるを以て言ふなり、卦は一のみ、首は上九を指す、凡そ卦初を足と爲し、上を首と爲す、蓋し乾の乾たる所以、上九の一爻に在り、五より以下、龍體盡く變ず、惟上九未だ變ぜず、翹然として其首あるのみ、上九變ずれば、則ち六爻盡く變じ、陽變じて陰と爲り、剛變じて柔と爲り、時と窮まらず、乃ち天則を見て、天下治まる、吉なる所以なり、聖人陽極に於ては、則ち教ふるに首なきを以てし、陰極に於ては、則ち教ふるに永貞を以てす、蓋し九に居て九に用ゐられ、我れ用九を用ゐること能はず、故に亢に至る、六に居て六に用ゐられ、我れ六を用ゐること能はず、故に戰ふに至る、惟群龍首なきと、永貞に利しきと、此れ用九用六の道なり、象傳の意、天德は九五を指す、

陽徳九五に至り、中に居り、正を得、是れを天徳と爲す、此の上、復加ふ可らず、上九は九五の上に在り、陽剛の極、亢すれば則ち悔あり、故に其の九を用ゐるもの、剛にして能く柔、下事り上を視て、群龍首なきの象あらしむれば、則ち吉なり、然る所以のもの、は、天徳首たる可らざるを以てなり、

文言曰、元者善之長也、亨者嘉之會也、利者義之和也、貞者事之幹也、君子體仁足以長人、嘉會足以合禮、利物足以和義、貞固足以幹事、君子行此四徳者、故曰乾元亨利貞。

文言は、孔子、乾坤二卦の義を釋するものなり、文言の二字、諸説ありと雖も、要するに文王の言と云ふの義なり、蓋し夏の易は、連山にして、艮を首とし、殷の易は、歸藏にして、坤乾を首とす、唯周易は、乾坤を首とし、乾を始めにして、坤を次ぎにす、乃ち文王の定むる所、天地の位に本づき、君臣上下の分を著はし、以て人極を定むるもの、文王の志なり、所謂る文王既に没すれども、文茲に在るものは是れなり、此の一節、乾の四徳を論ずるなり、元亨利貞は文王繫くる所の象辭なり、乾の徳たる全體眞陽、純一にして雜なし、故に純ら此の四つの者を擧ぐ、蓋し天徳名つけ難

し、極めて其の盛んなることを贊して、諸卦の統と爲すなり、故に此の四つの者に據りて、乾の徳を發揮し、人をして、元亨利貞の義を知らしむるなり、元者善之長とは、天地の大徳を生と曰ひ、元は物を生ずるの始めなり、善の大なるもの、施し生ずるより善きはなし、元を施生の宗と爲す、故に善の長と曰ふなり、一陰一陽之を道と謂ふ、之れを繼ぐものは善なり、之れを成すものは性なり、善は道の由りて以て其の已まざるを爲す所のもの、万物天の陽徳に資りて生ず、元は善の長たる所以なり、亨は嘉の會とは、亨は献享を以て義と爲す、故に會と稱す、而して乾の亨るは、乃ち嘉の會なり、言ふこゝろは、天能く万物を通暢し、物の嘉美をして會聚せしむるなり、利は義の和なりとは、天能く庶物を利益し、物をして各其の宜を得て和同せしむるなり、蓋し能く人を利して、然る後に義と爲す、義の大なるもの、人を和するより大なるはなし、言ふこゝろは、物唯義を以て之れを制して、然る後衆人普く天の利を饗くすることを謂ふなり、貞は事の幹なりとは、貞の字、正固の二義を兼ね、乾の貞は精神凝聚し、固守して變せず、言ふこゝろは、天能く中正の氣を以て、万物を成就し、事をして、皆幹濟せしむるなり、木の傍生するを枝とし、正出するを幹と

周

す、木に幹ありて、方に能く繁茂の枝葉を附す、幹は木の身、枝葉の依りて以て立つ所なり、以上の四句は、天の四徳を明かにするなり、以下は人の天の四徳に法とることを明かにするなり、君子仁に體して、以て人に長たるに足るとは、君子乾の元に法とりて、仁を以て體と爲せば、則ち善の長己れに在り、以て人の長たるべし、人君徳能く下土を總べ、民庶心を歸すれば、衆庶以て仰ぎ戴きて、其の生を達するものと爲す、猶ほ天地父母のごとし、故に稱して元后と曰ふ、嘉會以て禮に合ふに足るとは、君子乾の亨に法り、禮會を以て後に行はる、會する嘉を以てして禮に合ふ、嘉美の會聚する、應務酬酢、容貌辭氣皆禮に合ふことを謂ふなり、物を利して義を和するに足るとは、君子乾の利に法とり、田を分ち祿を制すれば、則ち君臣和し、君足り、民足れば、則ち上下和し、飲食燕享すれば、則ち賓主和するが如きを謂ふ、利すれば、則ち義和し、利せざれば、則ち義和せざるなり、貞固にして以て事に幹たるに足るとは、君子乾の貞に法とり、正を守りて堅固、万物の撓ます所と爲らざれば、則ち能く庶事を建立し、沈渾深密の養ひ定まりて、幹理自から固きを謂ふ、君子此の四徳を行ひ、自から強めて息まざるは、亦天行の健なり、故に亦乾は元亨利貞と云ふなり、

易

周

初九曰。潜龍勿用。何謂也。子曰。龍德而隱者也。不易乎世。不成乎名。遯世无悶。不見是而无悶。樂則行之。憂則違之。確乎其不可拔。潜龍也。

此れより以下、動きて悔あるに至るまで、六爻の義を明かにす、此の一段、初九の爻辭を釋するなり、孔子假りに疑問を設く、後五爻皆之れに倣ふ、此れ後世文章問答の祖なり、龍徳にして隱るゝものとは、人事を以て潜龍の義を釋するなり、聖人は龍徳ありて隱居するものなり、物の變ずるもの龍に若くはなし、故に龍徳と云ふ、世を易へざるの義、言ふこゝろは、身用ゐられざれば、道を以て天下を變易すること能はざるなり、名を成さずとは、人の知ることを求めざるなり、世を遯れて悶するなしとは、逃れて世を避け、無道に逢ふと雖も、心悶する所なきなり、是とせられずして、悶するなしとは、世を擧げて皆非にして、善とせられずと雖も、心亦悶することなし、上の悶するなきは、心僻陋に居り、是とせられずして悶するなきなり、下の悶するなきは、世俗の行ひ悪しきを見るも、亦悶することなきなり、樂めば則ち之れを行ふとは、悶するなきの謂ひなり、悶するなきが故に樂むなり、君子天を樂

易

み、命を知る、初九下に在るの象に違ひ、此の潜龍用ゐる勿れの道を行ふなり、憂ふれば則ち之れに違ふとは、小人天命を知らず、戚々として樂まざるは、則ち初九下に在るの戒めに悖りて、此の潜龍用ゐる勿れの道に違ふなり、樂みを言ひて、兼ねて憂ひを言ふ、亦猶後章坤の初六、不善の殃と善の慶と並び説くがごとし、君子は則ち此くの如く、小人は則ち是れに反するを謂ふなり、確乎として其れ抜く可らずとは、内守る所ありて堅確、富貴も淫すること能はず、威武も屈すること能はず、貧賤も移すこと能はざるなり、拔は拔木の拔の如し、始めに龍徳にして隠るゝを言ひ、終りに又總べて之れを結ひて潜龍と曰ふなり、

九二曰。見龍在田。利見大人。何謂也。子曰。龍徳而正中者也。庸言之信。庸行之謹。閑邪以存其誠。善世而不伐。徳博而化。易曰。見龍在田。利見大人。君徳也。

此の一段、九二の爻辭を釋す、龍徳にして正中とは、九二見龍の剛徳ありて、潜躍の間在り、過不及なくして、正に其の中を得るなり、庸は常なり、常言常行必ず信じ必ず謹めば、則ち口妄語せず、身妄動せざるなり、邪を閑ぐとは外物入ること能は

ざるなり、物に應じて中心動かず、故に物に引かれざるなり、世を善くすとは猶兼ねて天下を善くすと云ふがごとし、伐らずとは、其の善を有せざるなり、位、九五に非ず、何を以て世を善くする、徳博きが故なり、徳博くして化すとは、己れを正して物正しきなり、是れ大人の事、至誠にして化するものなり、九二を賛して君徳と曰ふものは、明かに大人の九二たるを指すなり、他卦皆二を以て臣位と爲し、未だ嘗て君徳と爲さず、乾の九二、未だ君位あらずして、君徳あるものなり、其の位は臣と雖も、其の徳は則ち君なり、故に君徳と曰ふなり、

九三曰。君子終日乾々。夕惕若厲。无咎。何謂也。子曰。君子進徳脩業。欲及時也。故无咎。忠信所以進徳也。脩辭立其誠。所以居業也。知至至之。可與存幾也。知終終之。可與存義也。是故居上位而不驕。居下位而不憂。故乾乾因其時而惕。雖危无咎矣。

此の一段、九三の爻辭を釋す、君子朝に乾々し、夕に惕若するものは、徳に進み業を修むるが爲めなり、徳に進むは、日に新たにして已まず、道徳を進益するなり、業を修むるは功業を營むなり、何を以て徳に進む、忠信は徳に進む所以なり、内、己れを

欺かざる、之れを忠と謂ひ、外人を欺かざる、之れを信と謂ふ、忠信は誠なり、何を以て業に居る、辭を修めて其の誠を立つるは、業に居る所以なり、辭と言と較や異なり、言は尋常口より出づるもの、辭は則ち謨訓の類なり、君子の窮して義ふ所、達して施す所、皆辭に具はる、辭必ず訓とすべきを求むれば、則ち心必ず欺かず、此れを以て辭を修む、辭の載する所、皆吾が業の託して居る所なり、誠を立つとは、其の誠意を立て、私意の爲めに撓まず、言ふは一言の實せざるなきなり、至るを知りて之れに至る、與に幾す可しとは、九三下體の上に居り、方に上卦の下に至る、是れ至るなり、將に進みて上卦に至らんとす、先つ至る所を知りて、然る後之れに至る、至る所を失はず、先知の明かにして幾を知るの神なり、終りを知りて、之れに終る、與に義を存す可しとは、三下體の終りに居る、故に此の象あり、終とは、終身究竟の業、義は即ち論語君子義を行ひ道に達する義なり、九三身未だ離れず、九四の時に及ぶが如きは、則ち其の義已に行はる、存と言ふことを須る、存は失はざるなり、義は進退存亡の正理なり、上位に居て驕らずとは、下體の上に居るを謂ふ、至るを知りて之れに至る、位の爲めに非ず、故に上に居て驕らず、下位に在りて愛ひずとは、上體の下に在ることを謂ふ、終りを知りて終る、位を出でざるなり、故に下に在りて愛ひず、乾々は猶兢々と云ふがごとし、其の時に因りて、惕るとは、其の已に終り已に至るの時に因りて、心に惕懼を懐くと、善は危くして寧からずと雖も、其の終を知り、至るを知るが故に咎なきなり、

九四曰。或躍在淵。无咎。何謂也。子曰。上下无常。非爲邪也。進退无恒。非離羣也。君子進德脩業。欲及時也。故无咎。

此の一段、九四の爻辭を釋し、龍を以て之れを言ふ、九二田に至るものは下に安んじ、九五上に存するものは上に安んず、常ある者なり、常なしとは、定まらざるなり、進みて飛と爲り、退きて見と爲るは、恒あるものなり、恒は天地の道恒久の恒にして易らざるを謂ふなり、九四或は躍り淵に在り、天に向ふと雖も、未だ淵を離れず、故に上下常なく、進退恒なきなり、二四不正、故に皆邪と曰ふ、上下常なしと雖も、其の心、妄りに覘ひて上を犯すの邪を爲すに非ず、四變じて巽と爲る、巽を進退と爲す、故に此の象あり、進退恒なしと雖も、其の跡、高擧して下に在るの群を離るゝに非ず、進は躍の字を釋し、退は淵の字を釋す、君子徳に進み、業を修むる、時に及ば

んと欲すとは、九四の君子、將に用ゐられんとして、未だ用ゐられざるの際、平生乾々惕若して、徳に進み、業を修むるものは、此の時の爲めなり、九三に時に困ると云ひ、九四に時に及ぶと云ふ、時は得難くして失ひ易し、時を貴ぶ所以なり、時に及ぶと曰ふものは、或在の疑ひを決する所以、苟も進みて可に當る、何の咎か之れあらん、舜、匹夫を以て帝位に陟り、湯、武諸侯を以て進みて天子と爲る、時に及べばなり、故に咎なしと曰ふなり、

九五曰、飛龍在天、利見大人、何謂也。子曰、同聲相應、同氣相求、水流濕、火就燥、雲從龍、風從虎、聖人作、而萬物覩、本乎天者親上、本乎地者親下、則各從其類也。

此の一段、九五の爻辭を釋し、大人万物と感應することを言ふ、同聲相應とは、一雞鳴きて衆雞皆鳴き、鳴鶴陰に在りて、其の子之れを和するが如き、是れなり、同氣相求むとは、天雨ふらんとして、礎柱潤ひ、或は巢居するもの風を知り、穴居するもの雨を知るが如き、聲氣相感するなり、水は濕へるに流れ、火は燥けるに就くとは、二つの者、形象を以て相感じ、水火皆識ることなくして相感するに依り、自然の理

を明かにす、雲は龍に従ひ、風は虎に従ふの二句は、有識の物にして、無識の感ずるを謂ふ、雲出づれば則ち龍之れに従ひ、風出づれば、則ち虎必ず之れに従ふ、蓋し九五は乾の主たり、兼ねて六子を統ぶ、水火は坎離に象とり、龍虎は山澤に象とり、風雲は風雷に象どるなり、聲氣類を以て應ずるもの此くの如し、聖人作りて万物觀るとは、聖人は人倫の至り、聖人上に作りて、万民下に觀る、所謂る大人を見るに利しきなり、聖人上に在れば、天下の人皆往きて之れに歸す、猶水の濕へるに流れ、火の燥くに就くがごとし、天に本づくものは、上を親しむとは、鸞、飛びて天に戻るの類、地に本づくものは、下を親しむとは、魚、淵に躍るの類、自然に喩へ、各其の類に従ふを謂ふなり、

上九曰、亢龍有悔、何謂也。子曰、貴而无位、高而无民、賢人在下位而无輔、是以動而有悔也。

此の一段、上九の爻辭を釋す、貴くして位なしとは、上九亢極まりて中を過ぎ、貴極まりて正を失ふ、九五已に乾の君たり、乾、九五の正位に居り、尊に二上なし、上九の位、九五の上に在りと雖も、九五の正位なく、且陽を以て陰に居る、故に位なしと云

ふ、高くして民なしとは、凡そ卦皆五を以て君と爲し、初を民と爲す、二三四上竝に臣たり、上九至高の位に居て、初を去ること甚だ遠く、又純陽にして陰なし、故に高くして民なしと云ふ、賢人下位に在りて輔けなしとは、三の君子、二の大人、皆下卦に隔處し、乖きて應せず、之れが輔たること能はざるなり、爻辭悔ありと言ふもの、孔子之れを釋して、是れを以て動きて悔ありと云ふ、蓋し吉凶悔吝は動に生ず、動けば、則ち悔あり、動かざれば、則ち悔なきなり、

潜龍勿用。下也。見龍在田。時舍也。終日乾乾。行事也。或躍在淵。自試也。飛龍在天。上治也。亢龍有悔。窮之災也。乾元用九。天下治也。

此れより以下、人事を以て之れを明かにす、六友之れに倣ふ、陽下に在りとは、氣を以て言ひ、下也とは、人を以て言ふ、時舍也とは、聖人宜く天子の位に在るべくして、未だ下體を離れず、僅に其の田に見はるゝの功を試む、位、徳に配せず、時の爲めに舍てらるゝを謂ふなり、事を行ふなりとは、其の徳に進み、業を修むるの事を行ふにして、空く惕、若するに非ざるを謂ふなり、自ら試るなりとは、酌量の意あり、聖人五の位に逼近し、敢て果決して進まず、徘徊遲疑して定まらざるを謂ふなり、上は

天に在るを謂ふ、至徳を以て天位に居り、聲と氣とを大にせずして、民自ら化するを謂ふ、窮まるを亢と曰ふ、災は不幸を謂ふ、大禍災を謂ふに非ず、天下治まるなりとは、専ら人君を以て言ふ、元は仁なり、即ち仁に體して以て人に長たるなり、人君乾の元に體し、乾の九を用ひ、至誠惻怛の愛、常に剛果嚴肅の中に流行すれば、則ち張弛則あり、寛猛宜しきを得て、剛ならず柔ならず、政を敷くこと優々として、天下治まるなり、

潜龍勿用。陽氣潛藏。見龍在田。天下文明。終日乾乾。與時偕行。或躍在淵。乾道乃革。飛龍在天。乃位乎天徳。亢龍有悔。與時偕極。乾元用九。乃見天則。

此の一段、全く陽氣を説きて以て之れを明かにす、言ふは、十一月に當り、陽氣動くと雖も、猶地中に在るを以て、潜龍と曰ふ、見龍田に在り、天下文明とは、陽氣上りて地に達す、故に見龍と曰ふ、百草萌芽す、故に文明と曰ふ、即ち天下文章ありて光明なるなり、此の、爻變すれば離と爲る、文明の象なり、終日乾乾、時と偕に行ふとは、建寅の月、三陽事を用ひ、九三乾々息まず、終日自ら戒むる所以のもの、天、時物を生じ

て息まざるに同じきを謂ふなり、或は隠り淵に在り、乾道乃ち革るとは、下體を去り上體に入るを以て、革と云ふなり、飛龍天に在り、乃ち天徳に位すとは、九五陽を以て陽に居り、照臨廣大なるを謂ふなり、亢龍悔あるは、時と偕に極まるとは、六陽既に盡き、一陰將に生ぜんとす、亢して變を知り、時運と俱に終極するを謂ふなり、乾元用九は、乃ち天則を見るときは、天の天たる、徳刑迭に運して、一元の意、常に四時の間に流行す、此れ天地自然の法則なるを謂ふなり、

乾元者、始而亨者也。利貞者、性情也。乾始能以美利利天下。不言所利。大矣哉。大哉。乾乎。剛健中正。純粹精也。六爻發揮。旁通情也。時乘六龍。以御天也。雲行雨施。天下平也。

上節、元亨利貞を平分して四徳と爲す、此れ則ち文に依りて直解するなり、四徳もど一理、或は分ちて之れを言ひて、以て其の用を爲し、或は合せて之れを言ひて、以て其の體を著はす、其の實は一理のみ、分つべく合ふべき所以なり、易の道、太極を始めと爲す、太極分れて陰陽と爲れば、則ち乾之れが始めたり、乾に元亨利貞あれば、則ち元之れが始めたり、既に始めれば必ず亨る、故に乾元は始めにして亨るものなりと云ふ、利貞は乾の性情なり、情以て利と爲し、性以て貞と爲す、其の生出するものは元なり、其の歸宿するものは貞なり、而して亨利は其の間の功用のみ、乾始は物の元、能く嘉美の亨を以て利を爲す、天下を利すと雖も、利する所の何事たるを言はず、但一貞中に包括するのみ、坤に牝馬の貞に利しと言ふが如き、則ち是れ利する所を言ふなり、蓋し乾は大始を知り、坤は特に之れを作成するのみ、此れ乾の大に坤に異なる所なり、卦に九五あり、實に六龍を尸どる、剛健にして正中ならずや、剛は體を以て言ひ、健は用を兼ねて言ふ、陽二に居る、故に正陽五に居る、故に中、純は雜らざるなり、粹は疵あらざるなり、純粹は剛健中正の至極、精は又純粹の至極、乾徳の妙、一言の能く盡す所に非ず、故に剛健中正の内に於て、又純粹精を以て之れを贊するなり、發は發越なり、揮は揮散なり、六爻發揮は、時各異なるを言ふ、旁通は曲さに盡すなり、情は上文性情の情と同じく、猶用と曰ふがごとし、時に六龍に乗ずとは、陽の元氣、王して行き、衆爻を履み渉るを謂ふ、天を御すとは、御は行なり、陽升り、陽降り、天道行はるゝなり、六爻の時に乗じて以て天運に當れば、則ち天の功用著るゝなり、故に雲行き雨施し、陰陽溥暢し、天下和平の道なることを

のなりと云ふ、利貞は乾の性情なり、情以て利と爲し、性以て貞と爲す、其の生出するものは元なり、其の歸宿するものは貞なり、而して亨利は其の間の功用のみ、乾始は物の元、能く嘉美の亨を以て利を爲す、天下を利すと雖も、利する所の何事たるを言はず、但一貞中に包括するのみ、坤に牝馬の貞に利しと言ふが如き、則ち是れ利する所を言ふなり、蓋し乾は大始を知り、坤は特に之れを作成するのみ、此れ乾の大に坤に異なる所なり、卦に九五あり、實に六龍を尸どる、剛健にして正中ならずや、剛は體を以て言ひ、健は用を兼ねて言ふ、陽二に居る、故に正陽五に居る、故に中、純は雜らざるなり、粹は疵あらざるなり、純粹は剛健中正の至極、精は又純粹の至極、乾徳の妙、一言の能く盡す所に非ず、故に剛健中正の内に於て、又純粹精を以て之れを贊するなり、發は發越なり、揮は揮散なり、六爻發揮は、時各異なるを言ふ、旁通は曲さに盡すなり、情は上文性情の情と同じく、猶用と曰ふがごとし、時に六龍に乗ずとは、陽の元氣、王して行き、衆爻を履み渉るを謂ふ、天を御すとは、御は行なり、陽升り、陽降り、天道行はるゝなり、六爻の時に乗じて以て天運に當れば、則ち天の功用著るゝなり、故に雲行き雨施し、陰陽溥暢し、天下和平の道なることを

見るなり、

君子以成德爲行。日可見之行也。潛之爲言也。隱而未見。行而未成。是以君子弗用也。

周

此の一段、六爻無窮の蘊あるを以て、反復して其の義を暢ぶるなり、成徳は已に成るの徳、行は身の行ふ所、徳は行の本、行は徳の用、日に見るべしとは、猶日を指して待つべしと言ふがごとし、未だ見ずとは、天地閉ぢて賢人隠れ、潜の機會に阨して、未だ見ざるなり、行ひて未だ成らずとは、徳未だ成らざるに非ず、行ひ未だ行ふ可らざるなり、或は世道未だ亨らず、或は君聘未だ至らず、未だ其の行ふ所を爲すこと能はざるなり、時位此くの如くなれば、則ち吾が施さんと欲する所のもの、亦未だ其の可を見ず、用ゐずとは、即ち爻辭用ゐる勿れの意なり、

君子學以聚之。問以辯之。寬以居之。仁以行之。易曰。見龍在田。利見大人。君徳也。

易

學聚問辯は、信善謹行閑邪存誠の理なり、學以て善を取る、故に萬聚まるなり、問以て善を擇む、故に一の不善も入らざるなり、寬以て之れに居るとは、寬宏大度、世を

善くして伐らざるなり、仁以て之れを行ふとは、物我同體、徳博くして化するなり、

九二は君徳を得ずと雖も、君たるの徳已に裕なり、故に易曰を擧げて九二の君徳たるを審かにするなり、

九三重剛而不中。上不在天。下不在田。故乾乾。因其時。而惕。雖危。无咎矣。

周

三四二爻、俱に重剛にして中ならざるを言ふ、其の義同じきを恐る、故に先づ爻位併に重剛不中の事を言ふ、九四も同じく乾を以て乾に接す、故に重剛と曰ふ、二五に非ず、故に不中と云ふ、上、五の天位、上卦の中に在らず、下、二の田位、下卦の中に在らず、是れ不中なり、上乾下乾に接す、剛強にして下を壓するの象あり、上乾下乾に往く、進みて人に疑忌せらるゝの象あり、是れ危地なり、故に乾々進修、夕に至るまで惕るれば、則ち能く人道修るものなり、是を以て危しと雖も、咎なきなり、以て乾惕の已む可らざるを見るなり、

九四重剛而不中。上不在天。下不在田。中不在人。故或之。或之者。疑之也。故无咎。

易

乾を以て乾を壓す、故に亦重剛と曰ふ、三四皆人位なり、然れども三は下二の地を履む、乃ち人の居る所、四は則ち上天に近く、下地に遠く、人の頭上空虚の間に在りて、人の處る所に非ず、故に特に中人に在らずと言ひ、飛ばず、見はれず、又人の上に
出で、三の其の位に安んずるが如きを得ず、此れ其の勢躍らざることを得ざるなり、又以て速かに躍る可らず、進退疑似、間髪を容れず、兩端の心なる可けんや、夫れ必ず疑ひて審かなるを致せば、乃ち咎なし、故に或と曰ふ、三は下卦の中を過ぐ、故に憂ふ、四は上卦の中に及ばず、故に疑ふ、憂ふべき所を憂ふ、故に憂ひなきに究まり、疑ふべき所を疑ふ、故に疑ひなきに究まり、咎なきことを得るなり、

夫、大人者、與天地合其德、與日月合其明、與四時合其序、與鬼神合其吉凶、先天而天弗違、後天而奉天時、天且不違、而況於人乎、況於鬼神乎。

此の節、正に大人を釋す、天地と德を合すとは、天地の大德を生と曰ひ、其の生ずる所以のものは元氣なり、元は仁なり、聖人仁に體す、故に天地と德を合す、天地は主宰の理を以て言ふ、輕清の氣を指して天と爲し、重濁の質を指して地と爲すに非

ず、日月四時鬼神は、皆天地の氣爲る所、氣の象ありて照臨するものを日月と爲し、氣の序に循ひて運行するものを四時と爲し、氣の屈伸往來して万物を消長するものを鬼神と爲す、名を命ずること殊なりと雖も、其の明かなる所以、序する所以、能く吉能く凶なる所以は、皆天地の理、之れを主宰するなり、天地は理を以て言ふ、故に德と曰ふ、日月四時鬼神は氣を以て言ふ、故に明と曰ひ、序と曰ひ、吉凶と曰ふ、先天の二句、又單に天と道ひて以て地を包ぬるなり、先天とは、意の始めて動く、未だ此の事あらず、先づ此の理あり、天、聖人の用を爲すなり、既に動く、即ち後天に屬す、既に此の理ありて、即ち此の事あり、聖人天地に配す、伏羲卦を畫するが如き、象數未だあらざるの先きに在り、是れ先天なり、八卦既に形あれば、則ち理、象に因りて顯はる、是れ後天なり、蓋し兩句を以て、聖心の天と一たるを狀するなり、故に下文總て違はざるを以て之れを承く、天すら且違はず、况んや人と鬼神とに於て違はんや、易は卜筮の書たり、故に兼ねて鬼神を言ふなり、

亢之爲言也、知進而不知退、知存而不知亡、知得而不知喪、其唯聖人乎、知進退存亡而不失其正者、其唯聖人乎。

進退は人事を言ひ、存亡得喪は時命を言ふ、進退は身なり、存亡は位なり、得喪は物なり、下文進退存亡を言ひて、得喪を言はざるものは、重きを舉げて、輕きを略するなり、其唯聖人乎とは、深く之れを賛歎するなり、易の書たる、専ら人に變易して道に従ひ、凶を避け吉に趨くことを示す、孔子一の知の字を見はし、易を學ぶの門を開く、正は貞なり、乾元の歸宿する所なり、

坤下

坤の☷は、乾の☰一中分して兩と爲るなり、故に坤は乾の敵に非ず、是れ乾の能に效ふものなり、元氣の始めは陽のみ、陽動きて、陰の之れに應ずること、形の影を徴し、影の形を逐ふが如く、一陽動けば即ち一陰應ず、奇生すれば即ち偶成る、六奇は即ち六偶、象數の自然なり、陽あれば即ち陰あり、故に易は乾坤を首とす、兩は虚の象、一は實の象、實なるが故に剛、虚なるが故に柔なり、剛は常に一、柔は常に兩なり、陰自ら陰たるに非ず、陽消して陰と爲るなり、故に其の體、虚にして足らず、其の性、自ら動くこと能はずして常に躁、陽に隨ひて動き、施しを待ちて受く、其の象、中開き、虚にして滿たず、即ち陽氣の闕陷するものなり、其の地に象どるは何ぞや、曰はく、

虚にして陽の施しを受け、凝結して塊と爲るなり、元氣の眞に清むものを天と爲し、陽と爲し、其の渣滓を地と爲し、陰と爲す、故に陰虚にして實を受け、靜にして動を含み、柔にして剛を承く、陽の變なり、陽實して施しを主り、動きて靜に居る、剛にして柔に乗るなり、地自ら地たるに非ず、陰自ら靜虚たるに非ず、陽に順ふのみ、故に坤は順なりと云ふ、聖人象を取り、順承の義を發する所以なり、其の卦、六畫皆偶、順の象あり、内外重偶、厚の象あり、内虚にして中の象あり、含の象あり、通の象あり、兩々相比して行の象あり、朋の象あり、彬々適均して文の象あり、美の象あり、六偶十二なるは、方の象あり、大の象あり、秩々亂れず、理の象あり、左右分布す、體の象あり、業の象あり、爻辭文言、象に因りて辭を繋くるなり、地の類を以て之れを推せば、人に在りては、則ち母と爲し、臣と爲し、妻と爲し、卑屬と爲し、物に於ては、唯と爲し、事に於ては、靜と爲し、學に於ては、能と爲し、時に於ては、夜と爲し、秋冬と爲し、類に於ては、小人と爲す、皆坤の象なり、然れども、易象變動すれば、未だ一を執る可らず、君父たるもの樂して坤を占ふことを得ず、臣妾たる者、樂して乾を占ふことを得ずと謂ふに非ず、乾、但知るべくして行ふ可らず、坤、但能くす可くして知る可らず

と謂ふに非ず、乾の六爻小人なく、坤の六爻君子なしと謂ふに非ず、六二の習はずして利しからざるなき、亦是れ生れながらにして知り、安んじ行ふの聖人、六五の黃中なる、亦是れ恭謙温文の君なり、聖人宜に隨ひ象を設く、拘泥す可らざるなり、紇逆の凶、初に發して、龍戰の禍、上に形はる、何ぞ嘗て一一皆聖賢の事のみならん、然らば則ち地に象どり乾に配し、諸卦に首として、至徳と稱するは、何ぞや、蓋し陰は陽に反すと雖も、坤の陰は駁雜の陰に非ず、天下の惡は純ならざるに始まる、坤なるもの、乾の純に體し、元陽初めて分るゝの氣を受け、未だ太始に遠からず、故に簡と曰ひ、能と曰ふ、乾に體して物を生じ、地に象どりて至徳と爲すなり、初六は地下なり、六二は地上なり、六三は地に物を生ずるなり、六四は物を長ずるなり、六五は物を成すなり、上六は物を藏むるなり、人を以て論ずれば、初を幼と爲し、二を處と爲し、三を將に出でんとするときと爲し、四を出づると爲し、五を臣と爲し、六を老休と爲す、變じて之れを通ずれば、人として坤なきはなく、事として坤なきはなく、物として坤なきはなし、爻、人と爲すべく、爻、事と爲すべく、爻、物と爲すべく、時と位と人との因るのみ、

乾あれば自ら坤あり、所謂る一陰一陽之れを道と謂ふ、故に乾坤易に首として體を同じくす、乾の初九、陽始めて生じ、坤の初六、陰初めて生ず、九二は乾徳の盛んなるなり、六二は坤徳の盛んなるなり、九三は將に出でんとして憂惕し、六三は將に出でんとして章を含み、九四は初めて出で、重剛に遇うて或す、六四は初めて出で、重陰に遇うて囊を括る、九五は尊に居て見るに利しく、六五は位を正しくして元吉、上九は亢して悔あり、上六は陰極りて戰ふ、乾の中四爻、皆動の象あり、坤の中四爻、皆靜の象あり、此れ乾坤徳を合せ、坤の乾に承くる所以なり、故に天地兩體に非ず、乾坤二物に非ず、陰陽二道に非ざるなり、坤の字、土に从ひ、申に从ふ、申は重ぬるなり、地體土を重ぬ、坤の象、申の方位を西南の隅とす、坤も亦西南の卦、故に申土を坤と爲す、又陰氣午に起り、申に至る、三陰なり、坤の卦、三畫皆陰、故に坤に从ふと云ふ、

坤、元亨。利牝馬之貞。君子有攸往。先迷後得主。利西南得朋。東北喪朋。安貞吉。

乾坤一なり、故に乾に元亨と曰ひ、坤も亦元亨と曰ふ、但乾に利貞と曰ひて、坤には

牝馬の貞に利しと曰ふものは、坤は乾に従ふを以て貞とするなり、乾を馬と爲し、坤に牝馬と曰ふ、乾に配することを明かにするなり、牧者の言に曰はく、凡そ牝馬既に牡に従へば、他牡之れを犯さんとするも、蹄嚙して近づく可らず、蓋し一に従ひて貞なるものなり、故に坤に其の象を寄す、君子は占者を指して言ふ、苟も往く所あれば、先きには尙迷惑するも、後來に至り、始めて其の主とする所を得て利と爲すなり、西南は陰の方、東北は陽の方、西南に往けば、則ち其の朋類を得、東北に往けば、則ち其の朋類を喪ひ、然る後に主を得るなり、故に貞に安んずれば吉と云ふ、言ふこゝろは、當に意を安んじて以て陽方に貞すべし、當に陰方に貞す可らざるなり、坤の象を以て之れを觀れば、六陽方に盛んにして、初六孤陰始めて生じ、陽は明かに、陰は暗し、陰陽に背きて行けば、將に迷うて其の道を失はんとす、所謂る先迷なり、凡そ每卦各一爻の主たるあり、象爻の辭に主を言ふものは、皆主爻を謂ふ、坤の主爻、上六に在り、陰盡き陽生ず、所謂る後に主を得るなり、西南は乃ち坤の本郷にして、兌離巽の三女、坤と同じく之れに居る、故に朋を得と云ふ、震坎艮の三男、乾と同じく東北に居るは、即ち女の朋に非ず、故に朋を喪ふと曰ふ、凡そ此れ皆牝

馬の貞に利しきの義を明かにす、利なる所、貞なる所、乾に従ふに止まる、更に他の道なきを見る、人事を以て之れを言へば、人の臣たるもの、其の黨を離れて、君の朝に入り、女子其の家を離れて、夫の室に入るが如く、貞に安んじて吉なる所以なり、象傳曰、至哉坤元、萬物資生、乃順承天、坤厚載物、德合无疆、含弘光大、品物咸亨、牝馬地類、行地无疆、柔順利貞、君子攸行、先迷失道、後順得常、西南得朋、乃與類行、東北喪朋、乃終有慶、安貞之吉、應地无疆、

乾には大哉と曰ひ、坤には大哉と言はざるものは、天を以て地を包めばなり、至ると言ふものは、乾始め坤生じ、乾大にして、坤之れと齊しきなり、乾道は大なり、坤は其の大に至らんことを求むるものなり、坤元とは、坤、別に元あるに非ず、元は即ち乾元の元にして一なるのみ、其餘、卦中に元と稱するもの、一事に一事の元あり、一物に一物の元あり、一時に一時の元あり、之れを總ぶるに、此れ乾元なり、乾は施すを主どり、坤は受くるを主どる、交接の間、一氣のみ、始は氣の始、生は形の始なり、萬物坤に資りて、生じて形あり、而して其の氣、實に天に出づ、坤乃ち其の徳の順を以て、上天の施しを承けて、之れを生ずるのみ、此れより以上、卦辭の元を釋するな

り、坤體の厚くして物を載する、其の徳、乾の大に配す、天の覆ふ所、地も亦載す、徳无疆に合ふものなり、坤元と連ね言ふは、氣を以て言ふなり、單に坤と言ふは、體を以て言ふなり、唯體厚し、故に物を載するの徳あり、乾道の弘なる、坤を以て之れを合む、故に其の體、蓄藏して積むこと盛んなり、乾道の大なる、坤を以て之れを章かにす、故に其の用、靈明にして化して光りあり、含みて光りあり、各品の物皆嘉美にして會聚す、其の實、坤の亨るは、即ち乾の亨るなり、此れより以上、卦辭の亨るを釋す、馬は陽物なり、地は陰に屬す、牝馬は則ち陰に屬して、地と類を同じくす、馬、牝なりと雖も、能く地を行くこと疆りなし、坤の徳、此れに象ざる、故に乾に配するに足る、其の動くや、剛にして、其の柔たるを害せず、是れ則ち柔順利しき所の貞なり、坤は乾に従ふを以て貞とす、利は貞なるに在り、不利は貞ならざるに在り、柔にして乾に順ひ、牝馬の徳あり、則ち其の利なる、實に貞に本づくなり、此れより以上、卦辭牝馬の貞に利しきを釋す、君子の行ふ所は、卦辭君子往く攸有るを釋す、上文坤の徳を乾に合するを示し、此れより以下、君子の當に徳を坤に合すべきことを見めす、君子の行ひ、陽剛を以て主と爲し、此れ専ら柔順を以て利貞とするものは、地道なり、臣道なり、陰を以て陽に抗すれば、必ず迷うて道を失ふ、陰を以て陽に順へば、則ち主とする所を得て、其の常を失はず、蓋し陽、主と爲り、陰、之れを承く、此れ天地不易の常理なり、朋を得るとは、群陰を合せて以て陽に従ひ、後れて代り終るなり、朋を喪ふとは、群陰を斂めて、以て陽を避け、先きんじて成すことなきなり、凡そ得と言ふものは、吉多く、喪と言ふものは、凶多し、孔子人の其の意を誤り認めんことを恐る、故に之れを釋して曰はく、陰當に陽に従ふべし、西南に朋を得れば、同類と行くと雖も、物を生ずるの慶ある能はず、東北に朋を喪へば、乾を得て主と爲し、乃ち終に慶あるのみ、君子坤道に法とりて以て行ひ、坤は乾に従ふを以て貞と爲すことを知り、惟貞に安んずれば、則ち往くとして吉ならざることなく、所謂柔順利貞にして、坤徳我れに在り、故に地の疆りなきに應ずと云ふなり、首めの无疆は、是れ乾の徳、次きの无疆は、是れ坤の本徳、末の无疆は、是れ人の坤徳に合するなり、總べて一天徳の无疆なり、君子は天に法とり、地は天に法とるなり、

易、原と所謂る先天なるものなし、先天の圖は、後世に始まる、說卦傳に曰はく、帝震に出づと、夫の一章、乃ち八卦の定位なり、故に坤は西南に利しと云ひ、坤位西南に

本づくを以てなり、坎艮震の諸陽、皆東北に在るを以て、世の儒者、東南を陽と爲し、西北を陰と爲すに非ざるやと疑ふ、夫れ陰陽兩つながら在りて、互に其の宅に藏る、南本と陽明なるが如き、北より之れに向へば則ち明を生ず、明、北より見はるゝなり、北本と陰暗、南より之れを見れば則ち暗を生ず、暗、南より見はるゝなり、故に火は外明かなりと雖も、中暗く、水は外暗しと雖も、中明かなり、陰往きて南に居れば則ち離と爲り、陽來りて外に居れば則ち坎と爲る、南は陽と雖も、離は女なり、北は陰と雖も、坎は男なり、天地陰なきの陽なく、陽なきの陰なし、此れ不測の神なり、况んや陽は子に生ず、東北は物生ずるの方、故に左りを陽と爲す、陰は未に生ず、西南は物を成すの方なり、故に右を陰と爲す、其の理、昭然たり、何ぞ西南を以て陽と爲すことを得んや、

象傳曰。地勢坤。君子以厚德載物。

天は氣を以て運る、故に天行と曰ふ、地は形を以て載す、故に地勢と曰ふ、行は晝夜往來の象あり、勢は南北、高下の象なり、勢に就きて其の順を見、順に由りて其の厚きを知る、地體若し厚からざれば、則ち高きものは墮ち、下きものは陥る、故に厚きを以て之れを承けて言ふ君子此の卦象を用ゐて、其の徳を敦厚にすること、亦坤の厚くして以て物を容れ受くるが如くするなり、

初六履霜。堅冰至。○象傳曰。履霜。堅冰。陰始凝也。馴致其道。至堅冰也。

六は陰爻の名、初六とは、卦下の初爻を指すなり、坤の初六陰始めて生ず、時に於て五月と爲す、霜は寒氣の凝る所、堅冰は寒凝の極、皆陰の象なり、履とは足を以て踐むなり、霜の降るは十一月に在り、然るに五月の爻にして、霜を履みて堅冰至ると云ふものは、純坤を主として言ふなり、純坤は十月の卦なり、其の先きに霜を履むの九月あり、其の後に堅冰の十一月あり、蓋し陰氣の微よりして漸く盛んなるは霜を履むに始まり、必ず堅冰あるに至ればなり、履は初爻の象、卦の下畫を地と爲す、人の履む所なり、至るとは、之れを危ぶむの辭、履霜堅冰共に未然を指して言ふ、禍の原を防ぎ、其の幾に先きだちて之れに備へんことを欲するなり、霜と曰はずして、霜を履むと曰ふ、履の字、玩ぶべし、象傳の意、陰寒の氣、始め凝結して霜と爲る、徐々として進み、堅冰に至るを謂ふ、馴は狎れ順ふの意にして、鳥獸の人に馴るゝが如く、馴致と曰ふものは、明かに其の至ることを覺えずして至るなり、其道とは、

坤ち小人道長ずるの道、陰陽を以て言へば、則ち氣化なり、上六に其道窮也と云ふ、
兩の道の字相應ず、經に堅氷至と云ふは、其の終りを要するなり、傳に至堅氷也と
云ふは、其の始めを原ぬるなり、

乾の初九は、即ち地雷復なり、潜龍勿用とは、亦復の關を閉ぢて行かざるの義なり、
坤の初六は、即ち天風姤なり、履霜堅氷至とは、亦女壯取る勿れの義なり、

六二直方大。不習无不利。○象傳曰。六一一之動。直以方也。不習无不利。地道光也。

直方大は、坤卦の本體を説くなり、直とは、即ち坤の至柔にして動くものなり、方と
は、即ち至靜にして徳方の方なり、大は即ち含弘光大の大なり、直は其の内を言ふ、
天の氣を承け、屈撓す可らず、故に之れを直と謂ふ、方は其の外を謂ふ、物に賦する
の形、移易す可らず、故に之れを方と謂ふ、内直くして外方、天六にして際なければ、
坤も亦之れと與に際なし、大なる所以なり、又此の爻、中に居り、變じて剛と爲る、内
直く外方なるの象なり、象傳の字あるを觀て知るべし、習ぬずして利しからざ
るなしとは、占を以て言ふなり、習は重なり、書に卜吉を習ぬずと曰へる、是れなり、

利は即ち往く攸有るに利しきの利なり、占者筮して此の爻を得れば、事に於て利
しからざるなく、更に筮するを俟たざるなり、故に文言に其の行ふ所を疑はずと
云ふ、習ぬざるの謂ひなり、象傳の意、坤の直方を知らんと欲せば、當に動處に於て
之れを觀るべし、地の物を生ずるや、中に藏むるもの畢く外に達し、回隱する所な
し、此れ以て其の直を見るべし、其の物を成すや、小大高下飛潜動植物に隨ひ形を
賦して、各定分あり、此れ以て其の方を見るべし、其の大の如きは、則ち地の持載せ
ざることもなき、言はずして知るべし、光は即ち化光の光、地道品物の上に光顯する
を謂ふ、若し人事を以て論ずれば、心の動く直にして私事の動なく、方にして理に
當るは、皆地道に得るあるものなり、此くの如くなれば、則ち用ゐて周ねからざる
ことなく、施して適せざることもなきなり、

坤の初六、霜を履みて堅氷に至るの恐れあり、六二の中正に遇へば、則ち變じて利
しからざることもなしと爲る、此れ徳を以て悔を消するの象、所謂る吉凶情を以て
遷る、悔吝を憂ふる者は介に存するなり、易を學ぶ者、知らずして可ならんや、

六三含章可貞。或從王事。无成有終。○象傳曰。含章可貞。以時發也。或

從王事。知光大也。

(五二)

周

坤を吝嗇と爲す、合の象、又坤に文章の象あり、故に合章と曰ふ、凡そ貞と曰ふものは、正を主として變を主とせず、此の爻、章の美を含む、美ありと雖も露はさず、陰を以て陽に承くるの道を得たり、故に貞にして守るべし、然れども陰を以て陽位に居る、本不正なれば、利貞と曰はずして貞す可しと曰ふ、或は王事に従ふとは、下卦の上に居るを以て、合藏するに終らず、或は時に出で、王事に従ふの象あり、王は乾を指す、他卦君位を以て五に屬するものと同じからず、坤の六爻共に君道なきなり、乾の九四、坤の六三、皆或と曰ふ、或とは進退未だ定まらざるの際なり、此の退くに於ては淵に在りと曰ひ、章を含むと曰ふ、唯進むときは則ち或と曰ふ、聖人人の進むに急なることを欲せざる此くの如し、成すとは、専ら成すなり、成すなしとは、陰を以て陽に承け、但當に臣道を盡すべく、専らに成す所ある可らざるを謂ふなり、終りあるは、陰の事なり、陽後に足らず、其の終りに代るものは陰なり、此の爻、下卦の終り、故に終と曰ふ、象傳の意、臣たるの道、當に其の功善を有す可らず、必ず其の美を含み、晦まして常に貞正なるべし、然れども義の當に爲すべき所は則ち

易

周

時を以て發し、其の功を有せざるのみ、或は事に任せざるに非ず、事に任ざるを求むるに非ず、知光大なるが故に章を含み、王事に従ふと雖も、必ずすることなし、成すことなくして終りあるは、即ち合章二字の中に包含するものなり、坤の卦、三索して兌を得、兌を口と爲す、合の象あり、三變じて謙と爲る、王事に従ふは、即ち謙の象、終りあるは、即ち謙の君子有終、光は即ち謙の尊而光るなり、易象變動すること、多く此れに類す、

六四、括囊、无咎、无譽。○象傳曰、括囊、无咎、慎、不害也。

此の爻變じて奇と爲る、其の上を塞ぐときは、猶囊の上口を括るがごとく、人の口を塞ぎて言はざること、之れに似たり、故に括囊と曰ふ、總て上下の交に居るものは、皆安地に非ず、故に乾の九三、夕惕の憂ひあり、坤の六四、括囊の慎みあり、陰の進みて三に至る、猶貞す可し、咎と譽れとは、人の免るゝ能はざる所、咎なければ、必ず譽れに入り、譽れを脱するとき、必ず咎に罹る、咎は罪を致す所以にして、譽れは疑ひを致す所以なり、咎なく譽れなきは、甚だ難し、六三陰を以て陽に居る、猶或は出て、王事に従ふべし、此の爻、陰を以て陰に居る、唯括囊して出でざるべきなり、

易

(五三)

象傳の意能く慎むこと此くの如くなれば、則ち害なし、譽れなしと雖も何ぞ傷ま
ん、慎むとは、括囊を釋し、害あらずとは、咎なきを釋して言ふなり、
坤一索して巽を得、巽を繩と爲す、囊口を括り結ぶの象あり、又坤の虛なるは、囊の
象なり、
君子易を學び占を玩ぶ、無道の世に處し、無道の人に遇ひ、處し難きの事に當り、自
ら其の身を以て六四と爲し、囊を括りて以て咎譽を免る、此れ聖人易を作るの至
意、君子易を占ふの正理なり、豈胸中漫に心易なく、危きに臨みて卦を鬼神に請ふ
ものならんや、

六五、黃裳元吉。○象傳曰、黃裳元吉、文在中也。

黄は中央の色、坤土の正色なり、坤畫耦なるは、裳の兩開して屬せざるに象どる、初
を足と爲し、二を脛と爲し、三を股と爲す、四は則ち身なり、裳の腰に當る、坤を布帛
と爲す、六五黄色の布帛を以て裳と爲し、下の四畫を掩ふ、猶裳の人の下體を蔽ふ
がごとし、坤純陰なれば、君を言ふに嫌ひあり、又臣を以て六五に當つ可らず、故に
象を皇后に取りて、君位を存し、又乾に敵せるを嫌ふ、故に下裳に象どり、坤の當に

上六、龍戰於野、其血玄黃。○象傳曰、龍戰於野、其道窮也。

此の爻、本卦の主爻なり、上爻に至り、功を成すものは退き、將に來らんとするもの
は進む、六陰閉錮し、陽道窮りて達すること能はず、則ち必ず争ふ、戰を主とするも
のは陽なり、上陽卦極に居りて卦外に戰ふ、故に野と曰ふ、坤に龍の象なし、故に龍
は當に陽を以て言ふべし、龍は則ち震龍なり、震を龍と爲し、又玄黃と爲す、一陽始
めて生ずるを震とす、七日にして來復するを復とす、坤上六に至り、陰道已に極ま
る、此れを過ぐれば、則ち復の初九と爲る、故に龍と玄黃とに於て象を寄するなり、
血とは上六の血なり、氣は陽なり、血は陰なり、陰傷る、故に血と曰ふ、陽に關せざる
なり、玄は暫く變じて陽の色と爲るなり、黄は本質陰の色なり、變じて陽たりと雖

も質は則ち陰、故に其の血玄と雖も猶黃なり、此れ固より、陰陽の勢を以て云ひ、實を借りて、臣、君に疑ふの戒めと爲すなり、象傳の意、道は則ち其道に馴致するの道なり、初六は陰の微、故に其の長ずるを忌む、上六は陰の極、故に其の窮を著はす、皆馴致に由りて然らしむるを致すを謂ふなり、

用六利永貞。○象傳曰。用六永貞以大終也。

爻義乾の用九と同じ、蓋し上六の一爻を主として言ふ、陰極まれば則ち陽に變ず、但陰柔固く守ること能はざるを恐る、既に變ずるの後、唯永貞にして、陰私の爲めに用ゐられざれば、則ち亦卦の利しからざるなきが如し、凡そ貞と曰ふものは、正を主として變を主とせず、唯用六の永貞に利しきは、其の變するの後よりして言ふ、陰變じて陽と爲れば、則ち小變じて大と爲り、應變じて淑と爲る、故に其の利復變ぜざるに在り、乾道は元を主とす、事々皆元の理あり、故に乾元用九を言ふ、坤道は貞を主とす、事々皆貞の理あり、故に用六永貞と曰ふ、象傳の意、陽を大と爲し、陰を小と爲す、終りは上六を指す、上六變ずれば則ち陰皆陽と爲る、所謂る大を以て終るなり、始め小にして、終り大なるを謂ふなり、

文言曰。坤至柔而动也剛。至靜而德方。後得主而有常。含萬物而化光。坤道其順乎。承天而時行。

乾剛坤柔は定體なり、坤固より至柔なり、然れども乾の施し一たび至れば、坤即ち翕せ受けて之れを發生す、氣機一たび動せば止む可らず、此れ又柔中の剛なり、乾動坤靜は定體なり、坤固より至靜なり、其の乾の施しを受くるに及びては、万類を陶冶し、各定形ありて移易す可らず、此れ又靜中の方なり、剛は即ち六二の爻辭所謂る直方なり、柔は爲ることなし、剛なれば則ち能く動く、靜なれば形なし、方なれば即ち迹あり、柔靜は體なり、剛方は用なり、此れ坤貞の義を重ね釋す、後るれば主を得て常なりとは、其の時に後れ、乾を得て主と爲して、坤道の常に拂らざるなり、万物を含みて化して光りありとは、靜翕の時、万物の生意を其の中に含む、所謂る含弘なり、其の動くに及びては、則ち万物を化生して光輝あり、所謂る光大なり、此れ坤亨の義を申ね釋す、坤道其順以下は之れを贊するなり、

積善之家。必有余慶。積不善之家。必有余殃。臣弑其君。子弑其父。非一朝一夕之故。其所由来者漸矣。由辯之不早辯也。易曰。履霜。堅冰至。蓋

言、順、也。

(五八)

周

易未だ天道を言はずして、聖人常に人事を詳かにす、積善積不善の説是れなり、小善を積みて大善と爲せば、則ち福慶亦大にして、餘慶と爲り、小不善積みて大不善と爲れば、則ち禍殃亦大にして、餘殃と爲る、然れども人唯天災人禍の災たるを知りて、弒逆の慘なること、堂籬骨肉の間に在ることを知らず、畏るべきに非ずや、由りて來る所の者漸なりとは、臣子を言ふなり、之れを辯ずるの早からざるは、君父を責むるなり、辯は察なり、早く之れを察して、以て豫め其の萌しを折くことなければ、則ち陵夷に至りて、事勢遂に爲す可らず、強ひて之れを爲せば、適に以て其の變を激成するなり、順は即ち其道に馴致するの馴と同じく、所謂漸なり、直、其正也。方、其義也。君子敬以直内、義以方外、敬義立而德不孤。直方大、不習无不利、則不疑其所行也。

象辭の直方は坤體を以て言ふ、此れは則ち人に就きて言ふなり、直は心體の正しきなり、方は事の義を制するなり、正の中に存すること、物の直くして斜に倚らざるが如く、義の外に應ずる、物の方にして虧決せざるが如し、君子敬を主として以

周

て其の内を直くし、義を守りて以て其の外を方にす、兩者對峙する之れを立と謂ひ、獨にして兩ならざる、之れを孤と謂ふ、敬を體と爲し、義を用と爲す、體用兼ね全くし、孤ならざる所以なり、行ふ所を疑はずとは、習ねずして利しからざるなきを釋するなり、六二臣位に居り、臣道を盡す、又何をか疑はん、故に疑はずと曰ふなり、乾の九二に仁を言ひ、坤の六二に義を言ふ、仁義陰陽の辨なり、陰雖有美、含之以從王事、弗敢成也。地道也。妻道也。臣道也。地道无成而代有終也。

章、美に在りと雖も、必ず其の自ら銜ふの心を去り、敢て主と爲りて先づ之れを爲さず、敢てせずと云ふものは、其の才足らざる所あるに非ず、分に於て敢てせざる所あるなり、臣の道、固より然り、而して實に地道に本づく、蓋し天は、地を統ぶ、夫の妻を統べ、君の臣を統ぶると一なり、地の道卑柔、敢て先づ唱へ専ら主たることなし、必ず陽の唱ふを待ちて、而して後に陽に代りて終りあるなり、天施し、地生ず、地は順にして天に承くるものなり、然れども乾能く万物を始むるのみ、必ず坤に頼りて以て之れを作成す、故に代りて終りありと云ひ、正に乾の始めに對して言ふ

易

(五九)

天地變化。草木蕃。天地閉。賢人隱。易曰。括囊无咎。无譽。蓋言謹也。

坤下三爻變ずれば、乾、泰と爲る、天地變化の象あり、坤六爻變せざれば、六四陰を以て陰位に居り、上下卦の間に居る、重陰にして中ならず、乾と隔絶し、天地閉づるの象あり、草木蕃とは、朝廷既に治まり、庶類蕃殖の意なり、賢人隠るとは、百穀成らず、俊民用ゐて微なるの意なり、人は天地万物と同じく、一氣、泰なれば則ち見はれ、否なれば則ち隠る、囊を括り晦藏すれば、令譽なしと雖も、咎なかるべし、蓋し賢人君子是の時に於て、謹慎自ら守り、宜く爲ることあるべからざるを謂ふなり、

君子黄中通理。正位居體。美在其中。而暢於四支。發於事業。美之至也。

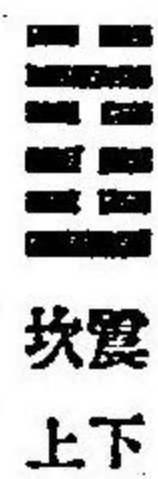
君子の徳、其の美中に在りて、身と事業とに形見す、黄中通理、正位居體、美在其中は、黄の字を釋し、暢於四支、發於事業は、裳の字を釋す、美之至也は、元吉の字を釋す、九宮五黄中に居りて最も尊し、土の正色なり、中は内なり、黄中は中徳の内在るなり、通は脉絡の貫通、一毛私欲の滯塞なきなり、理は文章の修理、一毫私欲の混淆なきなり、正位居體は、五を以て言ふ、五は上卦の中たり、尊に居て乾の九五と相對す、

故に正位と曰ふ、坤は土を以て體とす、數に於て五、居る所乃ち坤の正體なり、營する所之れを事と謂ひ、事の成る之れを業と謂ふ、三亦美を言ふと雖も、之れを含むのみ、五の若きは、則ち通暢して之れを發揮す、故に美の至りと曰ふ、爻の吉と云ふに止まらずして、元吉と曰ふ所以、此れを以てなり、

陰疑於陽。必戰。爲其嫌於无陽也。故稱龍焉。猶未離其類也。故稱血焉。夫、玄黄者、天地之雜也。天玄而地黄。

疑とは鈞しく相敵して、小大の差なきを謂ふ、陽大陰小なれば、陰必ず陽に従ひ、陰既に極めて盛んなれば、陽と偕にして、是れ陽に疑ふなり、相従はざれば、則ち必ず戦ふ、嫌は亦似なり、本有りて、無きに疑ふ、其の實を没するなり、周公之れを嫌ひて龍と稱するに非ず、陽を稱して龍と爲るなり、陽を陰に寄するの說に非ず、十月を純坤と爲し、六爻皆陰なり、然れども生々の理、頃刻の息むなし、一陽子に生ずと雖も、實は亥に始まる、十月の陽、特に未だ爻を成さざるのみ、聖人其の純陰にして、或は陽なきに似たるを以て、故に龍と稱して、之れを明かにす、古人十月を謂て陽月と爲すは、蓋し此に出づるなり、上六變ずれば、則ち陽と爲る、而して本質實は陰な

り、故に其の傷に遭ふ、血と稱するは、其の未だ陰類を離れざるを見るなり、亦陰の傷に勝たざることを明かにす、血は陰の傷、而して上六の陰は眞陰に異なり、故に其の血玄にして黄、眞陰なれば則ち黄ありて玄なし、蓋し玄は新たに變じて陽と爲るの色、黄は舊質陰の色なり、玄黄の血相雜はる、天陽の色あり、又地陰の色あり、以て其の臣に非ず、亦君に非ざるを見るなり、



坎震上下

序卦傳に曰はく、有天地然後萬物生焉、盈天地之間者、惟萬物、故受之以屯、屯者盈也、屯者萬物之始、生也、此れ孔子屯卦乾坤に次ぐ所以の義を釋せしものなり、蓋し屯は元氣初めて開き、屯聚して未だ伸びず、故に其の字、艸生草木の初地を穿ちて出づるに象どり、尙句曲して拂鬱するの象あり、故に屯と曰ふ、屯は難なり、大抵事物の初め、未だ難まざるものあらず、嬰孩の孕育する、胎卵の孚化する、皆困みて後に成る、草木の萌芽よりして、密葉繁柯に至るまで、幾んど挫折を経て後に生全を得るなり、况んや君子の宇宙を経綸し、創業の艱難なるをや、故に命じて屯と曰ふ、卦たる、震を下にし、坎を上にし、震を雷と爲し、動と爲し、一陽二陰の下に動く、其の畫

一奇二偶、乾始めて坤に交りて男を生ず、天の長子、所謂る帝、震に出づるものなり、初九天に承けて極を立て、地下に崛起して、屯の主と爲る、坎を水と爲し、險と爲す、其の畫二偶を以て一奇を間み、陽陰の内に陷る、故に五は尊位に居て陰の主と爲り、二と五と陰陽正しく應ず、二は初に比し、三は進まんと欲して險に遇ひ、上に正應なし、四は初と正應にして五に比す、六爻の中、惟初爻と五爻と陽なり、初は陽を以て出でて震ひ、五は陽を以て險に居る、凡そ一事の未だ成らず、一念の未だ遂げざる、皆屯なり、天下の事、未だ屯に始まらずして成るに底ることを得るものあらず、世を匡し難を定むるは、其の大なる者のみ、孟子曰はく、天將に大任を是の人に降さんとする、必ず先づ其の心志を苦しむと、象に元亨利貞を謂ふは、此れなり、人能く元亨利貞なれば、則ち元亨利貞、人、元亨利貞なること能はざれば、則ち憂辱して死亡に陥らん、故に四徳備はりて、四慶積むべし、其の人に存するのみ、初の志正を行ふなり、大に民を得るなり、二の時を審かにして、軽く字せざるなり、四の求めて往く明かなる、皆元亨利貞の道なり、三の機を知らずして進むを好み、五の其の膏を屯して、施しの光らざる、上の泣血漣如たる、皆元亨利貞なる能はずして、憂辱

死亡するものなり、元亨利貞は他なし、仁義禮智のみ、元亨利貞にして、易に餘道なく、仁義禮智にして、君子に餘徳なきなり、

乾坤既に定まりて、之れに繼ぐに屯を以てす、君なり、之れに繼ぐに蒙を以てす、教へなり、之れに繼ぐに需を以てす、養ふなり、之れに繼ぐに訟を以てす、理るなり、之れに繼ぐに師を以てす、衛るなり、之れを教へて禮義明かに、之れを導きて生養遂げ、之れを理めて訟獄平か、之れを衛りて軍旅設く、是れに由りて比順相畜へ、履禮泰平に至る、序卦の義なり、

又屯蒙の二卦に震坎艮の卦を備ふ、震坎艮は三男なり、故に乾坤に繼ぐ、又屯の乾坤に繼ぐは、猶四時の春のごとし、古へ春の字皆に作る、故に屯は春なり、

雜卦傳に、屯見而不失其居、蒙雜而著とあり、屯は九五の一陽、上卦二陰の中に見られて主と爲り、其の下の一陽は、坎陰の内に動きて、固く守るの形あり、故に其の居を失はずと云ふ、蒙は九二の一陽、下卦二陰の中に雜はりて主と爲り、其の上の一陽は、坎險の外に止まりて光明なり、故に著と云ふ、見とは、陽爻上卦の天に在りて、位顯るゝなり、雜とは、陽爻下卦の地にありて、位幽かなるなり、

屯、元亨利貞、勿用有攸往、利建侯。

震下坎上の卦、之れを屯と謂ふものは、震の一陽、初めて下に動き、進みて坎險に遇ひ、屯聚して未だ伸びざるの象なればなり、凡そ物の始めて生ずる、生じ難しと雖も、必ず通暢するの道あり、始に元亨と云ふ、然れども未だ長じ易からず、故に利貞と云ふ、震を行と爲し、坎を險と爲す、往きて險に遇ふ、且震の性多く動く、故に勿用有攸往と云ひて、之れを戒むるなり、此の卦、九五の君、尊位に居ると雖も、坎險の中に陥りて、勢を失ふ、初爻は下に在りと雖も、震に體し、動きて時を得るものなり、故に九五の君、初爻を建て、諸侯と爲し、共に屯難の世を扶くるに利しきを謂ふ、互卦に坤あり、坤を國土と爲す、侯を建つるの象なり、

彖傳曰、屯剛柔始交而難生、動乎險中、大亨貞、雷雨之動滿盈、天造草昧、宜建侯而不寧。

剛柔は乾坤を謂ふ、剛柔始交とは、乾坤の後、一索して震の卦を得るを始交と爲し、再索して坎の卦を得るを難生と爲す、一索とは乾の初爻と坤の初爻と交はり、坤の方は震と爲り、乾の方は巽と爲るなり、再索三索も、之れに同じ、此の卦、震動の才

を以て大難の時に當り、奮發して事を爲すときは、險中に在りと雖も、出づることを得べし、故に大亨と曰ふ、貞は正なり、小智私術を用ゐる可らざるを謂ふ、雷は震の象、雨は坎の象、雷動きて雨之れに隨ふ、故に雷雨と曰ふ、雷は陽氣の奮動するものにして、雨は万物を潤澤するものなり、雷雨六爻に涉る、故に滿盈と曰ふ、天造とは猶時運と曰ふがごとし、草とは、草の雜はり亂れて齊しからざるが如きを謂ふ、味は晦冥にして夜の未だ明けざるが如きを謂ふ、坎を月と爲す、天、尙未だ明けず、味の象なり、坎水の内景、外に明かならず、又味の象なり、屯の時運此くの如くなれば、宜く補助の人を求め、以て此の時運を濟ふべし、又夙夜に憂勤して寧處すべからず、不寧とは坎に加憂の象あればなり、

象傳曰。雲雷屯。君子以經綸。

水雷と曰はずして、雲雷と曰ふものは、雷、今下に在り、坎氣雲と爲りて、未だ雨と爲らず、此れ陰陽鬱結の候なり、故に雲雷と曰ふ、君子此の象を見て、天下を經綸す、經綸とは、絲を治むることなり、機を織るに其の絲を整ふることなり、屯の時、天下草昧にして、絲の亂れたるが如し、故に絲を治むるの法を以て之れを治め、先づ規模を定め、次に事業に及び、大綱已に正しくして、方目畢く舉がる、所謂る經綸なり、

經は雷の自ら歛めて分るゝに象どり、綸は雲の自ら散して合ふに象どるなり、初九、磐桓、利、居貞、利、建侯。○象傳曰。雖磐桓、志行正也。以貴下賤、大得民也。

磐は大石なり、桓は桓表とて傍示抗のことなり、此の爻、一陽震動して治を開くの主と爲る、磐桓とは、剛健雄固にして動かし難きの象を謂ふ、猶柱石と云ふがごとし、利、居貞とは、其の志、民を救ふに在りて、行ひ正しきに出づるを謂ふ、若し利に乘し便を撰み、己れの私に徇ひて、正道に拂れば、則ち人心去りて、屯の時を濟ふ可らず、初爻の才、建ちて侯たるに利しきなり、彖辭は、初爻を建て、侯と爲すの事なれば、侯を建つるに利しと讀むべく、此れは人につきて言ふことなれば、建ちて侯たるに利しと讀むべきなり、象傳の意、初爻の力大なりと雖も、貞に非ざれば、世を濟ひ民を安んずると能はず、故に志行正也と云ふ、貴は陽を謂ひ、賤は陰を謂ふ、初九一陽を以て三陰の下に在り、貴きを以て賤きに下るの象なり、屯の世、陰は陽に求め、弱は強に求む、民其の主を思ふの時なり、初爻の民心を得る、宜なりと謂ふべし、

六二屯如遯如。乘馬班如。匪寇婚媾。女子貞不字。十年乃字。○象傳曰。六二之難。乘剛也。十年乃字。反常也。

(六八)

遯は遅回して進まざるの貌。如は助辭なり。語の下に在るときは、一に之れに似たりと云ふ意なり。馬、牝牡を乗と曰ふ。班は分布の貌。女子は未だ嫁せざる者の稱。字は乳なり。轉して許嫁の義と爲す。屯如は時を以て言ひ、遯如は屯の時に遇ふ者を以て言ふ。此の爻、陰柔を以て陰位に居り、初爻に比して五爻に應ず。志、正應の五に従はんと欲して、内初爻の剛を思む。故に遯如として遅回することを免れず。震坎共に馬。故に二爻四爻上爻皆乘馬と曰ふ。匪寇婚媾とは、五爻を指すなり。坎を盜と爲す。故に寇の象あり。然れども五爻は二爻の正應なれば寇に非ず。乃ち婚媾なり。此の爻變すれば兌となる。少女の象。貞不字とは、志、五爻に在りて、初爻に許嫁せざるなり。十年乃字とは、五爻に許嫁するなり。十年とは二より六に至り、數五なり。又初より五に至り、數五なり。共に十と爲す。或は云ふ、互卦に坤あり、坤の數は十、又坤を年と爲す。故に十年と曰ふと、初九民を得るの時に當り、二爻陰柔中正にして貞を守り、屯遯分散すと雖も、肯て其の身を許さず。終に其の志を成して、五に歸することを得。純臣と謂ふべし。象傳の意、乘とは其の上に居るを謂ふ。此の爻、初九將に興らんとするの震に乗る。其の事至りて難し。故に四陰の中に於て、獨り屯遯の象あり。世を濟ふの才に非ずと雖も、亦人の能くし難き所を爲すものなり。常に反すとは、常道に復するを謂ふ。正應の五に適くは、其の常を得るなり。

六三即鹿无虞。惟入于林中。君子幾不如舍。往吝。○象傳曰。即鹿无虞。以從禽也。君子舍之。往吝窮也。

鹿或は麓に作る。虞は山澤を掌るの官。書の堯典に、汝爲朕虞と云へる。是れなり。林は平地に竹木あるなり。幾は動の微にして、きざしの見はるゝ所を謂ふ。吝は悔の初めにして、羞辱あるなり。此の爻、陰柔を以て陽位に在り、不中不正にして、陽剛に遠さかる。陰柔なれば、既に屯の時を濟ふこと能はず。陰位に居れば、又躁動を免れず。且應援なくして、坎の險に近し。故に獵者の鹿を逐ひ行き、嚮導なくして林中に入るの象あり。鹿は五を指す。五は險中に在り。鹿は險に超くものなり。故に鹿と曰ふ。四爻は人位にして、三の前艮山の間中に在り。虞人の象と爲す。然れども四爻は初爻に應じ、五爻に比し、三爻と親しからず。故に三爻の爲めに嚮導することなし。是

(六九)

を以て三爻は五爻の鹿に即かんとするも、虞人の助けなければ、唯進みて林中に入るのみ、若し往きて止まざれば、鹿得可らずして、徒らに道に迷ふの悔あるのみ、蓋し其の徳なく、其の輔けなくして、非望の心を懐く者は、未だ能く濟す者あらず、此の爻、震の上に居り、互卦に艮あり、庶幾くは震の動に於て、猶其の艮の止まるを知り、林中に入ると雖も、早く之れを捨て去らんことを、故に往客と云ひて之れを戒むるなり、象傳の意、動く可らずして動くは、猶虞人の嚮導なくして、徒らに獸を逐ふが如く、貪欲の爲めに使はるゝを謂ふなり、經文には、不如舍と云ふ、之れを辨ずるの審かなるなり、傳文には、之れを舍つと云ふ、去ることの決するなり、往きて止まざれば、必ず羞吝ありて困窮に至るなり、

六四、乘馬班如。求婚媾。往吉。无不利。○象傳曰：求而往，明也。

此の爻、陰を以て陰位に居り、五爻に比し、初爻に應ず、從ふ所を知るなり、故に亦乘馬班如の象あり、義を取ること六二と同じ、然れども五爻は君にして婚媾に非ず、初爻は四爻の正應なれば、則ち婚媾なり、求とは、四爻より初爻に求むるなり、此の爻、陰柔にして君位に近く、屯を濟ふに足らざるを恐る、幸に初九の賢者、其の正應たれば、己れの足らざることを知り、此の陽剛の婚媾を求め、之れと共に天子を輔佐するときは、吉にして利しからざることなし、吉とは、剛柔相得るの善を以て言ひ、利とは、屯を濟ふの功を以て言ふ、震を長男と爲す、中爻巽に變ずれば、長女と爲す、婚媾の象なり、象傳の意、己れの足らざることを知り、賢者を求めて自ら輔け往くは、知ることの明かなるなりと、

九五、屯其膏。小貞吉。大貞凶。○象傳曰：屯其膏，施未光也。

膏はあぶらなり、時雨を指して膏雨と曰ふ、其の潤澤膏の如きを謂ふなり、詩に芄々黍苗、陰雨膏之と云へる、是れなり、此の卦、二爻と五爻とのみ屯と云ふものは、二爻は下に在りて柔、五爻は剛にして柔に陷る、皆屯を濟ふの才に非ざればなり、又坎水上に在り、雲と爲りて未だ雨と爲らず、膏澤艱屯して下に降らざるの象あり、小は六二を指し、大は九五を指す、二五中正にして相應ず、善ならざるに非ず、然れども屯の時に當り、未だ能く濟すことあらず、倚るべき所の者は、唯初九のみ、六二の初九を捨て、九五に從ふは、小者の貞、則ち臣節を盡す者なり、其の吉を害せず、九五一陽を以て二陰の間に陷り、命令行はれず、威權己れを去り、時勢を審かにす

ること能はず、社稷を奉じて初九に聽くが如きは、則ち大者の貞にして、凶なる所以なり、象傳の意、陽徳の施す所、本光大なれども、其の坎中に陥るを以て、二陰に掄はれ、膏澤を施すこと能はず、故に施未光也と云ふ、是れ時勢の然らしむる所なり、士君子、平居財を輕んじ、施しを好み、車馬輕裘、朋友と之れを共にし、急難の時に至りては、尤も能く散ずることを貴ぶ、蓋し難を濟ふは、人心を得るより要なるはなく、人心を得るは、財を施すより急なるはなく、人心を失ふは、賞を吝むより甚しきはなし、故に古へより英雄の主、未だ財を輕んぜざる者あらず、漢の高祖、天下の半を捐て、韓彭を封じ、陳平一間、黄金四万斤の出入を問はず、事を濟す所以なり、項羽印刃すれども、忍びて予ふること能はず、何ぞ大事を圖るに足らんや、

上六、乘馬班如。泣血漣如。○象傳曰、泣血漣如、何可長也。

泣は聲なくして涕を出だすなり、血は涙盡きて之れに繼ぐに血を以てするなり、漣は泣く貌なり、此の爻、陰柔を以て屯の終りに居り、陰の極に在り、進みて往く所なく、計りごと出づる所なし、唯憂ひ懼るゝのみ、凡そ身に在る液は皆水なり、坎を水と爲し、又加憂と爲し、血卦と爲す、故に泣血漣如の象あり、象傳の意、物窮すれば

則ち變じ、變ずれば則ち通ず、屯艱已に極まる、當に變通の計を爲す所を思ふべし、徒らに泣くとも何の益あらん、故に何可長也と云ふ、聖人言外の教へなり、



坎上
艮下

序卦傳に曰く、屯者物之始生也、物生必蒙、故受之以蒙、蒙者蒙也、物之穉也、凡そ物の始めて生ずる、蒙々として明かならず、卦たる、艮上坎下、乾再び坤に交はりて坎を生ず、坎を水と爲す、所謂る中男なり、三たび交はりて艮を生じ、山に象ざる、所謂る少男なり、坎は險なり、艮は止まり、坎を以て艮に遇ひ、險にして止まる、水内に在りて流れんと欲し、山外に止む、達せざるの象とす、故に蒙と曰ふ、凡そ人の學ばずして愚なる者は蒙なり、童幼の知なき者も亦蒙なり、蒙は美ならざるの名なれども、聖人未だ嘗て蒙を以て美ならずと爲さず、愚蒙は聖人の發せんと欲する所にして、童蒙は聖人の養はんと欲する所なり、之れを養ふとは、人人をして蒙ならざらしむるに非ず、正に人人をして其の蒙たる所を失はざらしめんと欲するなり、大道自然なり、人能く其の赤子の良心を喪はざれば、則ち親を親とし、長を長として、天下平かなり、世教衰微し、邪説民を誣ひ、機智多くして人心壞れ、風俗漓くし

て大亂起る、師道立たず、蒙の正を養ふことを失ふなり、善く民を治むる者は、惟之れをして其の童蒙の常を離れざらしめ、善く人を教ふる者は、惟之れをして其の赤子の心を失はざらしむるのみ、夫れ蒙は初めなり、慎みて其の初めを忘るゝこと勿らしむるなり、而して蒙を發くは、聖人已むことを得ざればなり、故に蒙に繼ぐに需を以てす、需は養なり、洪荒初めて闢き、人民逸居して教へなし、是れ童蒙我れに求むるの時なり、叔季の世、知巧横生し、人情の風波、江海よりも險なり、是れ再三の害を爲すなり、聖人象を山水に取る所、以にして、其の卦屯と對し、并に乾坤の後に繋ぐ、蓋し屯は君にして、蒙は師なり、天下の功業、屯に造らざるなくして、天下の道德、蒙に始らざるなし、爻を以て言へば、初爻は蒙の愚なる者、二爻は蒙を養ふ者、三爻は蒙の昏邪なる者、四爻は蒙の學ばざる者、五爻は蒙の學を好む者、上爻は蒙に止まる者なり、

乾坤三子を生ず、長男震を屯の君と爲し、中男坎を蒙の師と爲し、少男艮を童蒙の象とす、故に屯蒙二卦、乾坤に繼ぎ、諸卦に先きだつなり、

蒙亨。匪我求童蒙。童蒙求我。初筮告。再三瀆。瀆則不告。利貞。

蒙は草の名、蒿の類にして、樹木に繋りつくものなり、故に轉じて物を蔽ふの義と爲し、又轉じて蒙穉暗昧の義と爲す、蒙士童蒙の如き是れなり、瀆は褻瀆の義なり、此の卦、下既に坎の險あり、上に又山あり、行くに所なし、故に名づけて蒙と曰ふ、蒙とは巾を以て蔽ふが如く、草の遮るが如く、昏くして見る所なきの義なり、而して亨と曰ふものは、上九一陽、能く上に止まる、童蒙の性純白なるが如く、智識未だ鑿せず、亨るの本なり、但良師を以て之れを導くに在るのみ、我は師を謂ふ、二を指すなり、其の内卦の主たるをもつて、我と稱す、童蒙は五を指すなり、艮を少男と爲す、故に童蒙と謂ふ、二を以て師とする故は、二は一陽を以て下卦二陰の間に陷るも、剛中にして散せず、大人にして赤子の心を失はざる者なり、故に五爻の師と爲す、二五相應ず、故に求むるの象あり、二、陽剛を以て下に居り、五、陰柔を以て上に居る、二、往きて五に求むるに非ず、五、自ら來りて二に求む、猶太甲成王の伊尹周公に於けるがごとし、初筮告とは、六五に告ぐるなり、初六に告ぐるに非ず、再三とは、中爻互體を指して言ふなり、本卦惟上下卦の二五相應するを取るのみ、聖人人の互體を以て之れを求め、其の旨を失はんことを恐れ、此に於て例を發するなり、互

體地雷復の卦と爲るが如き、九二已に其の剛中の位を失ひ、六五又其の柔中の徳を失ふ、剛柔相接らずして、漫に告ぐるを求むるは、適に其の褻瀆を明かにするのみ、之れに告ぐるも益なければ、何ぞ告ぐることを用ゐん、蒙は餘り有りて盡さざるの意あり、之れを言ふこと再三なれば、則ち告ぐる者索然として、問ふ者餘味なし、蒙を瀆さざるは明を養ふ所以なり、故に貞に利し、分疏甚だ過ぐれば、則ち情旨竭く、焉んぞ貞に利しからん、

象傳曰。蒙山下有險。險而止。蒙亨。以亨行。時中也。匪我求童蒙。童蒙求我。志應也。初筮告。以剛中也。再三瀆瀆。則不告。瀆蒙也。蒙以養正。聖功也。

此の卦、艮山の下に坎水の險あり、内險にして安んずること能はず、外止まりて又進むこと能はず、是れ蒙昧の象なり、蒙山下有險、險而止、蒙とは、卦象と卦徳とを以て、卦名を釋するなり、蒙亨とは、蒙に亨るべきの理あるなり、物稚きに終らずして能く亨るものは、亨るの道を行ひて時に中するなり、中とは、過不及なく、其の可に當るの謂なり、志應也とは、六五を指して言ふ、蒙を發する者、自ら屈す可らず、必ず

童蒙先づ來り我れに求むるを待ち、其の志我れと相應じて、然る後に教ふべし、初筮告以剛中也とは、二爻剛徳を以て下卦の中に居り、五爻上に居り、柔中の徳を以て之れに應ずれば、心志相應じ相合ふを以て、二の之れに告ぐるを謂ふ、再三の若きは、則ち相應ずるの義なくして、志亦相合はず、然るを強ひて之れに告ぐるは、徒らに蒙に瀆さるゝのみならず、亦蒙をも瀆る所以にして、何の益あらんや、正を養ふことは、其の本然の貞を養ふなり、蒙にして能く止る、真心尙存する者なり、故に蒙を養ふ者、亦唯之れを保護して、其の眞心を失はざらしめんことを要す、聖と作るの功、實に此に在り、功とは、功夫の功なり、

象傳曰。山下出泉。蒙。君子以果行育徳。

山下に出づる泉、未だ其の之く所を知らず、是れ蒙の象なり、然るに其の源涌き出で、盡くすることなく、流れて息まず、君子此の象を見て、泉に流行の勢あるを知り、山に泉源の本あるを知り、力行して其の事を果し、其の徳を養育す、徳は身に止まる所にして、艮の象、行ひは身の行ふ所にして、坎の象なり、

初六發蒙。利用刑人。用說桎梏。以往吝。○象傳曰。利用刑人。以正法也。

説は脱なり、桎梏皆刑具なり、足に在るを桎と曰ひ、手に在るを梏と曰ふ、此の爻、陰暗を以て坎の下に居り、上九二の陽に比して、之れを承け、陽の開發を得ること、其の覆ひたるものを取り去るが如し、故に發蒙と云ふ、利用刑人とは、其の蒙を發するの意なり、用説桎梏とは、人の昏蒙なる、自から束縛せられ、桎梏の手足に在るが如し、倘し發蒙の始めに於て、早く之れを掃除せざれば、厥の後に至り、桎梏愈固くして、復解くこと能はず、桎梏して身を終るのみ、故に以往吝と云ふ、此の爻、四爻に應じ、初に於て其の蒙を發かず、其の往く所を恣にすれば、其の後必ず困蒙の吝と爲るなり、二の吝の字相應ず、此の爻變すれば、兌と爲る、兌は秋なり、刑を主とる、故に刑の象あり、坎を桎梏と爲し、兌を毀折と爲す、桎梏を脱するの象なり、象傳以正法也とは、正法ありて、後に人の不善を知りて之れを刑するの義なり、人の上たる者、不正の法を以て、人を刑して、人の正しからんことを欲し、人の師たる者、不正の法を以て、人を教へて、人の明かならんことを欲するも、是れ蒙を以て蒙を治むるもの、何を以て行はれんや、

九二包蒙吉、納婦吉、子克家。○象傳曰、子克家、剛柔接也。

包は包含なり、内に物を容るゝの義なり、婦は人に嫁したる者の稱なり、克は能なり、又一説に勝ふるの義にして、克家とは、家主たるにたふるなりと云ふ、此の爻、陽を以て陰位に居り、寛弘を以て徳と爲し、能く群蒙を包み容るゝ者、三爻四爻五爻皆其の包む所に在り、故に包蒙吉と云ふ、然れども三四兩爻は、自暴自棄の人にして、皆教へを受くるの人に非ず、唯五と二と陰陽正しく應じ、夫婦の義あり、故に又納婦吉と云ふ、納婦とは、子の爲めに婦を娶るなり、婦と曰ふものは、陰を以て陽に順ひ、蒙者の心、教者の心に順ひて拂る所なければなり、是に於て夫唱へ婦隨ひて、家道成るべく、子其の家を能くするなり、故に子克家と云ふ、三四五互卦坤にして、妻道なれば、五に婦の象あり、五柔外に居り、二剛内に居る、婦、父母の家に在りて、將に之れを夫家は納れんとするの象、二は坎の中畫に居る、坎を中男と爲す、子の象、上卦艮を門庭と爲す、家の象、互體は震、々は長子にして器を主とる者、家を克するの象なり、象傳の意、二の剛、内に主と爲り、五の柔、外より來り、剛柔相接して、内助を得るの故なりとなり、

六三勿用、取女、見金夫、不有躬、无攸利。○象傳曰、勿用、取女、行不順也。

此の爻、陰を以て陽に居り、坎盜の柔なるものなり、故に貪りて凶多し、女は三爻を指し、金夫は二爻を指す、金夫とは金を有する人の義なり、此の爻、二爻の金あるを見て、其の正應たる上九を捨て、其の比に私す、是れ節操を破りて、其の身を保有すること能はざるなり、故に勿用、取女と云ふ、下文は申ねて女を取るに用ゐる勿れの故を謂ふなり、象傳の意は、女子の素行修らざるを罪するなり、

六四困蒙吝。○象傳曰。困蒙之吝。獨遠實也。

此の爻、陰を以て陰に居り、比應又皆陰なれば、蒙暗の甚だしきものなり、九二に従はんとすれば、下、六三を隔て、上九に従はんとすれば、上、六五を隔つ、獨り陽に遠ざかりて、其の蒙を發することなし、久しく困みて終に下愚の人と爲る、故に吝と曰ふ、初九の吝と相應ず、此の爻變すれば未濟と爲る、未濟は男の窮、亦困の象なり、象傳の意、實は陽を謂ふなり、實に遠ざかるとは、陽に遠ざかるの義、此れ蒙の自棄するものなり、

六五童蒙吉。○象傳曰。童蒙之吉。順以巽也。

此の爻、本卦艮、變するも亦艮、艮を少男と爲す、故に童と稱す、内に智識の萌しなく、外に開見の雜はるなく、柔中と剛中とを以て相應す、乃ち教へを求めて、初筮の誠あるものなり、故に吉と云ふ、象傳の意、童蒙の吉なる所以は、其の尊きを挾まずして、九二に應ずるを謂ふ、順とは心違はざるなり、巽とは卑下するなり、順は互卦坤の象、巽は變卦巽の象なり、

上九擊蒙。不利爲寇。利禦寇。○象傳曰。利用禦寇。上下順也。

此の卦、九二上九の二陽、共に蒙を治むる者なり、但九二は剛にして中を得、故に包法を以て治むるに寛を以てし、上九は剛極まりて中ならず、故に擊法を以て治むるに猛を以てす、擊つ所の蒙は三なり、三は陰柔にして中正ならず、則ち寇なり、爲は助なり、爲寇とは寇を助くと云ふが如し、故に寇を禦ぎて之れを擊ち遠ざけ、我れに近づかしめざるに利しきなり、艮を手と爲す、擊つの象、又艮を止と爲し、坎を寇と爲す、止りて寇を禦くの象、象傳に上下順也とは、艮山の上に登り、下に備へ、上より下を防ぐの象を取りて言ふなり、



坎乾上下

序卦傳に曰はく、蒙者蒙也、物之稱也、物稱不可不養也、故受之以需、需者飲食之道也

と、需は待なり、人の生るゝ、童蒙より養ひを以て成る、飲食なければ則ち待つ可らず、故に需者飲食之道也と言ふ、卦乾下坎上に取るものは、天下の至健なるもの、乾に若くはなく、至りて従容なるもの、亦乾に如くはなし、元陽一氣、獨り往き獨り來る、陰其の虚に乗じて之れを陷ると雖も、乾行常あり、其の陷るに方りてや、閉藏して出でず、其の升るに及びてや日に浸し、月に積み、羣陰自ら消す、故に其の卦、坎を以て乾に乗り、乾陽進み、坎險平か、變化の權を運し、群陰を銷磨する所以の道なり、然らば則ち何ぞ需を事とする、曰はく、一陽方に陰中に陥り、三陽進まんと欲して、未だ合ふことを得ず、彼の一陽方に三陽の至るを需つ、此の三陽能く二陰を撲ちて之れを滅すに非ず、之れを需つのみ、君子の制を小人に受くるが如き、衆君子之れを急にすれば、必ず災あり、之れを需つときは、群小將に解けんとす、夫の健にして進むことを好むものは、人心の疆陽なり、乾陽眞氣未だ進みて需たざる者あらざ、一陽冬に生じ、春に至りて始めて動き、夏に至りて方に盛んなり、天下の能く需つもの、乾に如くはなし、故に振古より茲くの如し、陰其の斟酌に隨ひ、與に争ふこと能はず、人の精神常ありて暴せず、従容悠久ならば、何の功か建たざらん、何の徳

か成らざらん、需の屯蒙に繼ぐ所以なり、

需、有、孚、光、亨、利、涉、大、川、

此の卦、乾を以て坎に遇ひ、四と上との兩陰爻を坎躰の險と爲し、九五を險を濟ふの主と爲し、下の三陽を險難の世を濟ふの臣と爲す、三陽上り進みて、險阻に遇へば、必ず九五の援けを待ちて、協濟の功を効すべく、九五位を正しくして尊位に居り、必ず下三陽の進むを待ちて、後に大川を渉るの績を成すべし、故に此の卦を名づけて需と曰ふ、九五の君、陽剛中正にして、君位に居るは、孚ありて正しきを得るの象、孚あれば則ち光明にして能く亨通し、又處る所其の正を得、故に吉なり、夫れ人情誠信を以て切と爲す、我れ彼れに需つありて、彼れ我れに孚あれば、則ち需つ所を得るなり、故に亨る、互離を日と爲す、光の象、太陽の明、天地の間に充溢して、照さるる所なきが如く、己れの誠心、中に充溢して、人に貫徹する、之れを光亨と謂ふ、眞は堅固にして屈せざるなり、九五の君、眞正を得て吉なり、誠を以て物を待ち、正しきを以て人を服せば、何の濟らざる所あらん、故に大川を渉るに利しきなり、此の卦、坎水前に在り、互卦兌を澤と爲す、皆大川の象、又三四互離を舟と爲す、又乾

は剛健にして陥らず、渉るに利しきの象なり、

彖傳曰、需、須也。險在前也。剛健而不陷。其義不困窮矣。需有孚、光亨、貞吉。位乎天位、以正中。也。利涉大川、往有功也。

此の卦、水氣蒸發して雲と爲り、天上に在るの象なり、雲、天に上れば、久しからずして雨ふる、衆人其の滋潤を需つ、故に需と曰ふ、需は須待の義なり、險、前に在りとは、坎なり、剛健は乾なり、此の卦、下健上險にして陥らざるものは、互卦に離あり、離の明智あるが爲めに、險を冒して進まず、時を待ちて暴動せざるなり、既に險に陥らざれば、則ち能く其の險を出づ、是れ困窮の義なき所以なり、而して此卦、需の義二あり、人に需つものあり、人に需たるものは、初爻二爻三爻なり、人に需つものは、初爻二爻三爻なり、陽を以て陽に居る、故に正と曰ふ、後皆之れに倣ふ、九五一爻、卦の主と爲り、中なれば、則ち偏らず、正しければ、則ち邪なし、此れを以て物を需つ、需の道畢るなり、大川は坎を指し、渉るに利しきは乾を指す、往きて功ありとは、乾に功あるなり、九五の君、下の三陽と徳を同じくして相援くれば、坎の險難平かにすべし、九五の君、正中

を以て天位に位するに非ざれば、以て三陽の功を成すことなし、之れを要するに、三陽の功は、則ち九五の功なり、

象傳曰、雲上于天、需。君子以飲食宴樂。

雲は水氣の升るもの、雲、天に升れば、陰陽交はり、雨の至ること待つべし、此れ需の象なり、君子此の象を見て、才徳身に備はると雖も、時未だ至らざれば、敢て施用せず、險に遇ひ、險に居ると雖も、其の數の然ることを知り、數窮まり、理窮まれば、其の險自ら消することを思ひ、優游して之れを俟ち、談笑して之れを承く、飲食宴樂とは、其の安處して動かざることを形容するなり、坎を酒と爲す、飲なり、坎の下一畫、乾の上中二畫に連なりて、兌と爲る、食の象なり、

初九、需于郊、利用恒、无咎。○象傳曰、需於郊、不犯難行也、利用恒、无咎、未失常也。

郊は國城を距ること百里の外、即ち偏鄙の地を謂ふ、此の卦、卦中の四畫を以て、國中に象どり、初爻と上爻とは、卦外に在るを以て、國外の郊に象どるなり、乾の三爻、固より五爻の需つ所、然るに二は五の正應、初爻は五爻を去ること遠ければ、遠か

に進むこと能はず、故に郊に需つと云ふ、郊に需つと雖も、其の志國家に在り、事を避けて退縮するものに非ず、故に咎なし、乾の行くこと常あり、一度を後れず、又一度を先きださず、故に恒を用ゐると云ふ、此の爻變すれば巽と爲る、巽を進退と爲す、躁卦と爲す、故に恒を用ゐるを以て之れを戒む、象傳の意、此の爻、曠遠の地に居て進まざるは、險難を冒して行かざるなり、然れども下に居て進むことを忘れざるは、乾の常、唯遠くして惰らず、近くして躁がず、是れを常を失はずと謂ふなり、

九二、需于沙。小有言。終吉。○象傳曰：需于沙，衍在中也。雖小有言，以吉終也。

沙は水に近きの地、泥に比すれば尙遠く、郊に比すれば稍近し、此の爻、剛にして地上に在り、位、坎水の中爻と相應ず、沙地水を去ること猶遠しと雖も、水已に其中を漬すが如し、故に沙に需つと云ふ、小は陰なり、四上の二爻を指して言ふ、此の爻九五と應じ、將に以て天下の險を濟はんとす、然るに群小人は君子の進むことを好まず、飛語を以て之れを中傷せんことを思ふ、故に言あるなり、言ありとは、口誑以て相傷ふなり、例へば君子にして朝廷を扶植せんとするも、小人以て權を招くと爲し、君子にして人民を濟はんとするも、小人以て位を固むと爲すが如し、幸に剛健沈毅なるを以て、終に能く物議に靖んじ、後日の功を收む、故に終吉と云ふ、互卦兌を口と爲す、言あるの象なり、象傳の意は、水の流衍するもの、其の中に在りと

の義なり、衍は水の海に朝宗するなり、言を以て終るとは、近くして難に逼らず、遠くして時に後れざるなり、

九三、需於泥。致寇至。○象傳曰：需於泥，災在外也。自我致寇，敬慎不敗也。

此の爻、坎水に近し、亦水際の濕土の如し、變じて柔と爲る、故に泥と曰ふ、坎を盜と爲して前に在り、故に寇と稱す、此の爻、陽を以て陽位に居り、又中ならず、其健體の上に居り、靜かに時を俟つこと能はずして、險に進む、故に泥に需つの象と爲す、而して四は陽の進み來るを樂まざること必せり、我れ進みて之れを激すれば、寇の至るを致すなり、夫れ險に近づく者、已に言あり、險に迫れば必ず寇あり、苟も自ら取るの道なければ、則ち亦以て寇を致すと言ふ可らず、學なく守ることなくして、危亂に當るは、自ら其の禍を招くものにして、罪を天下に歸することを得ざるな

六四、需于血。出自穴。○象傳曰：需于血，順以聽也。

り、象傳の意、二爻の如き、沙に需つときは、進みて敢て逼らず、此の爻泥に需つときは、進みて水に逼る、然れども坎猶外に在り、坎を災と爲す、故に災、外に在りと云ふ、災、外に在りて、我れ之れに逼る、是れ水の人を溺らすに非ずして、人自ら水に狎るゝなり、水に狎れて死する者は、水を咎むること能はず、寇を致す者は、寇を咎むること能はず、我れより之れを致せばなり、敬慎すれば敗れずと云ふものは、蓋し其の狎るゝを戒めて、其の進むことを沮まざるなり、又慎むときは、我れより禍に及ばず、敬するときは、禍、我れに及ばざるなり、

坎を血卦と爲す、故に血と稱す、物相傷るときは、則ち血出づ、此の爻陰陽相近づきて相得ず、陽進まんとして、陰、之れを害するなり、然れども六と四と皆柔なれば、能く五の命に隨ひて、三陽の進むを聽す、故に又需の象あり、穴は陰の路なり、坎を隱伏と爲す、兩偶畫皆陽を陷しいるゝものなり、故に穴に象とる、雲の地より出づるや、穴に依らざるなし、此の爻、坎の始めに居る、穴に居るものとす、侵さるれば、則ち避け順ひて命を聽き、穴を出で、陽を避く、故に穴より出づと云ふ、凶と言はざるものは、其の能く退きて命を聽くを以てなり、象傳の意、五の命に従ひ、三陽の進むを聽くを謂ふなり、

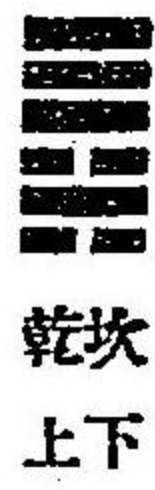
九五、需于酒食。貞吉。○象傳曰：酒食貞吉，以中正也。

此の爻、需の主なり、下卦の三陽、此の爻の孚あるを待みて之れを需つなり、若し上に此の爻なければ、下に在るの賢者、望みを絶つこと久し、何ぞ需つことを爲さん、今三陽來りて客と爲り、九五主人と爲り、酒食を具へて之れを需つ、故に酒食に需つと云ふ、險難の中に居り、憂ひず、懼れず、意を安くして同徳の援助を待つ、此れよりの後、陽進み、陰退き、光り亨り、渉るに利しきの勢、目前に在り、故に貞吉と曰ふ、坎は酒の象、互卦兌は食の象なり、象傳の意、中正にして徳あり、險に在りと雖も、險に陥らず、君子の貞を守りて、天下の吉を爲すを謂ふなり、

上六、入于穴。有不速之客三人來。敬之終吉。○象傳曰：不速之客來，敬之終吉，雖不當位，未大失也。

此の爻、外卦の終り、出で、之く可きの處なし、故に入りて藏れ、陽の來るを避く、三人は三陽を謂ふなり、速は猶招のごとし、此の爻、下、九三に應じ、九三は其の下の二

陽と同類並ひ進む、速かざるの客三人來るの象なり、其の速かずと云ふものは、三陽の來る、上六の願ふ所に非ざることを明かにし、亦三陽の徐々として來るを見る、終とは卦の終りを以て言ひ、吉とは陽を陷しいれざるを以て言ふ、象傳の意、上六本位に當り、三才を分ちて言へば、天位なり、然るに今反りて穴に入る、故に位に當らずと云ふ、然れども時を審かにし、勢を度り、敬して三陽の來るを待つは、未だ大に失はざるなりと、從來陽を以て陽に居り、陰を以て陰に居るを、當位と爲し、之れに反するを、不當位と爲す、然れども亦盡く然らず、或は象を以て言ひ、或は理を以て言ふ、此爻の類、是れなり



序卦傳に曰はく、飲食必有訟、故受之以訟と、蓋し需る所ありて、其の欲する所を得ざれば、則ち争ふ、故に需に次ぐに訟を以てするなり、凡そ訟へ小なるものを言辭と爲し、甚だしきものを生産と爲し、又甚だしきものを功名と爲す、三者の象皆下に在り、訟本と下に在るの事なればなり、下、上を訟ふれば、則ち恃る、九二孚ありて、窒がり、惕れて皆なき所以なり、上下を訟ふれば、則ち陵ぐ、上九人の服従を得て、亦

敬するに足らざる所以なり、訟は必ず小人ありて之れが佐使と爲る、故に初を險と爲す、二、險に従はざれば、則ち訟端息む、三は柔順にして謹守し、四は安重にして自ら養ふ、九五は明主陽に當る、皆訟なきの道、上九、下、六三を陵ぐは、則ち健訟の徒なり、六二の忠信は、下、訟民なき所以なり、九五の中正は、上、訟獄なき所以なり、訟の占、此に盡く、

訟、有孚窒惕、中吉、終凶、利見大人、不利涉大川。

此の卦、乾を天とし、坎を淵とす、天淵懸隔して、彼此相違ふ、訟の由りて起る所なり、故に名づけて訟と曰ふ、訟は争なり、字、言に従ひ、公に従ふ、之れを公に言ふの義なり、窒は塞なり、卦たる、初六、九四と應じ、六三、上九と應ず、惟二五應なし、下卦坎の性下きに趨き、二陰を以て一陽を中に陷しいれ、之れを挾みて、上卦と難を爲し、九四上九亦之れを置きて争はざること能はず、有孚窒惕、中吉は、皆九三を指して言ふ、九二は訟を興さんと欲する者に非ざれども、初爻と三爻との爲めに左右せられ、自から脱すること能はざるのみ、一實中に居るは、孚あるの象、窒がり惕るは、窒がるに遇ひて惕るゝなり、坎を險阻と爲す、一陽二陰の間に沈み、上に應なきは、

室塞して通ぜざるの象なり、坎を加憂となす、惕然悚懼して寧からざるの象あり、剛來りて中に居るは、中の象、亦終凶の終の字に對して言ふ、室がるを以て訟へ、惕るゝが故に訟を終へず、未だ訟なきに至ること能はずと雖も、僅に其の事を中半して止む、是れ吉なる所以なり、終凶は上九を指して言ふ、訟、終極に至りて止まざれば則ち凶なり、上九過剛を以て卦末に居る、故に凶とす、二三四互離を見と爲す、大人は九五を指す、五を人位と爲す、九五中正にして尊位に居る、大人の象、見るに利しきは、九五訟を聽くの主と爲り、上下五爻皆之れを見るに利しきなり、大川は坎を指す、坎は險なり、凡そ訟ふる者、險を行ひて僥倖すべからず、故に大川を渉るに利しからずと云ふなり、

象傳曰。訟。上剛下險。險而健。訟。有孚窒。惕中吉。剛來而得中也。終凶。訟不可成也。利見大人。尙中正也。不利涉大川。入于淵也。

上は上卦を謂ひ、下は下卦を謂ふ、坎は險にして、乾は健、共に相下らず、此れ訟を興す所以なり、兩體を以て言へば、乾と坎と訟ふるものなり、六爻を以て言へば、九五中正を以て尊位に居り、下に於て係應する所なし、故に訟を聽くの主と爲る、二は

五の敵に非ず、亦敢て五を訟ふるものに非ず、唯初爻と三爻と、本卦の陽を挾みて相格し、四と上と亦起て之れが敵と爲る、故に卦の訟と名づくるものは、初三と四上との爲すことを主として言ふなり、二の訟を克くせざるに及び、初と三と亦廢し、訟端亡ぶるなり、此れ一卦の主旨にして、險は下卦を指すと雖も、意、初三に屬し、健は上卦を指すと雖も、意、四上に屬す、剛來りて中を得るは、九二を謂ふ、剛來ると曰ふものは、坎、本と坤體にして、乾の一畫來りて其の中に居ればなり、中吉の中は、事を指して言ひ、得中の中は、位を主として言ふ、惟九二剛中の徳あり、故に能く孚に能く惕れ、訟へ半途にして止み、成るに至らず、故に吉なり、成とは其の事を窮め盡すなり、訟へ成れば必ず凶なり、尙は猶貴のごとし、言ふことゝろは、九五の貴ぶ所中正に在るなり、唯中正にして能く人の是非を辨ずることを得、訟へに在る者、此の中正の人を見れば、自然に訟へなし、若し訟へを逞しくして已まず、大川を渉りて、風波の險を忘るゝが如きは、淵に入りて身を陷しいるゝ者と同じきなり

象傳曰。天與水違行。訟。君子以作事謀始。

天は上に浮び、水は下に注ぐ、是れ相背きて行くなり、人も我も本一體にして、休戚

本と自ら相關するものなり、只我れと人との見解を生ずるより、遂に争競の心を起し、彼此相違ひ、訟を起すに至る、其の由りて来る所、常に微渺の間に在り、故に君子此の象を見て、事を作すに始を謀る、始を謀るとは、訟の時に於てせずして、未だ訟へざるの時に於てするなり、

初六、不永所事、小有言、終吉。○象傳曰、不永所事、訟不可長也、雖小有言、其辯明也。

此の爻、陰を以て陽に居り、同體の二を挾みて、四と訟ふ、已にして其の正應に非ざることを知り、二を捨て、四に従ひ、其の訟への事を永くせず、故に其の始め少しく言ありと雖も、遠からずして復るを以て、終に吉なり、此の爻、變ずれば免と爲る、免を口舌と爲す、言あるの象、本と小なり、故に小と云ふ、象傳の意、初めにして訟への長くす可らざることを知り、其の始め口語を以て相傷ることを免かれずと雖も、終に正應と正應に非ざるとの辨を明かにせしことを言ふなり、

九二、不克訟、歸而逋、其邑人三百、无眚。○象傳曰、不克訟、歸逋竄也、自下訟上、患至掇也。

此の爻、剛を以て柔位に居る、固より訟を好む者に非ず、亦左右の人の勸誘に因り、已むことを得ずして訟を興す、四に訟へて初を求め、上に訟へて三を求め、近比の便に依り、併せて己れの有と爲さんとす、然れども其の辭順ならず、九五中正を以て訟を聽くの主と爲り、又二と應なければ、其の二を以て直しとせざるは必然なり、之れを争ひて得ること能はざれば、則ち之れを舍つるも、未だ甚だ失ふと爲さず、九二剛中、能く理を以て自ら克ち、一たび九五を見て慙愧に堪へず、訟を成さずして退き遁る、此れ望がるに遇ひて能く惕れ、淵に入らざるものなり、夫の訟を主とざる者は二にして、内體は皆素より其の左右の人なれば、大訟の興るや、初三の縁連必ず免るゝこと能はず、今九二歸りて遁るゝときは、則ち初三亦皆解けて、各其の配に従ふ、邑人三百、是に於て災を免かるゝなり、此の爻、變ずれば坤と爲る、坤順故に訟を克くせず、坎を隱伏と爲す、故に歸りて遁る、坤を邑と爲す、故に邑と稱す、二を人位と爲す、故に人と稱す、坤數は十、十を百と爲す、内卦三爻を主として三百の象とす、坎を管とす、坤に在るを以て、无管と云ふなり、象傳の意、若し訟を終へて已まざれば、則ち禍患の至ること、必ず免るゝこと能はず、猶拾ひて之れを

取るがむときを謂ふなり、

六三、食舊德、貞厲、終吉。或從王事、无成。○象傳曰、食舊德、從上吉也。

食とは、食ひて之れを忘れ、報いざるの謂なり、此の爻九二と同體にして相暱む、同徳の象あり、二を以て托すべしと爲し、其の正應を捨て、之れに従ふ、然れども六三の上九に應ずるものは、天命の當に然るべき所なり、二、比近すと雖も應に非ざれば、固より之れを奪ふこと能はず、是を以て六三自ら其の舊徳を吞み食ひ、以て其の配に従ふ、貞とは其の争心を戢むればなり、兩剛の間に居り、皆近くして相得ず、故に厲と云ふ、然れども柔體なるを以て争はず、繫應上に在り、衆能く之れを傾くる者なし、故に終に吉を獲たり、凡そ終吉と曰ふものは、其の始め嘗て凶あるなり、王事は即ち訟事、王は五を指す、事は初爻の事と同じ、蓋し其の初めに本づきて言ふなり、无成とは、三の上と訟ふ、事二に従ふに過ぎず、敢て専ら其の事を主とらざるなり、此れ舊徳を食むの美ある所以か、象傳の意は、上九に従ひて、其の正應を得るの吉なるを謂ふなり、

九四、不克訟、復即命、渝安貞吉。○象傳曰、復即命、渝安貞、不失也。

此の爻、初爻と正應なり、初爻は二に附きて四爻と難を爲す、故に四之れを訟ふるなり、然るに初爻事する所を永くせざるに及び、四も亦初爻と相忘るべし、是れ訟を克くせざる所以なり、二四皆剛を以て柔に居る、剛なるが故に訟ふ、柔なるが故に訟を克くせず、蓋し二四皆互離あり、離の明あれば、則ち訟を終るの凶を知るなり、復りて命に即くとは、九四にして命の得べき所のものは、初六のみ、初六四を捨て、二に従ふ、此れ訟の生ずる所、今既に其の常に復り、以て其の命の當に得べき所の者に就く、則ち訟を用ゐる所なし、因て其の争心を變じて、以て正理に安處す、吉孰れか之れに如かん、故に渝安貞吉と云ふ、象傳の意失はずとは、其の所有を失はざるを謂ふなり、

九五、訟元吉。○象傳曰、訟元吉、以中正也。

此の爻、陽剛中正にして尊位に居り、訟へを聽きて其の平を得る、此れ元吉たる所以なり、象傳の意、中なれば則ち偏よらず、正しければ則ち斷ずること理に合ふ、此れ吉の道なるを謂ふなり、

上九、或錫鞶帶、終朝三褫之。○象傳曰、以訟受服、亦不足敬也。

錫は賜なり、鞶帶は革帶にして宗廟の服なり、褌は解なり、奪と訓ずべからず、此の爻、陽を以て上に居り、訟の終りに居る、訟を極むるものなり、三は本と上の有する所なり、但下に三陽あれば、未だ三の何れに適従することを知らず、故に三と訟ふるなり、然れども三は上の應なれば、必ず上に従ふなり、故に之れに鞶帶を錫ふの象あり、或錫と云ふものは、其の従て来る所を知らずして自ら来るの辭なり、鞶帶は三を指す、三の互體離なり、離を牛と爲す、革の象あり、乾を衣と爲し、帶と爲す、互離を日と爲す、乃ち朝日天に上るの時、終朝の象あり、此の爻、巳に鞶帶の錫を得て、其の矜喜の意に勝へず、下の三陽と遇ひ、遍く出だして之れを示す、三次解きて又束ぬるの象あり、故に終朝三褌之と云ふ、象傳の意、訟に由りて得るの薄んずべきことを謂ふなり、

☷ 坎下
☷ 坤上

序卦傳に曰はく、訟、必^フ有^ス衆起^ル、故^ニ受^レ之^ヲ、以^テ師^ヲ、師者衆也、訟へを起すときは、親戚隣里知識徒黨の類ありて、其の氣を輔け、其の捷を闘はすものなり、故に衆起ることありと爲し、師の卦を以て訟に次ぐ、其の卦たる、坎を下にし、坤を上にし、坎を險と爲

し、坤を衆と爲す、衆を以て險を履むは、兵凶の象、五陰一陽にして、陽主と爲り、陰之れに隨ふ、師を行るの象あり、故に名づけて師と曰ふ、雜卦傳に、比、樂^ニ師^ト、愛^トあり、比は順從するが故に樂み、師は險を行くが故に憂ふるなり、蓋し戰陣征伐は、聖人の訓ふることを欲せざる所なり、已むことを得ずして之れを用るれば、賢將を得て人心を和するに在り、必ず進むを以て勇とすることなく、多く殺すを以て功とすることなし、中四爻の象、之れを具ふ、九二は剛中にして賢將たり、六三は功を貪りて敗を取り、六四は功なくして常を守り、六五は將に任じて専らにせず、權を撓め事を謀る、軍旅の情形備はれり、人和を神武の本と爲す、故に初に律を言ふ、小人は強戰の媒たり、故に終りに戒めを垂る、其の要、民を容れ衆を畜ふに歸するのみ、

師、貞、丈人、吉、无咎。

二千五百人を師と爲す、丈人は老人の稱、老人力なし、杖に扶けられて行く、故に丈人と曰ふ、此の卦、二卦を以て見れば、内險にして外順、險道にして順を以て師を行るの義なり、故に貞を以て言ふ、六五柔を以て上に在り、九五一陽に任ずるは、人君將に命を師を出だすの象、故に丈人を以て言ふ、貞は正なり、師を興して衆を動か

すに、正を以てせざれば、民従はず、故に師は貞を以て主と爲す、丈人は能く其の君を佐けて天下を服する者、故に吉にして咎なきなり、

彖傳曰、師衆也、貞正也、能以衆正、可以王矣。剛中而應、行險而順、以此毒天下、而民從之、吉又何咎矣。

師の訓を衆と爲し、貞の訓を正と爲す、以は之れを左右するの義なり、能く其の衆を左右して、以て天下を正す者は、必ず天下の人の歸往する所と爲る、故に以て王たるべしと云ふ、能く衆を以て正しきは、將たる者を謂ふ、九二是れなり、以て王たる可きは、將を命ずる者を謂ふ、六五是れなり、剛中は九二を指し、應は六五を指す、將と爲りて剛ならざれば、則ち怯く、剛に過ぐれば、則ち猛なり、九二剛中なるは、則ち將才の善き者、五、上に應じて、之れに任ずること専らなれば、則ち以て其の才を展ぶべし、險を行ひて順とは、上下二卦の象を發するなり、坎を險と爲し、坤を順と爲す、師を用ゐて征伐す、平夷の事に非ず、故に險を行ふと云ふ、順は人心に順ふを謂ふ、險道を行ふと雖も、順を以て動く、所謂る王者の師なり、師を用ゐるは、猶藥石を用ゐるがごとし、民を勞し財を傷ればなり、故に毒と曰ふ、然れども之れを毒するは、乃ち之れを安んずる所以なれば、民悦びて之れに従ふ、吉にして咎なきなり、

象傳曰、地中有水、師。君子以容民蓄衆。

水なきの處と雖も、地に穴すれば、以て水を得べし、水は地に隨ひてあるものなり、故に地中に水ありと云ふ、古へ兵を農に寓し、兵農合一にして、事なければ、則ち農民と爲り、事あれば、則ち兵卒と爲る、猶水の地中を行きて、人之れを知らざるがごとし、故に平日兵なきことを思ひず、民あれば、則ち兵あるなり、其の民を容れ保んずるは、正に其の兵衆を蓄ひ聚むる所以なり、民を容るゝは、坤を以て言ひ、衆を蓄むるは、坎を以て言ふなり、

初六、師出以律、否臧凶。○象傳曰、師出以律、失律凶也。

律は號令節制にして、衆を御する所以の法を謂ふ、否臧は不善なり、此の爻、師を出すの初めなり、大軍初めて出づる、九二の大將前に在り、號令節制之れより出で、初爻下に在りて之れを承く、師出づるに律を以てするの象なり、初爻若し之れを専らにすれば、即ち律を失ふなり、律を以てすれば、則ち整頓して臧く、律を失へば、則ち統一する所なくして、臧からず、敗亡の凶、立ちどころに見るべし、此の爻、柔にし

て位に當らず、故に否戒の戒めあるなり、
九二、在師中、吉、无咎。王三錫命。○象傳曰：在師中、吉、承天寵也。王三錫命、懷萬邦也。

此の爻、衆陰の歸する所、彖に所謂る丈人なり、即ち師の主爻にして、専ら其の事を制するものなり、師中に在りとは、中軍に將たる者、中位に居るを以て言ふ、大將の象なり、吉、无咎とは、成功の吉、必ず九二に歸すればなり、王は五を指す、三錫とは、一命は職を受け、再命は服を受け、三命は位を受くるなり、五より二に至るまで、三位を經るが故に、三錫と稱す、命を錫ふは、其の成功を褒するに非ず、其の寵を盛んにして、以て其の心を結ぶなり、互卦震を雷と爲す、命令の象なり、象傳の意、九二を以て六五に應む、成功の吉を得るは、其の天王の寵任を承くるが故なり、王者の三たび命を錫うて、將臣に命ずる所以は、其の志、殺に在らずして、萬邦を懷け安んずるが爲めなりと云ふなり、

六三、師或輿尸、凶。○象傳曰：師或輿尸、大无功也。

輿尸は衆主の義、衆人をして之れを主どりしむるを謂ふ、或は尸を輿すと爲すものあれども、此の説、非なり、師の敗れ尸を輿して歸るに至れば、己に凶にして、復更に凶と言ふことを須るず、二、既に剛中の才を以て、上の信ずる所と爲り、必ず其の事を専らにすれば、乃ち成功あるべし、若し衆人をして之れを主どりしむるは、凶なるを謂ふ、象傳大无功とは、凶の字を釋するなり、

六四、師左次、无咎。○象傳曰：左次无咎、未失常也。

吉事は左を尙び、凶事は右を尙ぶ、偏將軍は左に居り、上將軍は右に居る、喪の禮を以てするなり、九二師中に居り、衆陰の歸する所なり、此の爻、九二の命を聽く、偏將軍の象、再宿を信と曰ひ、三宿を次と曰ふ、次とは、退くの謂ひに非ず、止まりて軽く進まざるなり、此の爻、位を得ると雖も、應なし、應なければ、以て行く可らず、位を得れば、則ち以て處るべし、故に左次して、主將の命を聽き、妄りに動かさず、六三の輿尸に過ぐることを遠し、故に咎なきなり、象傳の意は、四の遠かに進まざるは、功を貪りて冒進するものに非ず、其の常度を失はざる者なりとの義なり、

六五、田有禽、利執言、无咎。長子帥師、弟子輿尸、貞凶。○象傳曰：長子帥師、以中行也、弟子輿尸、使不當也。

此の爻、君位にして、師を興すの主なり、故に師を興し將に任ずるの道を言ふ、師の興るや、必ず寇賊ありて生民を害し、懐け來す可らざるが故に、辭を奉じて之れを誅するなり、夫の禽獸の田中に入りて、穀禾を害するが如く、宜しく獵して之れを取るべく、此くの如くにして咎なかるべし、執言は、辭を奉じ、其の罪を明かにして之れを討つなり、故に田に禽あり、執言に利しと云ふ、然れども陰柔を以て師の主と爲る、又其の弱にして疑ひ多きを患ふ、故に之れを戒めて曰はく、既に九二の長子をして師を帥めしむ、闔より以外は將軍之れを制し、君命も受けざる所あり、况んや稚弱の者をして、衆主して之れに干預せしむべけんや、然るときは、執言して罪を討つ、の正しきと雖も、亦凶なりと云ふなり、象傳の意、中行とは、二と五と應じて中に居り、其の徳、上に合ひ、任を受けて行くを謂ひ、使不當とは、其の當に使ふべからざる所を使へば、必ず功を爲し難きを謂ふなり、

上六、大君有命、開國承家、小人勿用。○象傳曰、大君有命、以正功也。小人勿用、必亂邦也。

大君は五を指す、此の爻、卦の末に居る、乃ち師の終り、功成りて、功を論じ賞を行ふの時なれば、殊に此の爻に於て之れを言ふなり、互體震を雷とし、號令の象あり、上

六の命ずる所、九二六四に在り、命は上よりして下に達す、故に命ありと稱す、國を開くは、之れを封じて諸侯とするなり、功、九二の如き者を指す、家を承くるは、卿大夫とするなり、功、六四の如き者を指す、九二は長子にして師を帥め、戦へば則ち必ず克つ、其の功大なり、故に賞も亦大なり、六四は偏裨の位に居り、敢て自ら専らにせず、謹みて師の律を守りて事に従ふ、則ち次第に依りて賞を受くべきなり、坤を地と爲す國の象、此の爻、變ずれば艮を門闕と爲す、家の象、小人は六三を指す、六三柔を以て剛に居り、處ること己に其の位に非ず、躁進して事を愼る、誠に小人なり、故に始に輿尸の戒あり、如何んぞ復之れを用ゐて邦を亂ることを爲さんや、故に小人勿用と云ふ、三は人位にして、陰爻は小なり、故に小人と曰ふ、象傳の意、爵賞の命は、乃ち諸將武功の等差を正す所以、功成るの後に於て、小人を用ゐるときは、其の邦を亂るゝを恐るゝが故に、深く之れを戒むるなり、



坤上
坎下

序卦傳に曰はく、衆必有、所比、故受之以比、比者比也、夫れ衆あれば必ず親附依歸

する所ありて、其の約束を聽く、故に師に次ぐに比を以てす、比は相親むの義なり、此の卦、坤を下とし、坎を上とし、坤の地卑くして、坎の水卑きに就く、性質相合ふを以て親比す、又一陽尊位に居て、群陰之れに従ふ、天下の衆、一人に附くの象あり、故に比と曰ふ、夫れ水、下に在れば、則ち陥りて險と爲り、上に在れば、則ち降りて澤と爲る、上坎を險を設け、國を立つるの象と爲し、下坤を遠邇治に順ふの象と爲す、爻を以て論ずれば、初爻を遠人と爲し、二爻を賢士と爲し、三爻を士の仕へを求むる者と爲し、四爻を在位の臣と爲し、五爻を君と爲し、上爻を化外の民と爲す、皆王民に非ざることをなくして、休咎あるものは、物の情自ら齊しきこと能はざればなり、之れを總ぶるに大順なるのみ、

比吉原筮元永貞无咎不寧方來後夫凶

比は密なり、二人を从と爲し、从に反するを比と爲す、比は面を反して相从ふなり、此の卦、一陽尊位に居り、五陰之れに从ふ、五家を比と爲して、比長之れを統ぶるが如し、上下を親めば、則ち下之れに歸し、下上を親めば、則ち上之れに與す、故に吉と曰ふ、原は再なり、下卦に初筮と曰ひ、上卦に原筮と曰ふ、比の主爻は九五なり、必ず

再筮して之れを得、故に原筮と稱す、元永貞は五を指すなり、五の一陽中に居るは、元の象、永く其の元を守るは、便ち貞なり、徳、元より大なるはなく、元、又永貞より貴きはなし、比の時に當り、必ず從ふ所を擇む、惟此の元永貞の人を得て、之れに比すれば、則ち以て咎を免るべし、不寧とは五を主として言ふ、五の敢て康寧せざるを言ふなり、五、坎に體す、坎を加憂と爲す、故に不寧と云ふ、五惟競々として敢て自ら寧んぜず、正に能く元徳を永貞にする者、天下其の徳に感む、方に且來りて歸附するなり、後は上を謂ひ、夫は五を謂ふ、凡そ卦、下畫を前と爲し、上畫を後と爲す、陽は夫に象どり、陰は婦に象どる、夫唱ふれば婦必ず之れに隨ふものなり、然るに上六の一陰、高く九五の上に在り、固きを負みて服せず、夫に後るゝの象、故に後夫凶と曰ふなり、

象傳曰比吉也比輔也下順從也原筮元永貞无咎以剛中也不寧方來上下應也後夫凶其道窮也

比吉也とは、咏嘆の意なり、一家必ず家の主あり、一國必ず國の主あり、主なければ、則ち亂れ、主あれば、則ち治まる、此れ比の吉なる所以なり、比、輔也とは、車輔の比近

して輻を輔くるが如きを謂ふ、坎坤皆輿の象あり、故に輔と稱す、下順從也とは、下體坤にして、二三四の互體も亦坤なれば、皆坤順の徳を以て、主爻の五に従ふを謂ふなり、原筮し元永貞にして咎なき所以は、再筮して上卦を得、九五剛中の徳あるを以てなり、此の人を得て、之れに比せば、何の咎あらんや、不寧方來とは、一陽上に在りて、下の四陰と相應じ、下上に頼りて相統べ、上下に頼りて相安んずるが故なり、夫の上六の一陰の如き、獨り五に比せず、其の親輔の道を失ひて、自ら陽剛の夫に後る、理勢窮まりて、凶之れに及ぶ、窮とは卦の終りを以て言ふ、乾の上九に窮之災也と稱し、坤の上六に其道窮也と稱するが如し、

象傳曰、地上有水比。先王以建萬國親諸侯。

地は水を得て柔に、水は地を得て流る、地と水との間、髪を容れず、是れ比の象なり、先王此の象を見て、萬國を建て、諸侯を親む、地の水を行るが如く、諸侯の天子に依りて朝宗する、水の地に歸するが如し、凡そ大象の例、法を建て、制を定むるの事は、則ち先王と稱す、坤を衆と爲し、土と爲す、萬國の象、諸侯其の上に分布するは、比上に水あるの象、震を諸侯と爲す、坎一君を以て二民を統ぶ、亦侯の象なり、

初六、有孚比之、无咎、有孚盈缶、終來有它、吉。○象傳曰、比之初六、有它吉也。

缶は土器なり、外實して内虚しきものなり、夫れ民固より君に比せざる可らずして、君尤も民に比せざる可らず、君先づ是れを以て感じて、後に民是れを以て應ずるなり、孚ありて之れに比すとは、五來りて初に比するなり、五は初の應に非ずと雖も、卦の主なれば、其の來りて初に比するは、正に初の當に比すべき所なれば、特り咎なきのみに非ず、且他の吉あるなり、五の來り比するは、孚ありて缶に盈つるが故なり、此の爻變ずれば震と爲る、震を仰盂と爲す、積みて五に至れば、離に似たり、離の象は缶にして、坎水仰盂の上に滿つ、故に缶に盈つと曰ふ、位、下の極に在るを以て、五、上より下る、故に終來と云ふ、初と五と正應に非ざるを以て、他と曰ふ、易に有孚と云ふもの二十一、皆坎の象あり、象傳の意は、九五の正應に非ざるを謂ふなり、

六二、比之自内、貞吉。○象傳曰、比之自内、不自失也。

下卦を内と爲し、上卦を外と爲す、二五正應なれば、五より來りて二に比す、乃ち内

卦本有る所の應にして、假合するもの、倫に非ず、故に自内と云ふ、陽唱へ陰隨ふ、各其の位に當る、貞を守りて變ぜざれば、則ち吉を得るを謂ふ、象傳の意、其の應ずる所の偶を失はざるを謂ふなり、

六三比之匪人。○象傳曰比之匪人。不亦傷乎。

匪人とは、上六を指す、凡そ六畫の卦三四を人位と爲す、上は人位に非ず、故に匪人と曰ふ、此れ三往きて上に比するに非ず、上來りて之れに比するなり、蓋し上六三を以て己れに應ずるものと爲すが故なり、本三の咎に非ず、故に凶を言はず、象傳の意、三の比する所を失ふを嘆ずるなり、

六四外比之貞吉。○象傳曰外比於賢以從上也。

外は五を指す、位を以て之れを言へば、五は四の外に在り、外之れを比すとは、九五來りて之れに比するなり、此の爻柔を以て柔に居り、其の位を得て、最も五に近し、相承くるの象あり、故に吉、凡そ爻に貞を以て言ふものは、其の變ぜざるを欲す、此の爻變ずれば正を失ひ、且比する所を失ふなり、象傳の意、賢と上とは、皆五を指す、五に剛中の徳あり、故に賢と稱す、位、四の上に在り、故に上と稱するなり、

九五顯比。王用三驅。失前禽。邑人不戒。吉。○象傳曰顯比之吉。位正中。也。舍逆取順。失前禽也。邑人不戒。上使中也。

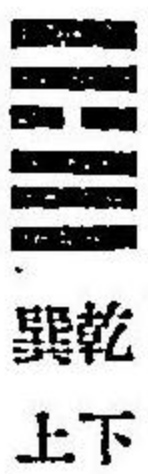
此の爻陽剛を以て天の中に當り、衆の共に見る所、九五の爻、此れより盛んなるはなし、衆陰皆伏し、九獨り尊に居る、比を顯かにすとは、其の比道を明かにして、天下に示すなり、王者の天下に於ける、大中至正の徳を以て、之れを親むこと、大陽の天に中するか如く、我れに順ふ者は之れを納れ、我れに順はざる者は之れを聽す、其の象を王者の田りに三驅を用ゐて前禽を失ひ、邑人誠めざるものと爲す、驅は禽獸を驅り出だして、田に就かしむるなり、天子は合圍せず、禽獸の順ひて來る者は之れを取り、前に從ひて逸し去る者は之れを免す、之れを三驅して前禽を失ふと謂ふ、五は王の象、坎を馬と爲し、弓と爲し、矢と爲し、坤を輿と爲し、衆と爲し、互卦艮を黔喙の屬と爲す、皆禽を驅るの象なり、前禽は上六を指す、坎に體し、豕と爲す、禽の象、上爻五の前に在り、故に前禽と曰ふ、一卦五陰にして、四陰陽に從ひ、上獨り之れに背く、是れ前禽を失ふなり、邑人は二を指す、坤を邑と爲す、二は人位にして、五の應なり、誠めずとは、上の意を喻り、相警備して必ず得ることを求めざるなり、二

は群陰と同體にして、繫援の情なければ、誠めざるの象とす、象傳の意、比を顯かにするの吉なるものは、其の居る所の位正中を得るを以ての故なり、逆順は向背を以て言ひ、上六の一陰、陽に乗るを以て逆と爲し、初六六三六四の三陰、陽に承くるを以て順と爲す、前禽の逆を捨て、取らず、故に之れを失ふなり、其の前禽を失ひ、必ず得るの心なきは、王の心にして、邑人何に由りて之れを知らん、皆告誡を用ゐず、其の自ら失ふに聽かず、則ち上の中徳、實に之れをして然らしむるなり、

上六、比之无首。凶。○象傳曰、比之无首、无所終也。

易の卦たる、六位を以て下よりして之れを言へば、初は始めにして上は終り、初は本にして上は末なり、全體を以て上より之れを觀れば、上は首にして、初は足、上は角にして、初は尾なり、之れを比すとは、指す所あるに非ず、蓋し假設の辭なり、若し人あり、來りて上六に比し、彼れ陰柔を以て上に居る、其の象、實に以て元首と爲すに足らず、乃ち妄りに天下に比せんことを欲して、五に従はず、其の才以て人に高ぶるに足らず、又自ら卑しくして以て人に従ふこと能はず、其の凶知るべきなり、象傳の意、上下の象を以て言へば、首なしと爲し、終始の象を以て言へば、終りなし

と爲す、其の終りを克くせざるを謂ふなり、



巽乾上下

序卦傳に曰はく、比必有所畜。故受之以小畜と、夫れ物相親比すれば、則ち聚畜となる、故に比すれば必ず畜ふ所あり、因て比の卦に次々に小畜を以てするなり、雜卦傳に、小畜寡也、履不處也とあり、小畜は物を畜めて、履は禮を行ふ、畜は物畜りて小、故に寡し、履は禮行はれて止まらず、故に處らず、是れ小畜と履と行止相反するを謂ふなり、此の卦、乾を下にし、巽を上にし、六四一陰、巽の主と爲り、五陽の中に據り、五陽翕然として輻湊す、蓋し陰陽の相求るや、甚た切にして、一に定まる、五陽共に一陰に遇ふ、其の應分らず、下に在るもの進みて往き、上に在るもの退きて來る、乾の健を以てすと雖も、四と遇へば復上ること能はず、約束するものゝ如く然り、故に小畜と曰ふ、蓋し陰の陽を繋ぐや、大は繋ぐこと能はず、小は則ち之れを繋ぐ、其の人心に在る、一私の縁染よりして、壯志盡く灰と爲り、一事の牽累よりして、大業總て廢す、三寸の鍵、以て百尺の關を閉ざす可く、一絲の綸、以て吞舟の魚を掣く可し、故に群陽坐して微陰に束ねらるゝなり、卦を以て之れを論ずれば、是れ巽を以

て乾を畜むるなり、爻を以て之れを論ずれば、是れ六四一陰を以て五陽を畜むるなり、先正言あり、文王の道、小畜に在り、紂の時に當り、天下已に周に歸す、文王獨り小心を以て挽回し難きの日に周旋維持す、一陰衆陽を畜むるの象あり、文王の心を論ずれば、商周の興亡機、呼吸に在り、少しくも自ら持せざれば、則ち臣節終へ難し、所謂る密雲雨ふらず、君子征けば凶の時なり、周家の勢を論ずれば、盈を履み滿を持し、畜極りて將に通せんとす、所謂る柔中を得て、上下應じ、志行はれ、乃ち亨るの時、皆小畜の占なり、

小畜亨。密雲不雨。自我西郊。

陰を小と爲し、陽を大と爲す、此の卦、巽の陰を以て、乾の陽を畜む、故に小畜と曰ふ、陰陽の氣常に相求む、陽は陰の畜むるを得て、後に化育の功を成す、蓋し止めざれば聚まらず、塞かざれば通せず、小畜の亨るは、陽亨るなり、密雲雨ふらずとは、小畜の象にして、天の時雨を降すや、山川鬱蒸して雲を生じ、雲の積むこと厚からざれば雨ふらず、之れを畜むるなり、畜むること極まり、乃ち降りて雨と爲る、西郊よりすとは、雲の西郊よりして往くを謂ふ、凡そ雲氣東よりして西すれば雨ふり、西よりして東すれば雨ふらず、今雲氣密なりと雖も、東よりせずして西よりす、故に雨を成さざるなり、此の卦、二より四に至る、坎の上半體ありて、下半體なきは上に雲ありて、下に雨なきなり、陰氣陽の蒸す所と爲り、將に天に升らんとして、重陽に壓せらる、故に密雲と曰ふ、我は六四を指す、六四は卦主なればなり、互兌西に屬す、故に西と曰ふ、内卦は國中に象とる、六四内卦の外に在り、故に郊と曰ふなり、

彖傳曰。小畜柔得位而上下應之曰小畜。健而巽剛中而志行。乃亨。密雲不雨。尚往也。自我西郊。施未行也。

柔位を得るとは、六四を謂ふ、六四陰を以て陰に居る、故に位を得と云ふ、上下之れに應ずとは、六四の一陰、成卦の主と爲り、上下の五陽、皆之れに應ずるを謂ふ、此の卦、一陰を以て主と爲すと雖も、實は巽體三爻、力を同くして乾を畜むるなり、健にして巽とは、巽を以て乾の剛健に乗り、陽爻健なりと雖も、敢て驕亢せず、六四に巽順するを謂ふ、剛中は九五を指す、志行はるは、六四を主として言ふなり、六四陰にして力微かり、九五の剛中に依りて、其の畜を助く、六四の志、九五に因りて行はるゝことを得、乃ち亨るなり、密雲の二句、特に其の雲を興し、雨を作すの狀を言ひ、

周

卦義を以て、卦辭を釋するなり、尙往也とは、雲の往きて未だ雨ふらざるを謂ひ、施未行也とは、未だ行はれずと雖も、行はれざるに非ざるを謂ふなり、蓋し文王羨里に在りて易を作る、岐周を指して西郊と曰ふ、象を互兌に取る、此の時文王の德澤、未だ天下に行はれざればなり、

象傳曰、風行天上、小畜、君子以懿文德。

天高くして風能く其の上を行くものは、風は形なくして柔なればなり、君子此の象を見て、其の道未だ行はれざるの時なるを知り、文學を修め、德行を勉め、徐かに其の時の至るを待ち、内自ら文徳を懿くす、文徳は即ち柔徳にして、諸れを威儀言辭に見はすものなり、懿は脩飾して章美を示すことなり、

初九復自道、何其咎、吉。○象傳曰、復自道、其義吉也。

此の爻、其の舊に復りて正を得るものなり、四は小畜の主にして、初に應ず、陽既に陰に畜めらるれば、陰と争はずして正位に復るなり、故に復る道よりすと云ふ、初九其の道に由りて行ふ、咎あることなし、先きに何其咎と云ひて、後に吉と云ふものは、終りなきを以て吉とするなり、象傳の意、其の事の吉なるを待たずして、其の

周

義自ら吉なるを謂ふなり、夫れ事に是非あり、時に通塞あり、是を以て君子は爲すべきの事を爲すべきの時に爲して、爲す可らざるの事を爲す可らざるの時に爲さず、初九の復る、實に爲すべきの事なり、小しく止まりて爲すべきの時を待ち、應を得て其の爲すべきの事を爲す、事の是非、時の通塞を知るものと謂ふべし、其れ何の咎あらんや、

九二牽復、吉。○象傳曰、牽復在中、亦不自失也。

此の爻、初爻と相牽連し、復りて下に居る、蓋し小畜の時に當り、陰に畜めらる、然れども陽を以て陰に居り、氣を養ひて陰と争はず、故に吉なり、三陽同體なるを以て牽と曰ふ、象傳の意、中に在りとは、下卦の中に在るを謂ひ、其の中に處るを以て過剛に至らず、初と相牽りて復り、其の道を失はずと云ふ、亦とは、初爻の復る道よりするにつきて言ふなり、

九三輿說輻、夫妻反目。○象傳曰、夫妻反目、不能正室也。

輿は車中人の乗る所、輻は輪中の直木なり、説は脱なり、反目とは、妻目を瞋らして夫の非を制すれば、夫も亦目を瞋らして妻と争ふを謂ふなり、此の爻、陽を以て陽

易

に居り、重剛にして中ならず、衆陽に先きんじて銳進し、最も近くして陰に畜めらる、故に車の輻を脱して進むこと能はざるに喩へ、輿説輻と云ふ、乾を車輿と爲す、兌に變すれば、毀折と爲す、説の象、又二三四互坎を輿と爲す、九二奇なるは、坎の下畫存せざるなり、輿下其の輻を脱するの象、三は陽にして四は陰、夫妻の象あり、九三六四の畜むるを説ばずして之れと争ふ、夫妻反目の象あり、三より五に至るまで、互體離を目と爲す、巽を白眼多しと爲す、反目の象なり、象傳の意、三四正應に非ずして、夫妻たらんと欲す、故に正實なること能はずと云ふなり、

六四有孚、血去惕出、无咎。○象傳曰、有孚惕出、上合志也。

血去るとは、傷害に遠ざかるなり、惕出とは、危懼を免かるゝなり、此の爻成卦の主、一陰の微弱を以て、五陽の剛強を止めんとす、故に傷害なき能はず、然れども正を以て剛を承け、上五爻と志を合す、故に血去惕出と曰ふ、孚ありとは、五と四と相孚あるを謂ふ、孚は坎の半體あるを以て言ふ、坎を血卦と爲し、加愛と爲す、坎象半ば見はる、又變じて乾と爲れば、則ち坎象亡ぶ、血去惕出の象なり、象傳の意、上は九五を指す、一陰柔弱、五の孚を得て之れと志を合せ、危難を免かるゝを謂ふなり、

九五有孚、攣如、富以其鄰。○象傳曰、有孚攣如、不獨富也。

六四九五皆坎の象半ば見はる、故に孚と曰ふ、攣如は連るの意、鄰は六四を指す、巽を繩と爲し、巽卦良を手と爲す、皆攣の象、六四成卦の主たりと雖も、陰なるが故に虚乏なり、九五陽實にして中に居り、貴きに居り、勢能く爲ることあり、故に其の富を推して六四を助け、共に止りて之れを畜む、是れ富其の隣を以てするなり、然らば則ち乾を畜むるの功、六四に由りて成ると雖も、尙九五左右するの力に頼るものとす、象傳の意、獨り富まずとは、獨り其の富を有せずして、四と共にするを謂ふなり、

上九既雨、既處、尙德載、婦貞厲、月幾望、君子征、凶。○象傳曰、既雨既處、德積載也、君子征、凶、有所疑也。

此の爻、小畜の終りにして、畜道既に成る、夫の密雲にして雨を成すこと能はざるもの、今や卦極に至るを以て、畜止の義既に熟し、陰陽の情相和して雨を成す、君主膏澤を民に施すの時なり、向きの雨ふらざるもの既に雨ふり、向きの尙往くもの己に處る、雨作り風息む、西郊の雲亦往く處なし、故に既雨既處と曰ふ、德は巽卦有

る所の徳、即ち陰の徳なり、載は車中載する所のものなり、陰徳を尙び車中に滿載するに至る、蓋し盛の極なり、坎を月となし、中爻離を日と爲す、日月相望むの象、故に月望に幾しと云ふ、是れ月の未だ盈たざるに乗じて、之れが戒めを爲すなり、婦貞厲とは、陰を以て陽を畜め、柔を以て剛を制す、婦にして之れを固守するは、危厲の道なるを謂ふ、皆戒めの辭なり、君子は上九を指す、陽爻なるが故なり、凡そ行役して道に在る者を征と曰ふ、是れ蓋し文王天下を三分して其の二を有つの時なり、陰徳の成るは陰の福に非ず、若し更に往く所あれば、則ち陰陽に疑ひ、臣君に疑ふ、服事するの心に非ず、故に征凶と曰ふ、巽は長女、婦の象、坎の半體あるは、車の象、此の爻變ずれば需と爲り、陰前に至り、征凶の象なり、象傳の意、柔の剛を制し、弱の強を制する、一朝一夕の故に非ず、其の積む所然るを謂ふ、積むことの盛んなる、且陽を疑ふ、是れ消長進退の關にして、君子の願慮すべき所なるを謂ふなり、



乾兌上下

序卦傳に曰はく、物畜然後有禮、故受之以履、と、物の聚まるや、大小の別、高下の等、美惡の分あり、是れ物畜はへて後に禮あるなり、故に小畜の卦に次々に履を以てす、

履は行なり、君子跬歩も禮に違はず、故に履は禮なり、此の卦乾を上にし、兌を下にす、兌を澤と爲し、乾を天と爲す、澤より下なるはなく、天より上なるはなし、其の人に於けるや、冠より尊きはなく、履より卑きはなし、故に履は至りて賤し、天の高きや、人尙ぶ可らざるに安んじ、悦びて以て之れに下り、天の果して尊きを信ず、澤の下なる、人覺えず、天を以て之れを視て、澤の果して卑きを信ず、尊卑の分明かなれば、則ち上下の志定る、故に天澤を履と曰ふ、澤は天に上り、天は澤に下る、故に下卦に上行の象あり、上卦に下旋の象あり、禮は退を以て讓と爲し、履は下を以て基と爲す、故に履は徳の基と曰ふ、天澤に下らざれば、則ち江河潤ひなく、澤、天に上らざれば、則ち雨露滋なし、天高くして能く下る、故に水土草木の氣、蒸して雲雨と爲り、天益々高し、君尊くして能く卑し、故に億兆臣民の分、辨じて禮讓と爲りて、君益々尊し、夫れ恭敬の心、辭讓の心、人皆之れあり、能く敢て先きんぜざるの心を以て、天下の人に後れ、敢て犯さざるの心を以て、天下の事に臨み、敢て輕進せざるの心を以て、天下の憂患に處せば、天下畏途なかるべし、故に履は禮なりと曰ひ、終りにして愈吉なる所以なり、

履虎尾不噬人亨

(一一三)

履は禮なり凡そ人の履み行ふ所禮に依らざる可らず禮は必ず天に本づく乾を天と爲す禮記に言而履之禮也と云ふ此の卦兌の口言ひて之れを履む禮の象なり凡そ彖辭は一卦の主たる所以を謂ふ此の卦成卦の體六三に在り卦の初二を地位と爲す三地上を履む故に履と曰ふ此の卦全體離に肖たり離の卦飛類に於ては雉に象どり走類に於ては虎に象どる外文明にして内陰質なればなり上卦乾を虎の首と爲す二と初と後に在るは虎の尾なり三爻初二を履むを以て虎尾を履むと曰ふ卦名彖辭に連なりて象を爲すは同人觀艮と同例なり人は三なり三を人位と爲す履む所の尾後に在りて虎の首前に趨り上口開かず故に人を噬はざるの象と爲す兌の一陰二陽の上に見はれ其の徳を説と爲す兌を以て乾を承け能く三陽の下に安んず故に傷害せられず大抵人の世を渉る多くは危機なり然れども危きを履みて害せられざるは柔能く剛を制するを以てなり是れ亨るの道なり

彖傳曰履柔履剛也說而應乎乾是以履虎尾不噬人亨剛中正履帝

位而不疚光明也

柔は三を指し剛は初二を指す説ひて乾に應ずとは下卦兌の説ひを以て上卦の乾に應ずるを謂ふ虎は猛獸と雖も己れを養ふ者に媚ぶる者なり六三は成卦の主にして虎の尾を履むの人なり柔を以て説の體に居り能く和悦して虎を馴れ順はしむ故に虎の尾を履むと雖も噬はれずして亨るなり蓋し履の道は柔なり柔を以て剛に勝ち弱を以て強に勝つ然れども虎の人を噬はざるは人の能と雖も亦虎の善なり故に又剛中正にして疚しからざるを以て九五の望みを爲す帝位は五なり九五陽徳中正にして剛に過ぐることをなし故に高位を履みて疚しからず斯れ光明の道なりといふ中爻離を日と爲す光明の象なり

象傳曰上天下澤履君子以辨上下定民志

水瀦りて流れざるを澤と曰ふ天下に澤ありと曰はずして上天下澤と曰ふものは名分を嚴にする所以なり君子此の象を見て以て上下を辨じ其の踐履する所を制し上なるものは天の澤たる可らざるが如く下なるものは澤の天たる可らざるが如く上下各其の分を得れば則ち民定志ありて上を覬覦するの患なし此

(一一三)

れ履の禮たる所以なり、之れを辨ずるは、人の忽せにし易き所に於て、明かに之れを分ち、細微の際に謹むなり。

初九素履。往无咎。○象傳曰。素履之往。獨行願也。

素は絲帛の未だ采色を加へざるのなり、素履とは、本分の性質を改めざるなり、此の爻陽徳を以て下に在り、上に係應なく、守る所を變せず、其の位に素して行ふもの、故に素履と曰ふ、君子にして卑位に居り、貧賤に安んじ、當然の本業を守り、聞達を求めず、正道を行ふときは、往く所として善に非ざるなし、故に往无咎と曰ふ、兌は西方、其の色を白とす、素の象なり、象傳の意、己れの願ふ所を行ひて、其の外を願はざるを謂ふ、此の爻正應なし、故に獨と曰ふなり。

九二履道坦坦。幽人貞吉。○象傳曰。幽人貞吉。中不自亂也。

坦々は平かなる貌、幽人は山林に隱遁して世事に關係せざる者を謂ふ、此の爻陽剛の才を以て、説の體に居り、坦途を行くが如く、窒礙する所なし、故に坦々と曰ふ、二を地上と爲す、震に變すれば足とす、道を履む坦々の象なり、此の爻上に應なし、故に幽人と曰ふ、二を人位と爲す、幽は明に對して言ふ、中爻離明上に在れば、則ち

下爻を幽と爲す、蓋し幽靜の人、富貴に居ると雖も、榮名勢位を以て、其の心を亂らざ、獨り其の道を行ひ、真正の徳を守る者を謂ふ、九二柔に居り中を行ふ、其の幽を失はず、故に貞吉と云ふ、象傳の意は、富貴外物に遷されざるを謂ふなり。

六三眇能視。跛能履。履虎尾。咥人凶。武人爲于大君。○象傳曰。眇能視。不足以有明也。跛能履。不足以與行也。咥人之凶。位不當也。武人爲于大君。志剛也。

眇は一目小なるなり、跛は足の偏廢するなり、此の爻陽を以て陽に居り、中ならず、正ならず、禮を履むこと能はざるものなり、但成卦の主なるを以て、衆人の之れに歸すること、猶眇者の能く視、跛者の能く履むがごとし、然れども上に剛暴の主あれば、之れに安んずること能はず、固より虎の尾を履みて咥はるべし、六三是に於て亦幡然として變せんことを思ふ、曰はく、吾が九五に惡まるゝ所以は、一陰を以て獨立し、將に九五と争ひて、人主たらんと欲するが故なり、變じて剛と爲り、衆剛と齊く列すれば、則ち九五獨り其の尊を有つことなくして、吾れ亦疑はるゝ所なし、故に武人大君に爲すの象あり、爲は虞書宣力四方、汝爲の爲の如し、象傳始めの

二句は、此の爻思慮足らずして、視ること遠きに及ばず、事を爲すに順序を履まず、故に行きて遠きに達せざるを謂ひ、位不當也とは、陰を以て陽位に居るを謂ひ、志剛也とは、其の身陰柔にして中正ならずと雖も、陽位に居るが故に、志剛にして、大君の爲めに力を効さんとするを謂ふ、此の爻、離の象あり、不中不正なるは眇の象、震を足と爲す、免なれば震の中書を變ずるを以て、跛の象と爲す、互體五四三を倒免と爲す、人を唾ふの象、大君は九五を指すなり、

九四履虎尾愬々終吉。○象傳曰愬々終吉志行也。

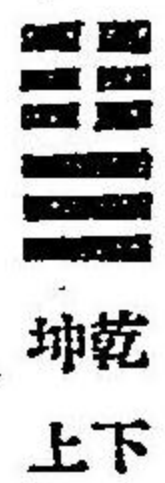
愬々は畏懼の貌、此の爻、陽を以て陰位に居り、才強しと雖も、志弱し、即ち大臣君位に近きの地に居り、常に危懼の志を懷くこと、虎の尾を履むが如く、愬々として安からざる者なり、然れども畏敬の心を失はざれば、終には志を行ふことを得て吉なり、象傳の意は、其の道を履行することを得るの義なり、

九五夬履貞厲。○象傳曰夬履貞厲位正當也。

夫は決なり、此の爻剛健中正にして乾に體し、尊位を履み、下に應なく、自ら其の剛明を待み、其の勢貴に誇り、六三の一陰を決し去らんとするの勢あり、夫れ人をして己れを虎と謂はしむるは可なり、自ら虎となるは不可なり、六三和悦して上に應じ、力を出だして上に奉ず、其の志五に敵するものに非ず、何ぞ之れを決し去ることを用ゐん、九五若し之れを決し去れば、自ら虎と爲るものにして、剛中と雖も厲ふきの道なり、象傳に帝位を履みて疚しからずと云ふものと、互に其の義を發すべし、象辭は之れを望み、爻辭は之れを戒むるなり、象傳の意、夬履を戒むるものは、此の爻、尊位に正當するが故なりとの義なり、

上九視履考祥其旋元吉。○象傳曰元吉在上大有慶也。

祥は吉なり、旋は周旋虧くることなきなり、此の爻、履の終りに居り、即ち踐行の終りにして、既に事を遂ぐるの時とす、此の爻、既に徧く諸爻の履み行ふ所を視終に吾が履む所を視て、其の吉凶を察し、其の履む所、周旋虧くる所なければ、則ち元吉なるを知る、中爻離目彼此相視る、故に視るの象あり、六三に應ず、旋反の象あり、象傳の意は、君たる者能く此の道を行ふときは、其の元吉なるべきを謂ふなり、元は即ち大吉は即ち慶なり、六十四卦の中、上爻に元吉の字を係くるもの、二三卦に過ぎず、此の爻、其の一に居る、蓋し上爻は極地にして、危殆多きを以てなり、



坤乾上

序卦傳に曰はく、履而泰、然後安、故受之以泰、と、即ち履の上九祥を考ふるの元吉なり、蓋し君子和して禮を行へば、則ち泰にして驕らず、剛躁の氣降りて柔順と爲る、天澤に交れば、即ち乾坤に下る、所謂る己れを脩めて以て敬し、以て人を安んじ、百姓を安んじ、篤恭して天下平かなるなり、故に履に繼ぐに泰を以てす、然るに天地位を定めて、乾下坤上と曰ふは何ぞや、天地の位交はらず、天地の氣交はるなり、天氣下降して、地氣天に接するなり、泰に安舒の意あり、充滿の意あり、一物所を得ざれば泰と爲さず、一物未だ通ぜざれば泰と爲さず、雜卦傳に、否泰反其類也とあり、天地の氣交はれば泰と爲り、之に反すれば否と爲るが故なり、上三爻、往くと雖も皆來るの象あり、下三爻、來ると雖も皆往くの象あり、泰は得難くして、失ひ易し、聖人の象を設くる、亦盡せり、其の卦を序するや、乾坤より始まり、乾より以來十一卦にして、後に泰を得、乾より以下十卦、凡そ奇たる三十にして、後に乾、下に交はり、坤より以下九卦、凡そ偶たる三十にして、後に坤、上に交はる、泰を開くの難き此くの如し、故に易は聖人の愛患して作る所なりと云ふ、

泰、小往、大來、吉亨。

泰は滑なり、流通して滞りなきの稱とす、序卦傳に、泰者通也とありて、交通の義と爲す、小は陰を謂ひ、大は陽を謂ふ、易に三陰三陽の卦凡そ二十あり、泰と否と其の初めに居る、故に其の辭獨り往來を言ふ、吉とは其の道の善なるを言ひ、亨とは其の行ひの通ずるを謂ふ、往とは上卦に往くなり、來とは下卦に來るなり、則ち下に在る地氣は升りて天に往き、上に在る天氣は降りて下に來るなり、

象傳曰、泰、小往、大來、吉亨、則是天地交而萬物通也、上下交而其志同也、內陽而外陰、內健而外順、內君子而外小人、君子道長、小人道消也、

是れ象辭の義を釋するなり、天の氣は下り、地の氣は升り、陰陽の氣互に交はりて、萬物其の生を遂げ、通泰するなり、故に吉にして亨ると曰ふ、人に在りては、君臣の情交通して、其の志を同くするなり、乾を大と爲し、陽と爲し、健と爲し、君子と爲して、內卦に在り、坤を小と爲し、陰と爲し、順と爲し、小人と爲して、外卦に在り、陽氣漸く長じて、陰氣漸く消す、故に君子道長じ、小人道消すと云ふなり、

象傳曰、天地交泰、后以財成、天地之道、輔相天地之宜、以在右民。

后は君なり、財は裁なり、輔相左右は、共に助くるの義なり、此の卦、天地の氣交はりて上下流通し、萬物其の生を遂ぐ、故に名つけて泰と曰ふ、天下に君たる人、此の泰の象を見て、天地の道を裁成し、人をして行ひ易からしめ、其の用の宜き所を輔けて、化育の功を行ふ、例へば春生じ夏長ずるは、自然の天理なれども、人力の耕耘培養を以て、之れを助け成すが如し、是れ皆万民を左右するの道なり、能く此くの如くにして、後に泰の道を行ふと謂ふべし、是れ天地の用を達するなり、

初九、拔茅茹、以其彙、征吉。○象傳曰、拔茅、征吉、志在外也。

茅はちがやなり、茹は茅の根の相連るものを謂ふ、彙は同類なり、茅の生ひ出でたる所は、數莖に分れたれども、之れを抜くときは、其の根相連りてあがる、之れを拔茅茹と謂ふ、乾の三畫皆陽にして、連りあがるの象なり、此れ卦の辭、小往、大來の義、及び其の工夫を細釋するもの、即ち一身より天下に至るまで、交泰ならしむべき工夫と、其の交泰の時に當りて、行ふべき處置を言ふなり、蓋し下三畫は上にある人の德澤を下に及ぼし、又謙徳を以て下に禮し、賢を求むるの心と爲すべし、即ち泰を致すの道にして、賢者を舉げ用る、野に遺賢なからしむるは、拔き茹するの行

なり、是れ人君國家の泰なり、一人一家の事に於けるも、此の意を以て事を爲す、何の宜しからざることあらん、之れを征吉と謂ふ、泰の時に在るの初念、當に此くの如くすべし、象傳志在外也とは、人君より見れば、己れの位を内として、四海を外とす、是れ一己の意に任せずして、廣く天下に求むるは、即ち志の外に在るなり、又學者に在りても、博く文を學ぶは、志の外に在るなり、

九二、包荒、用馮河、不遐遺、朋亡、得尚于中行。○象傳曰、包荒、得尚于中行、以光大也。

荒は大なり、又荒蕪の義と爲す、包は容なり、馮河はかちわたりなり、遐は遠遺は棄なり、尚とは、己れの上にいる者に配するの義なり、公主に尚するの尚の如し、中行は中路なり、六五上卦の中に居るを指して言ふなり、此の爻、陽剛中正にして、乾體に居り、上六五の君に應じ、六五亦柔順を以て中を得、下、此の爻に應ず、是れ剛中の賢者、君に信任せられ、泰の世を治むる者、即ち泰平を致すの道なり、荒は坤地の廣大なる象、乾天を以て坤地を包む、故に包荒と曰ふ、此の爻、變すれば、互卦に坎の象あり、故に河と曰ふ、五爻、坎の外に在りて、河を隔つるの象あり、此の爻、河を涉り

周

て行くときは、五爻の君に就くことを得、乾の健を以て渉るに利しきは、馮河の象なり。此の爻陽を以て陰位に居る、故に之れに教ふるに勇を以てす。又三陰外卦に在りて、九三の一爻、之れを隔つ、遐遠の象あり、朋は初爻及び三爻を謂ふ、九二の志、公明にして私なし、徒步して河を渉り、毫も疑ふ所なく、將に以て六五の君に就かんとす。又陰の遠きを以て、之れを棄てず、陽の我が朋なるを以て、之れに比せず、朋亡ぶとは、黨類依怙の心なきなり、則ち大中にして偏よる所なく、六五の中行に尙ふことを得るなり、象傳に以て光大也とは、此の爻、此くの如く、光明顯大の徳ある故に、聖人中行の道に適ふとの義なり、又大は乾天の象、變ずれば離と爲り、日の象あり、故に光と曰ふ。

九三、无平不陂、无往不復、艱貞无咎、勿恤、其孚于食、有福。○象傳曰、无往不復、天地際也。

陂は傾なり、食は養なり、此の爻、泰の中に居り、諸陽の上に在りて、泰の盛んなるものなり、物の理循環して、下に在るものは必ず上り、上に居るものは必ず降る、故に之れが戒めを爲して曰はく、既に平かなるものは、必ず一たびは傾き、既に往くも

周

易

のは、必ず一たびは復る、是れ運行の常理なり、平陂は地道を以て言ひ、往復は天道を以て言ふなり、蓋し自己の工夫未だ平かならずと爲し、未だ往き到らずと爲し、勉めて倦まざれば、陂と復との憂に至らざれども、吾れ已に平かなり、已に往き到れりと安んずるときは、必ず變ずるものなり、此の爻、内卦の終り、乾の極に在れば、泰變じて否と爲るの際なり、况んや乾にして九三なれば、夕惕若厲の時なり、故に此の戒めあり、然れば此の時に當り、惕然艱みを思ひ、守ること正固なれば、則ち咎なかるべし、貞とは、正しきを失はざるを謂ふなり、夫の唐の太宗、天下を一統して後、其の徳を失ひ、明皇の五十年、太平の天子と稱せしも、自ら許して安佚に耽られしより、亂の萌しを生ずる、皆此の爻の戒めを思はざればなり、勿恤とは、徒らに憂ふるも益なしとの義、其孚于食、有福とは、唯誠信を以て我が養ふ所の者に感ずるときは、則ち吉慶あるべしとの義なり、艱貞は即ち憂を轉して福とするものなり、此の卦、互卦に兌あり、兌を悦と爲す、勿恤の象、伏卦離にして、虚心なるは、孚の象、凡そ爻位を得るときは、則ち福と曰ふ、此の爻、及び晋の六二、既濟の九五、是れなり、象傳に天地際也とは、此の爻、大事の際にて、一步にて地となり、一步にて天と爲る、爻

際之處なれば、一念の上にて、泰とも否とも爲ることを謂はれしなり。
六四、翩翩不富。以其隣。不戒以孚。○象傳曰、翩翩不富。皆失實也。不戒以孚。中心願也。

翩翩は鳥の群がり飛ぶ貌、戒は戒告の義なり、此の爻、泰に在りて、陰陽交はるの時なり、陰は虛、陽は實なれば、不富とは、皆陰爻を指すなり、以其隣とは、朋類と俱にし、同志相助くるの義、鄰とは、五爻及び上爻を指す、初爻に以其彙と云ひ、此の爻に以其鄰と云ふ、皆同意なり、上の三爻、虛にして皆富まず、陽爻に従ひて、富實の資けを求めんと欲し、其の鄰と俱に相従ひて下ること、猶鳥の群飛して下るがごとし、故に翩翩と云ふ、不戒以孚とは、三陰の陽に求めんとする、志皆同じければ、此の爻、先づ三爻に學あるときは、五爻上爻の陰も、其の意に従ひ、教へ戒むることを須るずして、一意に陽に孚あるなり、此の孚の字、三爻の孚の字と相應ず、天地交泰の關係、實に此に在り、二爻に朋孚と云ひ、三爻に其孚と云ひ、此に至り、群陰相孚して來り、共に一朋と爲れば、則ち泰道行はるべし、象傳に外小人と云ひ、小人道消也と云ふは、即ち是れを謂ふなり、此の爻、伏坎あるは、鳥の象、互卦に震あるは、行動の象、坎の

鳥震動して行くときは、翩翩として飛ぶの象あり、凡そ不富と云ふものは、皆震の象なり、謙の六五、升の上六、及び此の爻、是れなり、象傳に皆失實也とは、即ち富まさざるの義なり、中心願也とは、約束を待たずして、陽に従ひ、相背くことなきは、各中心の願ひに出づるが故なりとの義なり。

六五、帝乙歸妹。以祉元吉。○象傳曰、以祉元吉。中以行願也。

帝乙は殷紂の父なり、左傳哀公九年に、微子啓者帝乙之元子也と云へる、是れ也、婦は嫁なり、婦人嫁を謂て婦と爲す、祉は福の止り聚る所なり、帝乙婦妹とは、天子の妹を諸侯に嫁することなり、古へより天子の女、諸侯に降嫁することあれども、帝乙の時に至り、更めて禮法を制し、王姬の尊きを降して、其の夫に事へしむ、此の卦交泰の義なれば、君と臣と交はると謂ふも可なり、君子と小人と交はると謂ふも亦た可なり、而して此の爻、柔中を以て尊位に居り、下、剛中の九二に應ず、上下交はると謂ふべし、若し全卦を以て見れば、上の三陰、皆小人にして、下の三陽、皆君子なり、然れども六五を以て小人と爲すに嫌ひあり、故に五の尊きを以て、象を帝乙に取り、陰爻なるを以て、象を妹に取り、以て其の義を述ぶるなり、帝乙婦妹とは、則ち

陰を屈して陽に従はしめ、邪媚近侍の小人をして、君子に従はしむるの義、君子の道長じて、泰道の成るを謂ふ、以祉とは、此れを以て福を得るなり、元吉は福の大なるなり、蓋し泰を治むるの事は、九二皆之れを主どりて、六五は獨り其の成功を享くるものなり、象傳に中以行願也とは、交泰の義は、六五の深く願ふ所、故に二爻に尙と云ひ、五爻に歸と云ひ、一は往き、一は來る意なり、象傳四爻五爻共に願と云ふも、四爻の中心願也とは、僅に心を以て孚あるの義にして、五爻の行願也とは、妹を嫁して、其の願ふ所を行へばなり、此に至りて泰道成る、元吉の祉ある所以なり、

上六、城復于隍、勿用師、自邑告命、貞吝。○象傳曰、城復于隍、其命亂也。

隍は城下の溝なり、水なきを隍と曰ひ、水あるを池と曰ふ、隍はからほりなり、邑は村なり、私邑にして己れの居る所なり、此の爻、泰の極なり、泰極まれば否と爲る、必ず覆敗を致すの義なり、聖人三爻に於て、无往不復と、其の端を示し、此の爻に於て、其の極を言ふ、警戒の意にして、又陰陽消長の理也、復の字、三爻の復の字と相應ず、城は元と隍の土を掘り、築きて城を爲せしものなり、是れ上よりは下に降り、下よりは上に升りて、泰を爲せるなり、然るに今上六の極に至れば、彼の築きたる城崩れて、元との隍に入る、坤の土は本と下に在るべきの物上に在れば、終には傾き崩るゝの理あり、今や泰反して、將に否と爲らんとす、土は一なり、築けば則ち城と爲り、崩れば則ち隍と爲る、此の時に至り、泰の世と雖も、人心已に離れ、復之れを收む可らず、故に師を用ゐるも、益なければ、勿用師と云ふ、人を以て言へば、高滿の心起り、忿怒の念を生ずるの時なれば、人と争鬪すること勿れと戒むるなり、自邑告命とは、上、其の道を失ひ、人民命を擅まゝにせんことを思ひ、衆人共に政を爲し、上の威令亦行はれざるの義なり、貞とは固く守りて計を變ぜざるの義、吝は羞なり、九三上六其の位皆正し、故に貞と稱す、然れども九三の如きは、陽剛の才あり、艱難して貞を保てば、以て咎なかるべし、上六は已に亂れ、且陰を以て陰に居り、固く其の柔を守りて、動作せざるのみ、故に羞吝を免るゝこと能はざるなり、坤を衆と爲し、又邑と爲す、師の象、又邑の象、泰道將に變せんとすれば、下卦の乾、始めて一陰を生じ、巽と爲る、巽を命と爲す、故に告命の象あり、象傳に其命亂也とは、命は上より出づべきものなるに、今却りて下より出づ、其の命の亂るゝを謂ふ、城復于隍を引くものは、上文を擧げて言ふなり、

周 易

序卦傳に曰く、泰者通也、物不可以終通、故受之以否、と、物の通に終ること能はざるは、理勢の自然なり、五色明かなりと雖も、時ありて渝り、豐交の木も時ありて枯る、物の盛衰然らざることを得ず、人情安樂なれば、則ち驕惰を生じ、驕惰なれば、則ち凶咎を生ず、聖人憂患して易を作る、故に泰に繼ぐに否を以てす、其の卦たる、坤下乾上、天地の定位にして、之れを否と謂ふものは、泰に反すればなり、泰は天より地に交はり、地より天に交はる、今天氣は天に歸し、地氣は地に歸す、故に隔塞して否と爲る、否は虛竭の象なり、二氣交はらずして、兩間空虚なり、故に否と曰ふ、夫の治と亂と世を易ふるに非ず、君子と小人と人を易ふるに非ず、否と泰と天を易ふるに非ず、陽去れば則ち否、陽來れば則ち泰、君子なければ則ち亂、君子あれば則ち治、君子にして善ならざれば則ち小人、小人にして善なれば則ち君子、是の故に易は變なり、否泰の二卦、之れを盡せりと謂ふべし、

否之匪人、不利君子貞、大往小來。

否の字、口に从ひ、不に从ふ、不可の意を以て言に見はずの意、又閉ちて行かざるなり

周

易

り、此の卦、乾天上に在り、坤地下に在り、上下自然の位置に在りて、不可なきが如しと雖も、天氣は上りて下らず、地氣は降りて昇らず、陰陽の氣交はらずして、否塞するなり、否之匪人とは、之れを否く者は人に非ずとの意なり、人に匪ずは三爻を指す、三爻卦主と爲りて人位に居り、陰地上に出で、長じて三に至れば、六陽已に其の半を消す、此の卦を否と名づくるものは、此れを以てなり、故に匪人と曰ふ、君子とは、乾の三陽を指す、是の時に當りては、宜しく否を轉じて泰と爲すの道あるべし、若し貞にして變せざれば、否に終るのみ、故に君子の貞に利しからずと曰ふ、大往くとは、陽往きて消し、小來るとは、陰來りて息するなり、

彖傳曰、否之匪人、不利君子貞、大往小來、則是天地不交、而萬物不通也。上下不交、而天下无邦也。内陰而外陽、内柔而外剛、内小人而外君子。小人道長、君子道消也。

否と泰と其の類に反す、故に否の辭、皆泰と反するなり、此の卦、天地の氣交はらざれば、則ち萬物の生意流通せず、君と民との志、互に相交はらざれば、天下邦ありと雖も、猶邦なきがごとし、内陰而外陽以下、其の辭、泰の卦と同くして、内外相反す、但

泰には健と曰ひ、順と曰ひ、否には柔と曰ひ、剛と曰ふの異なるのみ、蓋し健順は徳を以て言ひ、剛柔は質を以て言ふなり、否は上下交はらざるが故に、天地の形ありて、乾坤の用なし、故に健順を言はざるなり、

象傳曰、天地不交、否。君子以儉德辟難、不可榮以祿。

否の時、君臣志乖き、上下情違ふ、邦道なきの時なり、故に君子其の徳を收斂して、愚なるが如く、拙なるが如く、爵祿に遠ざかり、小人の禍を避く、蓋し天地交はらざるの象に法るなり、

初六、拔茅茹、以其彙、貞吉、亨。○象傳曰、拔茅貞吉、志在君也。

泰は三陽、否は三陰、同く下に在りて牽連の象あり、故に其の辭、泰の初九と同じ、此の交坤に體し、順徳あり、故に之れに敬ふるに貞を以てす、貞とは變ぜざるの謂ひなり、初と四と應ず、變ずれば則ち陽に敵して應せず、否の初に居り、順の始めに居り、類の首と爲りて、能く意を安んじ、陽に従ふは、是れ小人にして君子に従ふ者なり、故に吉にして亨ると云ふ、象傳の意、君とは五を指す、初爻の貞を守りて四に應ずるは、其の志、四爻と偕に君に承事するに在ることを謂ふなり、

六二、包承、小人吉、大人否、亨。○象傳曰、大人否、亨、不亂群也。

包とは五爻より二爻を包むなり、承とは二爻を以て五爻を承くるなり、否の時、君子にして小人を包容し、小人是れに因りて上に承順す、亦亂世を挽回して治を爲すの機、又小人の福なり、故に小人吉と云ふ、大人否、亨とは、其の道、否を以て亨るを謂ふ、否は閉塞の義、即ち君子の悦はしめ難き、是れなり、象傳の意、群を亂るとは、小人の己れに承順するを以て、其の守る所を喪ひ、之れに従ふを謂ふ、大人は此くの如きことを爲さざるなり、

六三、包羞、○象傳曰、包羞、位不當也。

羞を包むとは、羞辱を掩ひ隠すことなり、此の爻、成卦の主にして、象に所謂る匪人なるもの、而して上爻に正應す、諂諛の甚だしき、君子の羞づる所なり、然れども三其の羞を包み、厚顔にして自ら處る、凶咎を言はざるものは、凶咎總て羞の中に在ればなり、象傳の意は、不中正にして、其の徳、其の位の當らざるを謂ふなり、

九四、有命、无咎、疇離祉。○象傳曰、有命、无咎、志行也。

命は天命を謂ふ、天下の事、中を過ぐれば則ち變ず、此の爻、既に否の半を過ぐ、聖人

亂を厭ふの人心に因りて、君子の氣を鼓するなり、无咎とは、之れを勤め勉むるの意なり、他の卦と同じからず、隣は同類の三陽なり、離は麗なり、社に離くとは、其の福に附くなり、否の時、君子道消すと雖も、此の爻、上卦の始に居り、乾體未だ壞れず、其の能力を以て、陰陽交戦の衝に當り、衆人之れに頼る、故に社、晴類に及ぶ、何の咎か之れあらん、命と曰ひ、社と曰ふ、皆乾の象なり、象傳志行也とは、否を濟ふの志、此に於て行はるゝことを得るなり、

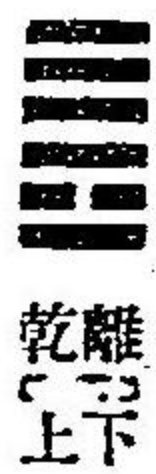
九五、休否、大人吉。其亡其亡、繫于苞桑。○象傳曰、大人之吉、位正当也。

休は人の木に依りて息ふなり、苞桑は桑の叢生して細きものなり、此の爻、陽剛中正にして、尊位に居り、否の時に當り、危くして其の位に安んず、否の美なるもの、一木を以て大厦の將に傾かんとするを支へ止むるが如く、能く其の否運を休するを以て、休否大人吉と云ふ、其亡其亡とは、死に近きを嗟くの辭なり、陰進みて陽を消せんと欲し、四より五に及ぶ、此の嘆あり、互卦巽を陰木と爲す、桑の象、國家の大を以て、磐石に繫がずして、苞桑に繫ぐ、危きも亦甚だし、正に其の憂懼の意を寫すなり、象傳の意、乾の陽剛中正にして、君位に居り、德、其の位に稱ふを謂ふなり、蓋し

泰の否たらざることを能はざるは、六五の君柔懦なればなり、否の終に泰に復するものは、九五の君剛明なるを以てなり、

上九、傾否、先否後喜。○象傳曰、否終則傾、何可長也。

此の爻、否の終りに居る、否を傾くと、陰に復ると、俱に倒體を取る、否極まれば則ち倒まにして泰と爲るなり、否傾くと曰はずして、否を傾くと言ふは、人力を以て否運に勝つことを言ふなり、此の爻、剛徳を以て否の極に居り、九五陽剛の君を佐け、否を傾けて泰と爲すは、其の能事なり、然れども實は懼心あるを以て、否を以て先きと爲し、喜びを以て後と爲す、所謂る天下の憂ひに先きだちて憂ひ、天下の樂みに後れて樂むものなり、此の爻、變ずれば兌と爲る、説の象なり、象傳の意、否極まれば則ち當に之れを傾くる所以を思ふべし、何ぞ否をして長からしむべけん、蓋し成ることを人に責むるなり、



離上 乾下

序卦傳に曰く、物不可以終否、故受之以同人、と、否の時に當り、人と力を同くして、乃ち其の事を濟すべし、故に否の卦に次々に同人を以てするなり、雜卦傳に、大有

衆也、同人、親也とあり、大有、同人、皆離の中爻を以て主と爲す、上に在れば則ち人我れに歸す、故に之れを衆と謂ふ、下に在れば則ち我れ人に同じくす、故に之れを親と謂ふ、衆は則ち人に於て容れざるなく、親は則ち衆に於て擇ぶ所あり、又同人は人と同くするなり、大有は有する所大なり、人と同くする者は、有する所必ず大、有する所大なる者は、人と必ず同くす、故に同人、大有の二卦は、一體にして離るべからず、此の卦、離の目を以て乾天に繋る、天、精氣を以て火を生じ、千万炬、其の光り同し、天、神理を以て人を生じ、千万心、其の明同じ、耳同く聽き、目同く視、口同く味ひ、心同く覺る、親は同く愛し、長は同く敬す、人、至愚と雖も、此の心、此の知、同じからざるなし、故に孟子曰はく、聖人は先づ我が心の同く然る所を得るものなりと、同人の義、知るべし、

同人于野、亨利、涉大川、利君子貞。

凡そ卦五陽にして一陰なれば、則ち一陰之れが主たり、三畫の卦を以て言へば、二五皆人位に在り、二五相應すれば、則ち相同じ、故に同人と曰ふ、六畫の卦を以て言へば、初二を地位とし、五上を天位とす、人目の望む所、地、天際に連なる處を野と爲す、故に同人、野に于てすと云ふ、文明にして剛健、二五相應するを以て亨る、離を舟と爲す、乾、健進み行きて、舟其の後に隨ふ、故に大川を渉るに利しと云ふ、此の卦、一陰なれば、五陽皆一陰に同くせんことを欲す、然れども二五中正にして相應じ、相同くするものは、乃ち君子の正道なり、若し其の正應を捨て、他爻に誘せらるゝときは、貞に非ず、故に君子の貞に利しと云ふなり、

彖傳曰、同人、柔得位、得中、而應于乾、曰、同人、同人曰、同人于野、亨利、涉大川、乾行也、文明以健、中正而應、君子正也、唯君子爲能通天下之志、

柔は六二を謂ひ、乾は九五を謂ふ、柔位を得るとは、六二陰を以て陰に居り、其の正位を得るを謂ふ、九五中正にして、六二中正を以て之れに應じ、中を得て乾に應ずるなり、五は剛健中正、二は柔順中正、各其の正を得て、其の徳同く、且皆人位なるを以て、同人と曰ふ、同人曰とは、猶同人の卦に白はくと云ふがごとし、乾行とは、大川を渉るに利きの一句を指す、蓋し乾剛健中正にして、九五の位に居り、徳あり、位あり、以て險難を濟ふべし、言ふところは、六二中を得ると雖も、中を得るは、能く同くする所にして、險難を濟ふに至りては、陰柔の能くする所に非ず、故に乾行也と云

ふ、猶乾の能事なりと云ふがごとし、文明以健とは、上下の卦徳を以て言ひ、中正而應とは、二五兩爻を以て言ふ、内文明なれば則ち理を察し、外剛健なれば即ち義に勇む、二五中正の道を以て相應ずるは、即ち君子の正道にして、君子天下の志を通ずる所以なり、

象傳曰。天與火同人。君子以類族辨物。

火、天下に在りと云はず、又天下に火ありと云はずして、天與火と云ふものは、天は上に在り、火の性は炎上、火と天と同きを以て與と云ふ、與の字に依りて、同の義自ら見はる、然れども天は陽の類、火は陰の類にして、終に同類に非ず、君子此の象を見て、同異を分別するの法を見、尊卑の序、貴賤の等を定め、其の族を類聚し、其の物を辯別し、之れをして混同せざらしむ、之れを類族辨物と謂ふなり、

初九同人于門。无咎。○象傳曰。出門同人。又誰咎也。

此の爻、陽を以て陽に居り、上に係應なし、門を出で、六二に遇ふと雖も、固より己れの期する所に非ず、之れに私する所なきを以て咎なし、三四の二に於けるが如きは、則ち群起して之れを得んことを欲するなり、陰畫偶なるは門の象、良に變ず

るも亦門の象、故に門と曰ふ、象傳の意、公明の心を以て、汎く人と交はり、和せざる所なければ咎なく、否ざれば則ち咎あるを謂ふなり、

六二同人于宗。吝。○象傳曰。同人于宗。吝道也。

凡そ媾と曰ふものは、其の外應なり、宗と曰ふものは、其の同體なり、九五を媾と爲し、九三を宗と爲す、六二媾に従ふは正しく、宗に従ふは正しからず、六二媾に従はんと欲するも、九三の宗、六二を得んことを欲す、正しきものは、遠くして及ばず、正しからざるものは、近くして相困むるに足る、苟も自ら難きに力むること能はずして、易きに安んじ、以て不正のものに同くするとき、則ち吝なり、故に宗に于て吝と曰ひ、象傳にも吝の道たるを謂ふなり、

九三伏戎于莽。升其高陵。三歲不興。○象傳曰。伏戎于莽。敵剛也。三歲不興。安行也。

戎は戈兵なり、莽は草茅竹木のある所を謂ふ、此の爻、陽を以て陽に居り、又中ならず、剛暴の人なり、同人の時、諸陽の志、皆六二を得んと欲す、九三又之れと比す、然れども二は中正を以て五に應ず、九三之れを奪はんと欲して、五に攻められんこと

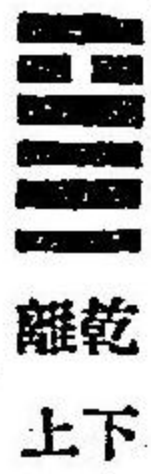
を恐れ、戎兵を林莽の中に伏して、之れを窺ひ、或は高陵の上に升りて之れを伺ふ、勢ひ終に進むこと能はず、三歳に至り、敢て兵を興さざるなり、凶と言はざるものは、未だ發せざればなり、巽を伏とし、離を戎兵と爲す、此の爻變すれば震、震を動と爲し、威武と爲す、戎の象、巽を草木あるの處と爲す、故に莽と曰ふ、又巽を高と爲す、高きに升るの象、陵は艮の象、三歳興さざるは、又艮止の象なり、象傳敵剛也とは、人の二を攻むると誤らんことを恐れてなり、安行とは、分に安んじて行ふの義なり、**九四、乘其墉、弗克攻、吉。**○象傳曰、乘其墉、義弗克也、其吉則困而反則也。

墉は城垣なり、其の字二を指し、墉は三を指すなり、九三六二の墉と爲り、九四其の上在り、其の墉に乗るなり、六二の九五に應せんとするや、三と四とを歴て後に至る、故に九四も亦六二を得んと欲し、二の墉に乗り、將に攻めて之れを取らんとす、然れども二の正應は五なり、四の二に於ける、應に非ず、比に非ず、其の之れを取る、名なくして理に逆ふものとす、二は弱しと雖も直く、四は強しと雖も直からず、始め之れを攻むるの意ありしも、義の不可なるを以て、攻むること能はずして止む、故に吉を得るなり、象傳の意、攻むること克はざるを以て、力の弱きが爲めなりとす、るは、其の不義に困むを以て、自ら法則に反るを謂ふなり、

九五、同人先號咷而後笑。大師克相遇。○象傳曰、同人之先、以中直也。大師相遇、言相克也。

此の爻、六二と應ず、係辭傳に二人心を同くすと云ふものなり、故に同人と曰ふ、同人の契ありと雖も、三四の二爻競ひ起りて之れを離間す、故に未だ相得ずして號咷す、慕ふの切なるなり、己に遇ひて笑ふ、喜ぶの至りなり、大師克て相遇ふとは、九三の莽に伏するあり、九四の墉に乗るあり、威武に非ざれば、之れを決するに足らず、故に大師を以て相克ち、始めて六二に遇ふことを得るなり、離は火なり、火の象常なく、泣くが如く、笑ふが如し、故に號咷と云ふ、九五變すれば、則ち兌口と爲りて笑ふ、互卦に姤あり、故に遇と云ふ、象傳中直とは、二五中正を以て相應む、其の理直なるを謂ふ、言相克也とは、只其の克つの武にして、必ず師を用ゐるに非ざるなり、**上九、同人于郊、无悔。**○象傳曰、同人于郊、志未得也。

國外を郊と曰ふ、此の爻、卦外に在り、故に郊と曰ふ、應ずるものなくして九五に比す、故に同人、郊に于てすと云ふ、同くするに心なくして、偶ま同くするもの、九三、九四の六二を争ふが如きに非ず、故に悔なきなり、象傳の意、九五と比するも、終に正應に非ざるを以て、志未得と云ふなり、



序卦傳に曰はく、與人同者、物必歸焉、故受之以大有と、人自ら其の智を用ゐずして、人の智に任ずれば、知らざるなし、自ら其の力を用ゐずして、人の力に任ずれば、成らざるなし、水深ければ魚之れに生じ、林茂ければ獸之れに歸す、人と同じきものは物必ず之れに歸す、物歸すれば有する所必ず大なり、故に同人の卦に次ぐに大有を以てするなり、此の卦、同人に反し、亦五陽を以て一陰を函る、一陰五位に居り、天子富四海を有つゝの象とす、初を民とし、二を臣とし、三を諸侯とし、四を主計の大、臣とし、五を天子とし、六を天とす、人君富み天下を有つ、天に非ざるなし、天下百物の利、九壤の賦、皆天の生ずる所なり、王者は天の子とする所、天の物を以て天の子を養ふ、造化の定理、誰れか得て之れを干さん、是れ大有の占なり、

大有元亨

大は陽なり、有は盛んに多きなり、大有は大なるもの多きなり、此の卦、火、天上に在りて、照さるる所なし、六五の一陰、尊位に在りて、五陽皆之れに應ず、故に名づけて大有と曰ふ、元は乾の徳なり、亨は火の用なり、故に元亨と云ふなり、

彖傳曰、大有柔得尊位大中、而上下應之、曰、大有其徳剛健而文明、應乎天、而時行、是以元亨。

柔は六五を謂ひ、尊は五を謂ふ、六五上卦二陽の中に居る、陽を大とす、故に大中と曰ふ、上下とは上卦の二陽、下卦の三陽を謂ふ、一柔を以て五剛の應を得、是れ陽の多きなり、故に大有と曰ふ、剛健は乾の徳、文明は離の徳、天に應ずとは、六五を以て九二に應ずるなり、時行とは、天時に應じて事を行ふなり、時行の外、別に天に應ずることあるに非ず、是れ則ち元に亨る所以なり、

象傳曰、火在天上、大有。君子以遏惡揚善、順天休命。

火とは日を指して言ふなり、日高く天上に在り、万物を照し見るの衆多なるを以て大有と爲す、君子此の象を見て、能く善惡を分別し、悪しきものを遏め、善きもの

を揚げ、天の休命に順ふ、天道は善に福し、淫に禍するものなり、其の惡を遏むること、を先にするものは、善を掲ぐるより急なればなり、

(二五二)

初九、无交害、匪咎、艱則无咎。○象傳曰：大有、初九、无交害也。

此の卦、六五の一陰、尊位を得て主と爲り、上下之れに應ず、此の爻、五を去ること最も遠く、正應の四爻、又五に近きを以て五に交はる、是れ初爻の交はりなき所以なり、夫れ大有の時にして、初九獨り交はる所なく、自ら五に違する所以を思はざれば、則ち義に害あり、然れども己れの過咎に非ず、處る所の地然るを以てなり、艱めば、則ち害なしとは、初の五に應ずるや、二と三と四とを歴て後に至るが故なり、二と三とを歴ると雖も、終に敢て應ぜざる可らず、此れ初の咎を免るゝ所以なり、象傳の意、大有の時、明君上に在り、初九下に在りと雖も、亦當に出で、交はるべし、交はるべくして交はらざれば、則ち吾が徳を害すと成り、

九二、大車以載、有攸往、无咎。○象傳曰：大車以載、積中、不敗也。

乾の伏卦坤なり、坤を大輿と爲す、坤下に在りて、乾其の上に積む、故に大車以て載すと曰ふ、二五相應じ、陽の志上行す、故に往く所有るの象あり、是れを以て往けば

何の咎あらん、大車以て載するは、車力の餘りあるを謂ひ、大臣天下の重きに任ずるに譬ふ、象傳の意、天下の大事を積載して、其の任に勝ふるを謂ふなり、

九三、公用亨于天子、小人弗克。○象傳曰：公用亨于天子、小人害也。

此の爻、下體の上に居り、極剛の勢に乗じて、至順の主を承け、勳名一時に盛んなり、故に天子の宴饗を受く、有徳の人に非ざれば、能く之れに勝ふることなし、九三忠節を天子に盡して、以て大有の治を爲し、天子方に虚中にして、賢者に下る、故に公用ひて天子に亨せらるゝの象あり、小人克はずと云ふものは、後世此の名を假りて權を樹つる者を防くの意なり、象傳の意、小人を戒む、蓋し天子と難を爲すものは、諸侯なればなり、

九四、匪其彭、无咎。○象傳曰：匪其彭、无咎、明辯晬也。

彭は盛多の貌なり、此の爻、三陽の上に在り、壯盛の至りなり、君に近き者は、勢を挾まずして、人之れを恐れ、事を用ゐる者は、權を招かずして、權自ら集る、權勢の歸する所は禍敗の隨ふ所なり、六五柔中にして、此の爻、陽剛を以て之れに逼る、懼れ多きものとす、諸陽の盛、皆五の有たるを見て、己れ敢て其の彭を僭有せず、然る後以

(二五三)

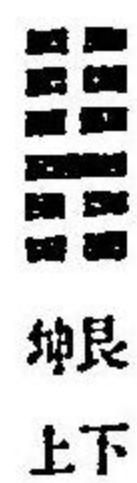
て咎を免るべし、象傳の意離の明を以て事理を辨別し、彭の我が有に非ざるを知らば、則ち咎なきを得るとなり。

六五、厥孚交如、威如、吉。○象傳曰、厥孚交如、信以發志也、威如之吉、易而无備也。

此の爻、虛中にして尊位に居り、其の孚信を以て、九二の志を發す、陰陽相得て、其の感ずること深し、九二亦中正の徳を以て、能く其の身を致す、君臣徳を一にして相孚契す、而して剛柔の應ずる、動もすれば褻慢を生ず、宜く儼威儼格なるべし、故に厥孚交如、威如、吉と云ふ、象傳の意、六五の信義、其の志より發して、物に及び、柔にして能く威なるは、其の行ふ所、簡易にして、防備を用ゐることなきを謂ふなり。

上九、自天祐之、吉、无不利。○象傳曰、大有上吉、自天祐也。

六五は一卦の主なり、此の爻、卦終に居る、故に卦主の盛を謂ふ、四陽六五の下に至るもの、皆六五に應じ、此の爻、一陽上天の位に在りて、又六五に、應ず、是れ天の五を祐くるなり、之とは五を指し、吉にして利しからざるなしも、皆五を稱するなり、



坤上

序卦傳に曰はく、有大者、不可盈、故受之以謙、謙者兼也、夫れ大を有つものは、以て盈滿なる可らず、故に徳行寛容にして、之れを守るに恭を以てする者は、榮え、土地廣大にして、之れを守るに儉を以てするものは、安く、位尊く、祿全くして、之れを守るに畏を以てするものは、勝ち、聰明睿知にして、之れを守るに愚を以てするものは、哲、博聞強記にして、之れを守るに淺を以てするものは、隘ならず、此れ謙の徳なり、故に大有の卦に、次ぐに謙を以てするなり、又雜卦傳に、謙、輕而豫、忘也とあり、輕とは、謙退して自ら軽くするを謂ひ、忘とは、逸豫して怠るを謂ふ、謙は剛退きて下卦に居る、輕きに處る所以なり、豫は剛升り進みて、顯要に居る、怠りを生ずる所以なり、此の卦、艮下坤上、艮は止り、坤は順ふ、止まりて上らず、謙たる所以、止まりて愈順ふ、卑くして能く尊き所以なり、造化の理、足らざるものは、常に益し、餘りあるものは、常に損す、君子不足を以て有餘を留め、有餘を以て不足を待つ、故に餘るもの終に過盈に至らず、不足のもの終に太損に至らず、此れ謙の道なり。

謙亨、君子有終。

謙は卑小の義なり、此の卦、艮山の高きを以て、坤地の下に居る、是れ其の尊きを貶

抑し、甘んじて衆庶の下に居り、卑き者を推して、己れの上に居らしむるの象なり、故に謙と名づく、二卦を合せて之れを言へば、内卦艮を止とす、己れを退けて進まず、外卦坤を順とす、即ち人に譲りて争はず、謙たる以所なり、九三剛を以て坤三柔の下に下る、交通の道なり、故に亨と曰ふ、君子は九三を指す、三は卦主なり、故に九三の爻辭、彖と同じ、終りありとは、其の久しきを言ふなり、

象傳曰、謙亨、天道下濟而光明、地道卑而上行、天道虧盈而益謙、地道變盈而流謙、鬼神害盈而福謙、人道惡盈而好謙、謙尊而光、卑而不可踰、君子之終也。

天道は九三を指す、艮のみにして之れを天道と謂ふものは、乾の屬なればなり、天の道、降下して陰を濟ふ、故に下濟と云ふ、艮に光明の象あり、故に艮の彖に其道光明と云ふ、艮の陽、上に止まり、陰、之れを掩ふことを得ず、故に光明なり、地道は上の三爻を指す、坤、本と下なり、今艮の上に居る、故に上行と云ふ、天道は其の氣運の已に盛んなるものを消して、其の未だ盛んならざるものを長ず、消長進退の氣を以て言ふなり、地道は其の高凸の處を傾け壞りて、凹下の處に聚む、高下凹凸の形を

以て言ふなり、鬼神は盈滿の者を禍害し、謙損の者を福祐す、殃慶休咎の應を以て言ふなり、人情は盈滿の者を疾惡し、謙遜の者に樂與す、從違向背の情を以て言ふなり、此の四つの者、此くの如きに心あるに非ず、其の道自然なり、故に皆道と曰ふ、天の益する所、地の流す所、人の好む所、鬼神の福する所、悉く能く謙なる者の身に萃る、他卦の賛成する所、未だ此くの如く盛んなるものあらず、此れ謙の至徳たる所以なり、尊とは九三下卦の上に居るを言ふ、光は艮體なり、卑とは九三上卦の下に居るを言ふ、踰ゆ可らずとは、位、下に居ると雖も、徳、之れに過ぐる者なきを謂ふ、蓋し謙を以て尊きに居て、道光り、謙を以て卑きに居て、徳踰ゆ可らず、此れ専ら九三の一爻を以て言ふなり、君子此の道を以て身を善くする所以なり、

象傳曰、地中有山、謙、君子以裒多益寡、稱物平施。

此の卦、地は高くして山は卑し、山の高きを以て地の卑きに下る、故に謙と曰ふ、君子盛徳の至り、勞あり功ありと雖も、自ら人に上たるの心なし、己れを責むる、唯其の厚からざるを恐れ、人を待つ、唯其の薄きを恐る、己れの多きを裒め取り、以て人の寡きに増益す、此くの如くするものは、物の齊しからざるを量りて、其の施しを

齊しくする所以なり、即ち善を以て人に同くすれば、則ち賢不肖平かなり、財を以て人に分てば、則ち貧富平かなり、位を以て人に下れば、則ち貴賤平かなり、

初六、謙謙君子。用涉大川。吉。○象傳曰、謙謙君子。卑以自牧也。

此の爻、謙徳を以て卑位に居る、謙にして又謙なるものなり、故に謙々と曰ふ、此の爻、剛に變ず、故に君子と稱す、用涉と利涉と同じからず、利涉は、其の才其の時涉るの利しきなり、用涉は、此の道を用ゐて涉りて、然る後に吉なるなり、川を涉ること、を借りて、以て危きを履み難に處するの道を明かにす、謙にして又謙、其の徳を用ゐて、以て大患を濟ひ、大事を成す、何の成らざる所あらん、象傳の意、牧とは獸を馴らすことにして、牛羊を馴服せしむるが如く、人も驕心客氣を去り、謙卑屈折して、心を下し、氣を柔らげ、牧人の獸に於けるが如く、之れを馴らすの久しき、策筮を加へずして、抵觸の患なきが如くなるを謂ふ、二三四互坎前に在るは、大川の象、初爻變じて離と成る、舟の象、坤順上に在りて、前に阻隔なきは、大川を涉るの象なり、

六二、鳴謙貞吉。○象傳曰、鳴謙貞吉。中心得也。

鳴とは、陰陽相應するの義、雄鳴きて雌應ずるが如し、謙の主は九三なり、故に六二

は九三に應じて鳴き、上九も亦九三に應じて鳴くなり、蓋し九三國家の爲めに勞するものなれば、其の風を聞き、其の澤を被る者、皆之れに服せざるなし、六二其の隣に在るを以て、九三の謙徳を鳴らす、是れ人の善を道ふことを樂むもの、故に鳴謙貞吉と曰ふ、象傳の意、六二と九三とは、中心相得るもの、勉強して之れに和するに非ざるを謂ふなり、

九三、勞謙君子有終。吉。○象傳曰、勞謙君子。萬民服也。

此の爻、成卦の主にして、衆陰の歸する所、上下の倚賴する所、勞して功あり、是れ賢臣上は身を君に致し、下は澤を民に施し、下體に居りて伐らざる者なり、故に勞謙と曰ふ、艮の終りに在るを以て、有終と曰ふ、象傳の意、陰は民の象、陽は君子の象、此の卦、五陰皆一陽に歸す、故に万民服すと云ふなり、

六四、无不利。撝謙。○象傳曰、无不利。撝謙。不違則也。

此の爻、上六五を承けて、上に奉じ下にするの道を盡す、故に利しからざるなし、撝は、麾に通ず、手を舉げて意を示すなり、六五上六を麾き、之れをして下に就かしむ、故に撝謙と云ふ、象傳の意、撝謙とは謙の法則に違はざるを謂ふなり、

六五不富。以其隣。利用侵伐。无不利。○象傳曰。利用侵伐。征不服也。

此の爻、上卦の中に居り、四と上と皆鄰なり、而して九三勞謙を以て其の下に居れば、則ち上の三爻亦皆之れに化して謙を爲さんとす、故に六五尊位に居り、其の左右の鄰を挾み、相従ひて心を卦主の九三に委せんとす、故に不富以其鄰と云ふ、上卦三爻陰虛なるは、富まざるの象、而して若し下に強硬にして服せざる者あれば、即ち罪を鳴らして之れを討つべし、侵伐を用うるときは、九三を用ゐるなり、故に侵伐を用ゐるに利しと云ふ、互卦離を戈兵と爲す、坤の象を以て離の戈兵を用ふ、侵伐の象なり、象傳の意、其の服せざるが爲めに、已むことを得ずして、之れを征するを謂ふなり、

上六鳴謙。利用行師。征邑國。○象傳曰。鳴謙志未得也。可用行師。征邑國也。

此の爻、坤順の極に居り、謙の終りに居り、主爻たる九三に應ず、故に又鳴謙と曰ふ、然れども當時の邑國、傲然として、我れを以て謙にして、柔弱なりと侮り、我が命に従はざる者あれば、則ち之れを征すべし、其の謙なることを害せざるなり、故に用

るて師を行き、邑國を征するの辭あり、此の卦、二三四五上は、地水師の初二三四五なり、故に五に侵伐と曰ひ、上に行師と曰ふ、坤を邑國と爲す、六五は君位なり、故に天下を侵伐す、上六は臣位なり、故に征する所、諸侯の邑國に止まるなり、象傳の意は、此の爻、謙の極に居り、自ら視ること欲然として、其の謙を以て未だ足らずと爲す、而して服せざる者あれば、師を行き、之れを征す、利しからざるなきを謂ふなり



坤上下

序卦傳に曰はく、有、大而能謙、必豫、故受之以豫、と、豫は悦ぶなり、謙なるときは、則ち人心服す、故に能く悦ぶなり、故に謙の卦に次ぐに豫を以てするなり、又豫は備なり、此の卦、豫を以て名つくるものは、人の豫悦に居て、其の豫備する所を得んことを欲するなり、

豫、利、建、侯、行、師。

豫は獸の名、象の大なるものなり、古説に、豫の獸たる、悦びて物を害せずと云へり、此の卦、坤下震上にして、坤を衆と爲し、震を樂と爲す、衆と共に樂む、豫の義なり、又互卦に坎水艮山の險あり、山河の衆を設けて、不虞に備ふ、豫め備ふるの大なるも

の亦豫の義なり、又震を雷と爲す、諸侯の象、坤を象と爲す、師役の象、故に侯を建て師を行るに利しと云ふなり、

彖傳曰。豫剛應而志行。順以動。豫順以動。故天地如之。而況建侯行師乎。天地以順動。故日月不過。而四時不忒。聖人以順動。故刑罰清而民服。豫之時義大矣哉。

剛は九四を謂ふ、剛應而志行とは、爻を以て言ふ、豫の才なり、順以動豫とは、卦を以て言ふ、豫の徳なり、上下の衆陰、九四の一陽に従ひ、剛其の應を得、故に剛應と曰ふ、志行はるゝは、陽の志行はるゝなり、内卦坤順にして、外卦震動、理に順ひて以て動く、豫を成す所以なり、天地の大と雖も、亦順にして動くこと、此くの如し、况んや侯を建つるは、民の爲めに利を興す所以、師を行るは、民の爲めに害を除く所以、豈利しからざるあらんや、日月の行、過たずして、四時の序、忒はざるは、天地順を以て動くの象なり、刑罰清くして、民服するは、聖人順を以て動くの象なり、過たざるは、晷刻を以て言ひ、忒はざるは、氣候を以て言ふ、順の道は大なり、故に之れを賛して、時義大なるかなと云ふなり、

象傳曰。雷出地奮豫。先王以作樂崇徳。殷薦之上帝。以配祖考。

雷の陽氣、冬に當りて地中に藏れ、春に至り地を出づるに及び、奮發して聲あり、万物皆雷氣に應じて發生し、悦ばざるものなし、故に此の卦を名つけて豫と曰ふ、雷出地上と言はずして、雷出地奮と言ふ、一の奮の字、樂の象を含む、作樂とは、始めて樂を造る者を指して言ふ、樂を作るは、喜びを飾るなり、雷は万物の化を鼓して、天地の和氣を宣べ、樂は神人の化を賛して、人心の和氣を宣ふ、崇徳とは、祖考の徳を崇くするなり、是の徳ありと雖も、是の樂なければ、祖考聖なりと雖も、辭の以て之れに配するなし、殷は樂を作るの盛稱なり、先王此の象を見て、以て此の殷盛の樂を用ゐ、以て上帝に薦め、其の祖考を配して、之れを祀るなり、帝、震に出づるは、上帝の象なり、

初六鳴豫。凶。○象傳曰。初六鳴豫。志窮凶也。

謙の上六は、即ち豫の初六なり、故に二卦皆鳴を言ふ、初六不中正にして、上に九四の應あり、陰柔の小人、時を得て事を主とするものとす、故に伏豫を縦まゝにし、其の豫に勝へずして自ら鳴らす、凶の道なり、象傳の意、此の爻、豫悦の初めに當り、志意

を極め、驕肆にして凶を致すを謂ふ、鳴謙は吉なり、鳴豫は凶なり、謙には中心得と云ひ、豫には志窮ると云ふ、心志の間、善悪の機、嚴なり、

六二、介于石、不終日、貞吉。○象傳曰、不終日、貞吉、以中正也。

凡そ物兩間を介と爲す、介は界なり、分るゝ所以なり、介于石とは、石の開くが如く、截然として分斷す、明決の至りなり、此の爻、陰を以て陰に居り、二陰の間に居り、上九四に應ぜず、晦きを以て明を見、靜かなるを以て動くを見る、中心无爲にして至正を守る、其の動くの微なるに當り、吉凶禍福を判すること、黑白を見るが如し、故に介于石と云ふ、進む可ければ則ち進み、止む可ければ則ち止む、故に日を終へずと云ふ、蓋し豫を以て豫の時に居らざるものなり、故に貞吉といふ、互卦艮は石の象、中爻離を日と爲す、下卦の上に居る、日を終へざるの象なり、衆傳の意は、中正の徳ありて、九四と係累なく、衆陰の中に特立して、耽戀の心なきが故に吉なるを謂ふなり、

六三、盱豫、悔、遲、有、悔。○象傳曰、盱豫有悔、位不當也。

盱は目を張り上を視るなり、此の爻、不正にして九四に近し、九四は群陰の歸す

る所なるを見て、之れを羨み、勢に附きて以て悦びを爲すものなり、然れども四は己れの正應に非ず、故に三は九四に棄てられ、豫を求めて辱づかしめらる、是れを以て悔あるなり、互卦に艮止あり、六三能く盱豫の心を止むれば則ち善し、若し早く決せざれば、悔ゆとも及ばず、象傳の意、盱豫は介石と反し、遲きは日を終へざると反す、中正と中正ならざるとに由るを言ふなり、

九四、由豫、大有得、勿疑、朋盍簪。○象傳曰、由豫大有得、志行也。

豫の豫たる所以、此の爻に在り、陽を以て陰位に居り、動の主と爲る、衆陰皆之れに従ひて悦豫を得るものなり、故に由豫と曰ふ、大は剛なり、九四一剛にして五柔を得、故に大に得るありと云ふ、互卦坎を狐疑と爲す、故に告ぐるに疑ふ勿れを以てす、己れ陽剛にして、柔主の側に居る、危疑生じ易きの地にして、又下に同徳の助けなし、故に國家の爲めに賢を進め、天下の人才を集め、己れ之れを總合し、衆髮の一簪に貫くが如くならしめんと欲するなり、象傳の意、他爻其の權を分つなきが故に、志大に行はると云ふ、衆傳剛應じて志行はるゝものなり、

六五、貞疾、恒不死。○象傳曰、六五貞疾、乘剛也、恒不死、中未亡也。

疾ある之れを不豫と謂ふ、疾は豫の反なり、此の爻柔にして尊位に居り、豫の時に當り、沈溺に易し、况んや事權已に九四の手に入り、主勢孤立す、危しと謂ふべし、是を以て正を以て自ら守り、常に疾病の身に在るが如し、故に貞疾と曰ふ、然れども疾に因りて戒めを知り、徳を修め、驕滿の志を損して、畏慎の意を益せば、則ち恒を得て死せざるべし、互卦坎を心病と爲す、震、東方の生氣を受く、故に死せざるの象とす、象傳の意、六五は九四の剛に乗り、衰弱の疾ありて、自ら下を御すること能はざるを慮るが故に、其の心を操る危く、其の患ひを慮ること深し、惟上卦の中に居るを以て、位と號と未だ嘗て亡びず、故に死せずと云ふなり、

上六、冥豫。成有渝。无咎。○象傳曰、冥豫在上。何可長也。

此の爻陰柔にして豫の極に居り、逸樂に昏冥するの象とす、成は猶定と曰ふがごとし、上六昏冥すと雖も、其の動體なるを以て、若し能く渝變することあれば、則ち以て咎なかるべし、凡そ易中渝と云ふもの、皆當に變卦を以て之れを觀るべし、此の爻變すれば離と爲り、卦、晋と爲る、明、地上に出づ、向きの冥々たるもの、今反りて昭々と爲るなり、象傳の意、速に覺悟して改更すべきを謂ふなり、



兌震上下

序卦傳に曰はく、豫必有隨、故受之以隨と、豫悦の道は物の隨ふ所なり、故に豫の卦に、次ぐに隨を以てするなり、雜卦傳に、隨无咎也、蠱飾也とあり、故は事なり、隨は我れより彼れに隨ふ、故に我れ事なし、蠱は蠱を治めて之れを飭ふ、故に我れに事あり、是れを以て隨无咎也と云ふ、卦たる、震を下にし、兌を上にし、雷、澤中に奮へば、澤も亦隨て震ふ、動きて能く悦び、各相隨ふの道を盡す、情に公私得失有りて、皆争競の患なし、君子爻象を見て、時に從ふの義を知るなり、

隨、元亨利貞。无咎。

隨は從なり、此の卦、前に行く人ありて、後より之れに從ふが如く、初九は六二に隨ひ、六三は九四に隨ひ、九五は上六に隨ふ、皆正應に非ずして、各一陰一陽を以て相比す、故に其の象を隨とす、卦たる、震を以て兌に隨ひ、男を以て女に下る、元亨は上下兩體を以て言ひ、利貞は初上兩爻を以て云ふ、震動下に在りて、兌悅上に在り、本と大に亨通すべし、然れども陽動き陰悦ぶ、詭隨に至り易し、故に必ず利貞にして咎なきことを得るなり、

彖傳曰。隨。剛來而下。柔動而說。隨。大亨貞。无咎。而天下隨。時。隨時之義大矣哉。

(二六八)

此の卦、天地否より來る、乾の上九來りて坤の下に居る、故に剛來りて柔に下ると云ふ、動は震なり、説は兌なり、是れ卦變卦徳を以て卦名を釋するなり、彖辭は重きこと貞の字に在り、傳辭は重きこと時の字に在り、時は正くして其の可に當るの義なり、時の在る所、即ち大貞なり、動くも遽かに動かず、時を相て動く、所謂る貞なり、貞にして咎なく、天下時に隨ふとは、天下の隨ふ所は時のみ、時とは其の理の在る所に隨ふなり、故に動きて時に違はざれば、則ち以て天下の人心を悅ばしむべし、何の咎か之れあらん、時は一のみ、天下の隨ふ所のもの、此の時なり、聖人の隨ふ所のもの、亦此の時のみ、故に之れを贊して隨時之義大なるかなと云ふなり、

象傳曰。澤中有雷隨。君子以嚮晦入宴息。

嚮は向と同じ、晦は日没して昏きなり、雷の澤中に藏るゝは、動くもの能く靜かなるなり、君子の事に應ずるや、衆寡小大、時に隨ひ、理に隨ひて、之れを處し、此の心寂然、日入りて休息するの象あり、故に云ふ、

初九。官有渝。貞吉。出門交有功。○象傳曰。官有渝。從正吉也。出門交有功。不失也。

此の爻成卦の主、震の一君を以て二民を統ぶ、故に官の象あり、渝は變なり、渝るありとは、變じて二に隨ふなり、二本と初の應に非ず、特に陰爻にして近比するを以て、初九之れに隨ふ、是れ官渝ることあるなり、初の四に應ずるは正なり、其の二に隨ふは正に非ず、故に之れを戒むるに貞吉を以てす、隨の時に當り、比あるを以て私と爲し、敵應を以て公と爲す、門を出づるは、其の二に比するを戒るなり、交はれは功ありとは、其の四に趨くを勉むるなり、前の二偶畫は門の象、初九私係の六二に比せず、動きて門を出で、往きて四に交はれば、同徳相合ひ、陽剛の助けありて能く功を爲すべく、吉孰れか之れに若かん、象傳の意、正應に従へば吉、其の功あるは應すべき所を失はざるを謂ふなり、

六二。係小子。失丈夫。○象傳曰。係小子。不兼與也。

此の爻、五に應じて初に比す、小子は初九を謂ひ、丈夫は九五を謂ふ、此の爻、陰柔にして固守すること能はず、故に之れを戒めて曰はく、若し小子に係れば、則ち丈夫

(二六九)

を失ふなりと、小子に係りて丈夫を失ひ、正應を捨て、不正に従ふ、其の咎大なり、六二中正の徳あれば、必ず此くの如きに至る可らざるも、随の時なるを以て、之れが戒めを爲すなり、象傳の意、此れに係れば彼れを失ふ、双方兼ぬ與にすること能はざるを謂ふなり、

六三係丈夫失小子。随有求得。利居貞。○象傳曰。係丈夫志捨下也。

丈夫は九四を謂ひ、小子は初九を謂ふ、二の五を以て丈夫とするものは、其の夫たることを正すなり、三の四を以て丈夫とするものは、其の夫に非ざるなり、此の爻應なし、夫なきの婦なり、四も亦應なし、婦なきの夫なり、夫なきの婦を以て、婦なきの夫に随ひ、遂に以て夫と爲す、此れ三の四に係るを指して、丈夫に係ると謂ふ所になり、随ひて求め得るありとは、三より往きて四に随はんと欲し、四も亦他の應なければ、三に比するの情専らにして、三の四に求むる所得ざるなし、得るとは陰虚にして陽實を得るを謂ふ、而して三の四に於る、求むるあれば必ず得ると雖も、其の正應に非ざるを以て之れを戒むるに、貞に居るに利きを以てす、私係に動きて其の得を貪る可らざるを謂ふなり、象傳の意、下とは初九を指し、三の四に係る

は、其の志僅に初九を舍つるに在るのみ、初と四と俱に三の正應に非ざるを以てなり、

九四隨有獲。貞凶。有孚在道以明。何咎。○象傳曰。隨有獲。其義凶也。有孚在道。明功也。

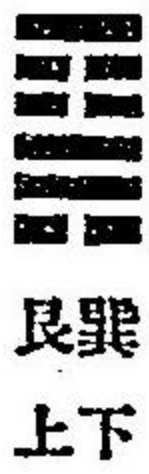
隨て獲ることありとは、六三を指す、三來りて四に隨ふ、四之れを拒かざれば則ち三の得る所と爲る、然れども三四應に非ざれば、若し四にして此れを守り、變せざれば則ち其の義凶なり、孚ありて道に在りとは、若し人ありて己れと相孚信し、道途の間に在り、能く其の明哲を全くして、偏邪に惑はざれば亦何の咎あらんと、象傳の意、四と三と應に非ず、故に義凶と曰ふ、孚ありて道に在れば、則ち其の應ずる所を得、故に咎なし、蓋し九四明哲の功に由るを謂ふなり、

九五孚于嘉。吉。○象傳曰。孚于嘉。吉。位正中也。

此の爻、陽剛を以て尊位に居り、且つ六二の正應を得、是れ嘉に孚ありて吉なるなり、象傳の意、五と二と上下の中に居り、配合甚だ嘉きを謂ふなり、

上九拘係之。乃從維之。王用亨于西山。○象傳曰。拘係之上窮也。

此の爻、卦の終りに居り、之れに隨ふべきものなし。下六三に應ず、之れを拘係すと
 は、六三を指す、互體は艮、艮を手と爲す、故に拘の象あり、六三は上六の他に屬せん
 ことを慮り、拘して之れを係ぐなり、乃ち從て之れを維ぐとは、九五を指すなり、三
 四五巽に體す、故に維の象あり、九五は上に比するを以て之れを得んと欲し、三の
 拘繫を顧みずして、之れを維ぐ、然れども上は實に貞を守る者なり、其の志其の分
 己に定まり、之れを三に屬す、強て之れを致すべからず、必ず之れを致さんと欲せ
 ば、或は至誠を積みて之れを感動するに在るのみ、故に之れに教へて曰はく、王の
 西山に祭享するが如く、誠意顯篤なれば、鬼神と雖も來格すべし、况んや人に於て
 をや、王は九五を謂ふなり、象傳の意、此の卦、後より前に隨ふを、以て義を爲す、上は
 卦の極に居り、隨ふべきものなし、三と敵應して拘係せらると雖も、亦之れに安ん
 ずるを謂ふなり、



序卦傳に曰はく、以喜隨人者、必有事故、受之以蠱、蠱者事也、凡そ喜びを以て人に
 隨ふ者は、其の人安樂無事にして、我れ亦安樂を以て之れに隨ふ、雨つながら事す

蠱、元亨。利涉大川。先甲三日、後甲三日。

る所なければ、則ち因循苟且して、糜爛潰腐するは、勢の必ず至る所なり、木の朽ち
 て虫の生ずるが如く、外より視れば、事なくして、中實に事あるは、蠱の象なり、蠱は
 隨の養成する所にして、一日の積に非ず、爻象皆父母の蠱にして、子之れを幹する
 なり、卦たる、巽の長女を以て艮の少男に下る、是れ人を蠱惑するなり、又卦泰より
 變ず、泰壞れて蠱と爲る、漸くにして否なり、蠱の時に於て、之れを治めざれば、漸く
 にして否ならんとす、蠱の事たる、忽せにす可らざるなり、

左傳に、文に於て皿蟲を蠱と爲す、穀の飛ぶも亦蠱と爲す、易に在りて、女、男を惑は
 し、風、山を落す、之れを蠱と謂ふ、皆同物なりと見ゆ、杜注に、器、虫害を受くるものを
 以て蠱と爲すと言ふは、器物久く用を爲さずして、虫の之れに生ずるなりとあり、
 而して序卦傳に、蠱者事也と云ひ、雜卦傳に、蠱は即ち飭ふと云ふ、要するに、蠱の義
 は、壞亂なり、此の卦、蠱を治むる、之れを蠱と謂ふは、猶亂を治むる、之れを亂と謂ふ
 がごとし、蠱、元亨、と言ふものは、蓋し敝るゝことを極むれば、將に復興らんとすれ
 ばなり、然れども、豈靜かにして其の治を待たんや、必ず艱難險阻を経て以て亂を

撥き正に反し、斯に以て元に亨るべし、六爻唯二五應あり、二は陽徳を以て陰位に居る、故に能く中道を以て母に幹たり、五は陰徳を以て陽位に居る、故に能く譽れを以て父に幹たり、大川を渉るに利きは、二五を指して言ふ、二より四に至る、兌あり、兌を澤と爲す、大川の象、三より五に至る、震あり、震木を以て兌澤の上に在るは、渉るに利きの象なり、先甲後甲、其の説一ならず、多く命令を申ぬるの義と爲す、此の卦先甲後甲と曰ひ、巽の卦、先庚後庚と曰ふ、根本通明翁、獨得の説あり、愚嘗て之れを聞くと雖も、こと長きに渉るを以て、之れを省く、

彖傳曰。蠱剛上而柔下。巽而止。蠱元亨而天下治也。利涉大川。往有事也。先甲三日。後甲三日。終則有始。天行也。

剛上とは艮の上九を指し、柔下とは巽の初六を指す、唯柔の下に在るもの、既に巽にして爲すこと能はず、剛の上に在るもの、又止まりて肯て爲さず、此れ蠱たる所以なり、蠱元亨而天下治也とは、已に蠱にして能く元に亨れば、則ち是れ天下已に亂れて復治まるなり、蠱に元亨の義あるに非ず、正に蠱を治めて元亨を得るなり、往有事也とは、事ある所に往きて、以て險難を濟ふべきを謂ふなり、大凡そ蠱壞の

終りは、之れを整へ、之れを治め、其の終りて始めに復すの機を提醒すれば、則ち能く亨る、徒に循環を命に委す可らざるなり、

象傳曰。山下有風。蠱。君子以振民育徳。

山下に風あるは、風の天上地上水上に在りて阻滯なきが如きに非ず、山の爲めに阻てられ、鬱して暢びざるなり、蠱は風の族、風を以て化す、故に風の字、虫に从ふ、風鬱すれば、則ち山木多く滯淫して虫生ず、是れ蠱の象なり、君子此の象を見て、民を振ひ徳を育ふ、民を振ふとは、鼓舞興起の意なり、徳を育ふとは、民を振ふの後に於て民の徳を育ふなり、徳義育せざれば、人心惑亂して蠱壞す、蓋し人心亂るゝの害は、洪水猛獸の禍より大なればなり、

初六幹父之蠱。有子考无咎。厲終吉。○象傳曰。幹父之蠱。忘承考也。

幹は木の幹の如く、枝葉の附きて立つ所のものなり、木に幹ありて、方に能く其の繁茂の枝葉を附し、人に才能ありて、方に能く其の既に墜すの家聲を振作す、故に幹蠱と曰ふ、蠱は前人既に壞るの緒なり、故に諸爻皆父母の象あり、乾を父と爲し、坤を母と爲す、坤、乾初に來りて巽と爲れば、則ち乾體壞れ、乾坤上に往きて艮と成

れば、則ち坤體壞る、兩體を合せて蠱と爲れば、父母亡し、少男尙幼にして、長女家に當るの象あり、考とは、父歿するの稱なり、一家の蠱、豈異女柔弱の者の能く辨ずる所ならんや、必ず陽剛の子ありて然る後に以て敝を補ひ、敗を救ひて、吉咎なきことを得るなり、厲は初を指す、言ふは弟幼にして未だ事に任ずること能はず、勢柔弱を以て艱難に處せざることを得ず、蓋し亦危し、然れども姑く其の力を盡して、長弟の長じ、能く家に當るを保ち、則ち吉に終るべきなり、象傳の意は、弟の幼なるに因り、父の事に承當するを以て心と爲すを謂ふなり、

九二幹母之蠱不可貞。○象傳曰：幹母之蠱，得中道也。

此の爻、剛中の寸を以て六五に應ず、巽順にして中道を得るものなり、艮五上卦の中に居り、父の蠱を幹するの任に當り、而して巽二下卦の中に居り、只母の蠱を幹す、内外各得て家道正しきなり、子の母に事ふる、當に和柔巽順なるべし、其の剛正に任せて恩を傷ふが如きことある可らず、故に貞す可らずと云ふ、貞は事の幹にして廢す可らずと雖も、時に貞す可らざるあれば、則ち貞す可らざるを以て中と爲すなり、故に象傳に中道を得るなりと云ふ、

九三幹父之蠱，小有悔，无大咎。○象傳曰：幹父之蠱，終无尤也。

此の爻、陽を以て陽に居る、然れども本と陰體にして上に應なし、故に少しく悔あるを免れず、之れを要するに、三、實は女にして丈夫なるものなり、若し艮男既に事に任ぜざれば、則ち此の女を捨て、他に頼る所なし、故に過剛を以て嫌ひと爲さるるなり、小は陰を以て言ひ、大は陽を以て言ふ、象傳の意、幹蠱の責め艮に在りて、巽に在らずと雖も、長女を以て少男の事に代る、故に終に咎なしと云ふなり、

六四裕父之蠱，往見吝。○象傳曰：裕父之蠱，往未得也。

裕は饒益なり、此の爻、艮の下畫、少男幼穉にして家事に任ぜず、柔を以て柔に居る、父の蠱に於て拯救する所なく、但其の疾を益すのみ、若し因循して、往きて之れを變ずるの計なければ、則ち其の父の羞を貽す、故に往けは吝を見ると云ふ、象傳の意、此の道を執りて往く可らざるを謂ふなり、

六五幹父之蠱，用譽。○象傳曰：幹父用譽，承以德也。

此の爻、陰を以て陽に居り、徳、剛柔に協ふを以て、能く親を道に諭し、顔を承け、志に順ひ、豫びを底して無窮の聞えあり、故に用譽と曰ふ、六五用譽を以て、其の父に幹

し、九二又貞す可きを以て、其の母に幹すれば、則ち父母の盪治まる、蓋し君父の間情意相通ずるを貴ふなり、象傳の意、六五の父に承くるは、徳を以てして、才を以てするに非ざるを謂ふなり、

上九、不事王侯。高尚其事。○象傳曰、不事王侯。志可則也。

此の爻、艮の主爻にして、剛明の才を以て、卦極に居り、二五君臣の外に在りて、世間の毀譽得喪に關せず、獨り吾が才を治む、清風高節、天下後世に超然たる者、以て頽俗を振起し、人心を激勵するに足る、故に不事王侯、高尚其事と云ふ、王は五なり、侯は三なり、象傳の意、其の出處進退、後人の模範と爲すべきを謂ふなり、

坤兌上下

序卦傳に曰はく、有事而後可大、故受之以臨、々者大也と、盪の事あるに因りて、後に臨の盛大あり、故に盪の卦に次ぐに臨を以てす、雜卦傳に、臨觀之義、或與、或求とあり、臨は我れを以て物に臨む、故に與と云ひ、觀は物來りて我れを見る、故に求むと云ふ、此の卦、下悦び上順ふ、明主上に在りて、天下大に悦ぶ、盪に幹するの後に非ざれば、曷ぞ克く此れ有らん、地勢卑くして、下澤に順ひ、澤水浸して、上地を悦ばしむ、

故に地を臨と爲す、君子之れを以て、万民に臨むなり、後世人主、上驕り下慢、之れに臨むと曰ふと雖も、上順はずして、下悦ばず、實は相背くのみ、

臨、元亨利貞。至于八月有凶。

臨は上に居りて下に蒞むの稱なり、此の卦、六五の尊きを以て、九二の卑きに應じ、上より下に臨む、故に臨と曰ふ、二陽浸く後に長むて、四陰上に在り、これに臨みて其進むを俟つ、上下相臨むの象、其の乾と同じく元亨利貞を贊するものは、二陽方に長じ、進みて乾と成るの勢あればなり、八月に至りて凶ありとは、二陽即ち建丑の月より數へ、建申の月に至れば、凡そ八月を経て、否の卦と爲る、否は天地交はらずして、萬物通ぜざるの時なれば、八月に至りて凶ありと云ふなり、其の圖左の如し、

易の月 丑の 寅の 卯の 辰の 巳の 午の 未の 申の

象傳曰、臨、剛浸而長、說而順。剛中而應。大亨以正。天之道也。至于八月有凶。消不久也。

浸は漸なり、剛浸みて長ずるは、二陽下に長むて漸く進むなり、說而順とは、内兌說

にして外坤順九二の剛悦を以て進み六五の柔上に在りて之れに順ふ悦びて順
なり二五の兩爻を以て言ふ九二卦主と爲り剛を以て下卦の中に居り五の尊上
にありて之れに應ず故に剛中にして應ずと云ふ剛浸く長じて説ひ順ふは大に
亨るなり剛中にして柔中に應ずるは正しきなり二陰の去ること未だ幾くばく
ならずして八月の期至り易し故に消すること久しからずと云ふ天運の當然と
雖も君子に在りて豫め之れが戒めを爲すべきを謂ふなり

象傳曰澤上有地臨君子以教思无窮容保民无疆

澤の上に地ありと云へば即ち澤の崖にして水際なり物の相臨むこと水の地に
在るに如くはなし故に澤上に地あるを臨と爲す君子免に朋友講習の象あるを
見て教誨の義を思ふ故に教へ思ふこと窮りなし又坤に厚德物を載するの象あ
るを見て含弘の義を思ふ故に民を容れ保んずること疆りなきなり窮りなく疆
りなきは皆深遠の計を爲すなり

初九咸臨貞吉○象傳曰咸臨貞吉志行正也

山上に澤あれば其の卦を咸と爲す此の卦澤上に地ありて初爻二爻亦之れを咸
と謂ふものは陽を以て陰に臨み陽ありて陰の下に在り男を以て女に下るの象
あり故に皆咸と謂ふ夫の婦に臨む其の道此くの如くなるべきなり此の爻正を
得て六四に應じ真正を以て相感するものなり故に咸臨貞吉と云ふ象傳の意剛
を以て順を感じ志其の正を行ひ斯れを以て物に臨めば正しくして吉を獲るを
謂ふなり

九二咸臨吉无不利○象傳曰咸臨吉无不利未順命也

咸臨の義初爻に同じ但初爻は貞吉にして此の爻に吉无不利と云ふものは初爻
は正を得るも未だ其の勢の進むを見ず故に貞吉と云ふ此の爻は剛中にして應
じ勢以て上進すべし故に特り吉と曰ふのみならずして又无不利と曰ふ震變じ
て免と爲り動きて悦び東西相感ず亦感の義なり象傳の意咸臨とは感を以て臨
むの謂ひにして進みて之れに逼るに非ず蓋し陰は吾が類に非ざれば未だ命に
順はず之れを感ずるに非ざれば以て其心を服することなきを謂ふなり

六三甘臨无攸利既憂之无咎○象傳曰甘臨位不當也既憂之咎不
長也

此の爻陰を以て陽位に居り、互卦坤の下畫なり、坤は土にして、其の味甘し、兌の柔悦なる、言辭を以て人に媚び、下浸く長ずるの剛に臨む、陽の勢爲に己れに逼らんとするを見て、甘言を以て之れに媚ぶ、故に甘臨と云ふ、然れども柔悦以て陽剛の進むを禦ぐこと能はず、甘言すと雖ども利しき所なし、若し能く剛の進むを遏む可らざるを以て憂ひとなし、其の媚態を變じ、退避して以て剛の上進するを竝てば、則ち咎なかるべし、此れ聖人小人を折きて、君子を扶くるの意なり、互卦震を恐懼と爲す、乾に變ずれば、九三惕若、皆憂ひの象あり、象傳の意、位當らずとは、陰を以て陽に在るを謂ひ、咎長からずとは、始め咎ありと雖も、憂ひて免かるゝを謂ふなり、

六四至臨。无咎。○象傳曰。至臨。无咎。位當也。

至は下なり、下りて初爻に應ずるを謂ふ、象傳位當也とは、陰を以て陰位に居り、且方に長ずるの陽に應ずるを謂ふなり、

六五知臨。大君之宜。吉。○象傳曰。大君之宜。行中之謂也。

知は未然に見るの義なり、此の爻柔を以て尊位に在り、下二に應ず、我が未だ足らざるを以て、九二を收めて吾が用たらしむ、吾が餘りあるに當り、之れを柔んじて、吾が徳に懐かしむべし、此れ知たる所以なり、天子是れを以て天下の強者を服するは、即ち可なり、小人是れを以て君子を畜むるは、則ち不可なり、故に大君之宜吉と云ふ、惟大君にして宜しく此の道を用うべきなり、象傳の意、六五中にして、九二亦中、二五相應ず、故に中を行ふと謂ふなり、

上六敦臨。吉。无咎。○象傳曰。敦臨之吉。志在内也。

此の爻、坤土最も高き處なれば、敦きの象、坤變じて艮と爲る、地上山あり、亦敦きの象、此の爻、初九九二と正應に非ずと雖も、志、初二の二陽に在り、上六の高きを以て、下に順ひ、尊きを以て、下に在るの賢人に應ず、賢を尙ひ、士に下る、其の志厚し、故に吉にして咎なしと云ふ、象傳の意、志、内卦の二剛に順ふに在りて、其の進むを俟つが故に吉なれども、志と曰ふは正應に非ざればなり、



序卦傳に曰はく、物大然後可觀、故受之以觀と、物の小なるもの、下に在りて之れを視て見えず、必ず大にして而して後に觀るべし、臨卦二陽の大を以て、反りて其の

體を易ふれば、則ち大なるもの上に在り、故に下に在る四陰の觀る所と爲る、故に臨の卦に次々に觀を以てするなり、卦象、二陽上に在りて、其の光り遠く見ざる所なくして、察々の明に非ず、故に大君孚あり、頤若として羣情自ら順ふ、蓋し目擊之れを觀と謂ふ、目は神明の戸牖にして、觀は神明物と接するなり、物、雌雄相視て孚化するものあり、老は内觀を以て長生を致し、釋は妙觀を以て圓通を成す、皆觀の用にして、神の爲す所なり、

觀、盥而不薦、有孚顒若。

觀は諦視なり、常事に視と曰ひ、非常に觀と曰ふ、盥は沃盥、即ち手を洗ふ器なり、薦は進なり、頤は仰ぐなり、此の卦、二剛上に在り、四柔下に在り、上下相觀るを以て義と爲す、初二三四の觀は、下より上を觀るなり、五上の觀は、上より下を觀るなり、此の卦、群陰上進し、四に至りて極まる、九五尊位に居て、之れを鎮壓す、六四五に逼らんと欲して、敢てせず、故に下の三位を率ゐるに賓主の禮を以てす、禮に諸侯土を貢するとき、君、禮を以て之れを賓す、四は則ち賓なり、五は則ち主人なり、卦、唯四と五との兩爻相酬酢するを以て、成卦の義と爲す、故に盥ふて薦めざるの象を取

る、禮に主人盥ふて賓に獻じ、賓盥ふて主人に酢す、薦めずとは、單に酒を進めて筵豆を供せざるなり、孚ありとは、君の至誠、人をして感ぜしむるの義なり、此の時に當り、諸侯皆天子の尊嚴なるを仰ぎ見るのみ、故に顒若と曰ふ、四五坎の半體あるは孚の象なり、互艮を手と爲し、巽を潔と爲す、盥の象なり、

彖傳曰、大觀在上、順而巽、中正以觀天下、觀盥而不薦、有孚顒若、下觀而化也、觀、天之神道、而四時不忒、聖人以神道設教、而天下服矣。

大觀在上とは、五上の兩爻を指して言ふ、物大にして後に觀るべし、故に大觀と曰ふ、順にして巽とは、上下兩體を指して言ふ、下坤の性、本順にして、上の巽風之を披拂するなり、中正以觀とは、九五を指して言ふ、九五中正の位に居り、以て天下の情態を見る、即ち象傳の民を觀るものなり、盥ふて薦めず、四と相酬酢す、九五の孚、人に仰がるゝに足る、故に其の下の三陰相觀て、其の德に化し、敢て群進して以て陽を陵がず、上と曰ひ、下と曰ふ、皆上下の卦を指して言ふ、卦、上下相觀るを取りて義と爲すなり、而して中正の位に居り、天下の状態を觀るもの、其の作用如何と云へば、將に天の神道を觀て以て教へを設けんとするなり、巽風、天に運するは、神道の

象、觀とは、聖人之を觀るなり、四時不忒とは、天の八風ありて四時に忒はざるは、天の萬物を舒慘する所以なり、聖人天の風に象どりて、命を申ね、事を行ひ、賞するに春夏を以てし、刑するに秋冬を以てし、民敢て服せざるなし、之れを聖人神道を以て教へを設けて天下服すと謂ふなり、

象傳曰。風行地上。觀。先王以省方。觀民。設教。

風の地上を行き、周ねく庶物に及ぶ、遊歴周覽の象あり、先王此の象を見て、四方の風氣同じからず、民俗の好尚亦異なれば、四方の民俗を省察し、其の好惡を觀て、後に教の設く可きを知り、巡狩の制を設けられしなり、

初六。童觀。小人无咎。君子吝。○象傳曰。初六童觀。小人道也。

此の爻、陰を以て陽に居り、五を去ること最も遠し、故に兒童の觀と爲す、見る所淺薄にして、君子の道を知ること能はず、乃ち常分なり、之れを指して吝とするに足らず、然れども君子にして此の如きは吝なり、故に小人は吝なし、君子は吝と云ふ、象傳の意、童觀は小人の分に於て君子の宜しく有るべき所に非ざるを謂ふなり、
六二。闕觀。利女貞。○象傳曰。闕觀女貞。亦可醜也。

此の爻、陰柔を以て内より外を觀る、上九五に應ずと雖も、前三四の爲めに蔽はれ、見る所明かならず、婦人の闕ひ觀るが如く、見る所狹隘なるなり、初二皆陰なるが故に、幼稚の象を取る、初爻は位陽なるが故に、童と爲す、此の爻は位陰なるが故に、女と爲す、女子は唯閨閭に在るものなれば、闕ひ觀るも亦貞と稱し、利と稱す、丈夫の才なき者、退きて常分を守り、此の職を奉じ、理に循ふは、亦女貞の利なり、大人君子の如きは、當に此れを以て自ら限る可らず、故に象傳に亦醜づべしと云ふ、丈夫にして女子の見に效ふを謂ふなり、此の爻、變ずれば坎と爲る、坎窩の中より天を觀る、觀る所幾何ぞ、闕ひ觀るの象なり、

六三。觀我生。進退。○象傳曰。觀我生。進退未失道也。

此の爻、下卦の上に居り、剛に居て中正ならず、六四と志と同むくするものなり、然るに陰盛んなるの時と雖も、陽剛中正の君上に在り、六四能く九五に臣順すれば、則ち六三豈能く獨り進まんや、故に六四に比し、六四の動作を見て進退するのみ、六四進みて五に逼れば、六三も亦之に隨ひて進み、六四退きて臣順すれば、則ち六三亦之れに隨ひて退くなり、象傳の意、六三の六四に隨ひて進退するは、未だ臣道

を失はざるを謂ふなり。

六四、觀國之光。利用賓于王。○象傳曰：觀國之光，尚賓也。

此の爻、陰柔と雖も、異體にして正に居り、九五に切近す、觀て能く順從するものなり、光は九五陽明にして上に在り、四方に光るを謂ふ、中爻艮亦輝光の象、國は坤の象、陽剛を以て坤土の上に臨む、國の光なり、四の五を承くるは、賓主の象、九五は王の象、諸侯の王に朝貢するを賓と曰ふ、四陰の勢盛んにして、進みて二陽に逼る、幸にして、諸侯王に朝するの象と爲す、象に盟ふて薦めずと曰ふは、此の爻を指すなり、象傳尙は上なり、上進みて、王に朝貢し、賓と爲ることを謂ふなり。

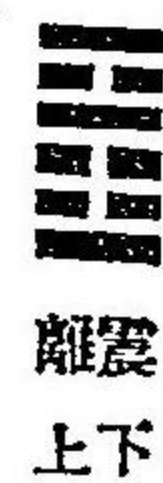
九五、觀我生。君子无咎。○象傳曰：觀我生，觀民也。

我が生とは、生平我が行ふ所なり、此の爻、尊位に居り、中正にして天下の情態を見る、天下を觀るは、我が生を觀る所以なり、蓋し天下の事皆我が行ふ所の如何に由る、陽を君子と爲す、此の爻變すれば、剝と爲る、變ぜざれば、則ち咎なきなり、象傳の意、人の我が生を觀るの意を明かにせざるを恐れ、特に民を觀るなりと謂ふ、民は

則ち下の四陰なり。

上九、觀其生。君子无咎。○象傳曰：觀其生，志未平也。

此の爻、亦賢明にして師傳の位に在り、其の生を觀るとは、同じく下の四陰を指す、我が生と曰はざるは、五に避くるなり、民は君の有する所なればなり、象傳の意、群陰方に進み、陽徳甚だ孤なれば、此の志未だ平かなると能はざるを謂ふなり。



離震上下

序卦傳に曰はく、可觀而後有所合、故受之以噬嗑、嗑者合也と、上に在るもの觀るべきなければ、下に在るもの引き去る、故に觀る可きに非ずして合ふものあらず、故に觀の卦に次ぐに噬嗑を以てするなり、雜卦傳に、噬嗑、食也、賁、无色也とあり、噬嗑は頤中に物あるの象なれば、其の有つ所を食ふなり、賁は色なしとは、上九白賁と云ひて、文を質に反するの言を以て言ふなり、食ふものは必ず實ち、色なきものは必ず空し、此れ食と色なきと相反するなり。

噬嗑亨。利用獄。

噬は齧なり、嗑は合なり、凡そ物の合はざるは、中間に物あるに由る、此の卦、頤の口

中虚くして、一剛畫其の中を間隔するの象あり、頤の口は本より合ふべき物なれども、今物あるが爲めに合はず、故に必ず其の中間の物を認みて、後に上下合ふべし、頤中に一物の梗を爲すものあらしむ可らず、天下に梗化の民あらしむ可らず、之れを噬み嗑せて、天下治まるべし、故に噬嗑は亨ると云ふ、此の卦、互體は坎、坎を法律と爲し、又刑獄と爲す、又一陽中に居るは、囚人の象、六爻中、罪を治むるの人と、罪せらるゝの人を兼ねて、象を取る、皆淺きより深きに入り、微より著に至る、電の明は獄を察する所以、雷の威は獄を決する所以なり、

象傳曰。頤中有物曰噬嗑。噬嗑而亨。剛柔分。動而明。雷電合而章。柔得中而上行。雖不當位。利用獄也。

頤の卦、初上の二爻皆陽にして、中の四爻陰虚、頤口の象あり、六四九四に變ずれば、則ち噬嗑と爲る、頤卦の中虚なるものと同じからず、故に頤中物あるの象と爲す、初上の二剛は頤口上下の齧齧、即ち齒牙ありて能く噬むものなり、中の四畫は乃ち頤中虚くして物を容るゝの處、故に各噬む所の物に象る、二三五の柔畫は物の脆きもの、四の剛畫は物の堅きものなり、夫れ頤の未だ合はざるは、中に物ありて

之れを間するが爲めなり、其の間するものを去れば、則ち間なくして合ふことを得、故に噬嗑と曰ふ、象傳に噬嗑而亨と云ひ、一の而の字を加ふるものは、必ず之れを噬み嗑せしめて後に亨るを言ふなり、剛柔分とは、中の四爻噬む所のもの、膚の如きは則ち柔、乾豚の如きは則ち剛、腊肉の如く、乾肉の如きは、則ち柔中の剛、皆頤中の物、之れを分別するの謂ひなり、震動き、離明かなるは、卦の徳なり、震雷離電は、卦の象なり、動明は刑に問ひ罰を擬するを以て言ひ、雷電は刑を致し罰を行ふを以て言ふ、罰を行ひ刑を致すに至り、獄理成りて、獄事畢る、故に雷電合而章と云ふ、雷は電光を得て威を増し、電は雷轟を得て曜を益すなり、獄の權、皆君に在り、此の卦、陰を以て五に居り、位當らずと雖も、剛に居り、柔を以て之れを濟せば、明にして之れを察に失はず、威にして之れを酷に失はず、刑の一制して易はらざるもの、自ら冤を蒙るに至らず、獄を用うるに利しき所以なり、

象傳曰。雷電噬嗑。先王以明罰勅法。

雷電相須ちて並ひ見るもの、亦嗑の象あり、先王此の象を見て、以て罰を明かにし、法を勅ふ、明は辨別精審の意、勅は整飭嚴敬の意なり、明は雷光に象どり、勅は雷の

威に象どる、罰は一時用うる所の法、法は平日定むる所の罰なり、一時の罰允當なるは、平日の法信必なるを示すなり、

初九履校滅趾无咎。○象傳曰履校滅趾不行也。

校は械具なり、履は其足に着くこと、履を納るゝが如くするなり、此の爻震に體す、震を足と爲す、初爻の剛畫横に震足の下に亘る、足械其趾を滅するの象、咎なしとは、獄を治むる者を主として言ふ、治を爲す者、其微に禁ずべきを謂ふなり、象傳の意も、惡を其初めに止めて行かじめざるを謂ふなり、

六二噬膚滅鼻无咎。○象傳曰噬膚滅鼻乘剛也。

此の爻柔を以て柔に居る、故に膚と曰ふ、膚は柔脆にして最も噬み易く、之れに入るの深き、其の鼻を没するに至るなり、此の卦、其の間するものを噬みて、之れを去るを主とす、故に噬むに過ぐるも咎なきなり、象傳の意、惡を噬むものは、剛に乗るを以て利とするを謂ふなり、

六三噬腊肉遇毒小吝无咎。○象傳曰遇毒位不當也。

腊肉は肉の全體を乾かしたるものなり、互卦坎を豕と爲す、此の爻坎の下畫にし

て離の上に在り、豕肉日を受けて啖くの象あり、故に腊肉と曰ふ、肉は陰の柔なれども、之れを啖かせば、柔も亦堅し、位剛なるが故なり、毒は腊肉の陳久して太だ肥えたるものなり、腊肉を以て膚に比すれば、稍難し、惡を早きに治せず、以て三に至る、之れを治むる浸く難し、故に腊肉を噬みて毒に遇ふの象と爲す、小は陰柔を以て言ふ、此の爻柔を以て剛に居る、柔にして中を得ず、故に罪人未だ遽かに服せず、獄を治むること斯の如きは吝なり、然れども姦を詰り暴を懲すは、是れ法を正すなり、之れを噬みて已まざれば、彼れ兇頑なりと雖も、終に當に服すべし、何の咎あらん、象傳の意、柔弱の才を以て剛決の位に居るを謂ふなり、

九四噬乾肺得金矢利艱貞吉。○象傳曰利艱貞吉未光也。

乾肺は乾肉の骨を帶ぶるものなり、此の爻離體の下に在り、火の乾かす所、骨にして又乾く、其の最も堅きものなり、卦中最も噬み難きもの、此の一爻に在り、大抵罪犯の重大なるもの、必ず剛狼強梗の徒にして、其獄を成すの際に當り、奸を逞くし、辨を極むること、尤も甚だし、故に乾肺を噬むの象あり、金矢は乾肺の中に藏す、乾肺を噬みて金矢を得るとは、猶君子の獄を治め、再三推鞠して、其の情を得るがご

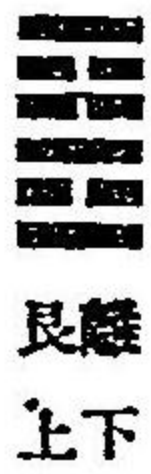
とし、金矢は矢の金を帯ぶるもの、離本と乾の變する所、乾を金と爲す、故に離の陽畫亦金と稱す、金矢は野獸を獲る所以、故に乾肉を食ひ、反りて金矢を得るなり、夫れ惡の堅きもの、其の情未だ驟かに得易からず、九の陽剛に非ざれば、以て之れに勝つに足らず、故に之を戒むるに艱貞に利し吉を以てす、其の柔に變せんことを慮るなり、象傳の意、其の惡を初めに禁ずること能はずして、是に至るは、其の道の未だ光らざるに由るを謂ふなり。

六五、噬乾肉、得黃金、貞厲、无咎。○象傳曰、貞厲无咎、得當也。

此の爻、離火の中に在り、火を以て乾かす所、九四と同じ、故に乾と曰ふ、九四は剛を以て噬み、六五は柔を以て噬む、剛を以て噬むものは、有司法を執るの公なり、柔を以て噬むものは、人君忍びざるの仁なり、貞厲とは、五は君位なれば、六を以て之れに居るべきに非ず、若し柔を守りて變ぜざれば、則ち厲し、宜しく剛に變ずべきを謂ふ、象傳當を得るとは、一卦に在りては、柔を以て五に居り、位當らずと雖も、一爻に在りては、柔中を以て尊に居り、獄を用うるに於ては、當を得て咎なきを謂ふなり。

上九、何校滅耳、凶。○象傳曰、何校滅耳、聰不明也。

何は荷なり、此の爻、首と爲す、剛畫上に在るは、首械の象、械を首に加へて、其の耳を没するなり、坎を耳と爲す、木耳の上に在るは、校を何ふて耳を滅するの象なり、初爻は惡を未だ甚だしからざるに治む、故に咎なし、上爻は卦の終りに在り、罪成りて解く可らず、百姓過ちあれば、予一人に在るもの、故に凶と曰ふ、象傳の意、上の人をして、時に開悟して之れを、先きに禁止せしめば、亦此に至る可らざるを謂ふなり。



艮上

序卦傳に曰はく、物不可、以苟合而已、故受之以賁、賁者飾也、夫の君臣父子夫婦朋友の際、皆合なり、合ふときは、則ち飾らざる可らず、例へば、贄を執らざれば、賓主の合を成す可らず、幣を受けざれば、男女の合を成す可らざるが如し、又王者、爵を明かにし、法を勅へ、強食の患消して、天下始めて理に循ひ、文を守る、湯武獨夫を誅して、太平を致し、周公般頑を殄ちて、禮樂を制するが如し、故に噬嗑に次ぐに賁を以てす、賁は文なり、惟刑獄のみ文る可らず、故に賁は噬嗑に反す、此の卦、離下艮上、諸

れを乾坤に本づく、即ち地天泰の卦に就き、坤上六の玄黄を取り、乾中に來りて以て離と爲し、乾九二の文明を分ち、坤上に往きて以て艮と爲し、離火下に明か、艮山上に止まる、明を文と爲し、止を質と爲す、文質彬々の象なり、

賁亨。小利有攸往。

賁は飾なり、字、貝に从ふ、貝は文ありて錦の如し、故に文飾の義と爲す、此の卦、艮山の下に離火あり、其光り山に映じて、草木皆文彩ある象なり、故に賁と曰ふ、卦體剛實を質と爲し、柔虚を文と爲す、剛を大と爲し、柔を小と爲す、質を本と爲し、文を枝と爲す、内卦の離、一柔を以て二剛の間を文る、光明洞達するものなり、故に亨と云ふ、然れども陽は實にして、陰は虚なり、往きて返らざれば、則ち虚文日に勝つ、外卦乾の一畫、坤上に居り、艮と成れば、則ち文明にして止り、文質彬々たることを得、故に小往く所有るに利しと云ふ、小は陰を謂ふなり、

象傳曰。賁亨。柔來而文剛。故亨。分剛上而文柔。故小利有攸往。天文也。文明以止。人文也。觀乎天文。以察時變。觀乎人文。以化成天下。

此の卦、泰より來る、泰上六の柔二に來り、九二の剛、上に上りて、賁の卦と成る、故に

柔來りて剛を文り、剛を分ち、上りて柔を文ると云ふ、剛を質と爲し、柔を文と爲す、柔來りて剛を文れば、剛の質ありて、文行はるゝなり、故に亨る、剛を分ち、上りて柔を文るは、剛を以て文とするに非ず、剛上りて、柔始めて其の文を成すことを得るなり、故に小往く所有るに利しと云ふ、卦變を以て言へば、剛柔の交錯するは、以て天文を見るべし、卦德を以て言へば、則ち下離文明にして、上艮止なるは、以て人文を見るべし、聖人其の天文を觀て、以て四時の變化を察し、其人文を觀て、以て天下の風俗を化成するなり、

象傳曰。山下有火賁。君子以明庶政。无敢折獄。

山は百物の聚る所なり、山下に火あれば、則ち其上を照見して、品物皆光彩あり、故に賁飾の象と爲す、君子此の象を見て、凡そ庶府の政事に於ける、一に吾が明を用ゐて、以て之れを辨理する、亦火の山を照すが如く、法度典章燦然として天下の文を成す、唯獄を折むるの一事に於ては、之に反し、敢て文飾せざるなり、何となれば獄の冤罪多きは、必ず文に起るを以てなり、

初九賁其趾。舍車而徒。○象傳曰。舍車而徒。義弗乘也。